

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 37 第 5 項の規定により、包括外部  
監査人から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第 252 条の 38 第 3 項の  
規定により次のとおり公表する。

令和 8 年 3 月 2 7 日

岐阜県監査委員	澄 川 寿 之
岐阜県監査委員	安 井 忠
岐阜県監査委員	鈴 木 祥 一
岐阜県監査委員	安 田 典 子
岐阜県監査委員	飯 沼 敦 朗

令和7年度

包括外部監査の結果報告書

「外郭団体に対する事務の執行について」

令和8年3月

岐阜県包括外部監査人

公認会計士 香田 浩一

## 目次

第1 包括外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件（テーマ）	1
3. 事件を選定した理由	1
4. 外部監査の対象部局	1
5. 外部監査の対象期間	3
6. 外部監査の実施期間	3
7. 外部監査の方法	3
8. 包括外部監査人補助者	4
9. 利害関係	4
第2 監査対象の概要	5
1. 岐阜県の外郭団体	5
2. 外郭団体に対するこれまでの岐阜県の取組み	9
3. 外郭団体に対する県の財政支援の状況（令和6年度）	13
4. 外郭団体監査の視点	14
第3 アンケート調査結果	16
1. アンケート調査	16
第4 監査の結果と意見（総括）	53
1. 外郭団体への関与の在り方に対する方針の検討について	56
2. 外郭団体の在り方の評価・検討について（必要性、公益性）	56
3. 外郭団体の経営（持続可能性）	59
第5 監査の結果と意見（県に対する意見）	68
1. 岐阜県に対する指摘・意見について（外郭団体全体について）	68
2. 岐阜県に対する指摘・意見について（各外郭団体について）	79
第6 監査の結果と意見（外郭団体往査先の各団体に対する意見）	91
1. 公益財団法人岐阜県教育文化財団	91
2. 公益財団法人セラミックパーク美濃	96
3. 一般社団法人岐阜県農畜産公社	108
4. 岐阜県土地開発公社	118
5. 公益財団法人岐阜県産業経済振興センター	127
6. 地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院	132
7. 岐阜県住宅供給公社	143
8. 公益社団法人岐阜県森林公社	152
9. 公益財団法人岐阜県スポーツ協会	160
10. 公益財団法人岐阜県浄水事業公社	169

## 第1 包括外部監査の概要

### 1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

### 2. 選定した特定の事件（テーマ）

外郭団体に対する財務事務の執行について

### 3. 事件を選定した理由

岐阜県（以下「県」という。）では過去の問題を踏まえ、外郭団体等に対する指導と監督の強化を推し進められている。また、令和5年3月に、『清流の国ぎふ』創生総合戦略」と合わせて「岐阜県行財政改革指針 2023」を策定され、財政改革の取組みの一つとして「節度ある財政運営の継続」を掲げている。その中の具体的な取組みの中で「④外郭団体・公の施設等の効率化、適正化への継続的な取組みと県有施設の活用の促進」が挙げられ、外郭団体の在り方の見直しは重要な課題となっている。

全国的には、総務省が各地方公共団体に対し、第三セクター等の経営健全化を求め、経済的リスクが大きい場合には経営健全化方針の策定と公表を要請するなど、第三セクター改革の推進が加速している。

一方、令和6年度の予算では、外郭団体に対して約150億円を超える財政支援（補助金、委託料、負担金等）が計上されている。

さらに、県の包括外部監査において、外郭団体をテーマとした監査は平成20年度以降行われておらず、15年超が経過した今、当時の指摘や意見等の措置状況を踏まえ監査を実施することは有用であると考え。

上記の状況に鑑み、外郭団体に対する財務事務の執行に関して、合规性、経済性、効率性、有効性及び内部統制の視点等を要点として監査を実施するとともに、財政改革の取り組み状況を検証することは有用であると考え、監査対象の候補に選定した。

### 4. 外部監査の対象部局

外郭団体に関する財務事務を所管する部署

【図表3-1-1】外郭団体と県の担当部署

No	外郭団体名	県の担当部署
1	(一財)世界遺産白川郷合掌造り保存財団	総合企画部地域振興課
2	(公財)岐阜県スポーツ協会	観光文化スポーツ部地域スポーツ課
3	(一財)岐阜県市町村行政情報センター	総合企画部情報システム課
4	(公財)岐阜県美術振興会	観光文化スポーツ部文化伝承課

No	外郭団体名	県の担当部署
5	(公財)岐阜県教育文化財団	観光文化スポーツ部文化創造課
6	(社福)岐阜県福祉事業団	健康福祉部健康福祉政策課
7	(一財)岐阜県公衆衛生検査センター	健康福祉部健康福祉政策課
8	(公財)岐阜県産業経済振興センター	商工労働部商工労働政策課
9	(一財)飛騨地域地場産業振興センター	商工労働部地域産業課
10	(公財)セラミックパーク美濃	商工労働部地域産業課
11	(公財)ソフトピアジャパン	商工労働部産業デジタル推進課
12	(公財)岐阜かかみがはら航空宇宙博物館	商工労働部航空宇宙産業課
13	(公財)岐阜県国際交流センター	観光文化スポーツ部国際交流課
14	(一社)岐阜県農畜産公社	農政部農政課
15	(一財)岐阜県魚苗センター	農政部里川・水産振興課
16	(一社)岐阜県畜産協会	農政部畜産振興課
17	(公社)岐阜県森林公社	林政部森林保全課
18	(公社)木曾三川水源造成公社	林政部森林保全課
19	(公財)岐阜県建設研究センター	県土整備部建設政策課
20	岐阜県土地開発公社	県土整備部用地課
21	(公財)岐阜県浄水事業公社	都市建築部下水道課
22	岐阜県住宅供給公社	都市建築部住宅課
23	(公財)岐阜県暴力追放推進センター	警察本部組織犯罪対策課
24	(株)サン・シング東海	商工労働部労働雇用課
25	岐阜県名産販売(株)	商工労働部県産品流通支援課
26	(株)ブイ・アール・テクノセンター	商工労働部産業デジタル推進課
27	明知鉄道(株)	都市建築部都市公園・交通局公共交通課
28	長良川鉄道(株)	都市建築部都市公園・交通局公共交通課
29	地方独立行政法人 岐阜県総合医療センター	健康福祉部医療整備課
30	地方独立行政法人 岐阜県立多治見病院	健康福祉部医療整備課
31	地方独立行政法人 岐阜県立下呂温泉病院	健康福祉部医療整備課
32	岐阜県立看護大学	健康福祉部医療福祉連携推進課

## 5. 外部監査の対象期間

令和6年度（自：令和6年4月1日 至：令和7年3月31日）

ただし、必要に応じて他の年度についても監査対象とする。

## 6. 外部監査の実施期間

自：令和7年6月1日 至：令和8年3月17日

## 7. 外部監査の方法

### （1）監査の主な視点

外郭団体に対する事務の執行について、外郭団体としての効率性、効果性、経済性に加え、外郭団体の存在意義や持続可能性について検討を行った。特に、公益性（広く県民の受益に資する事業であるか）、必要性（民間企業に委ねるのではなく外郭団体として運営する必要性や利点）、持続可能性（人的資源の活用、財務管理方法・財務の健全性、運営や事業に対する評価・モニタリング）の視点を中心に監査を実施した。また、上記観点を考慮した上で、経営の持続可能性の観点については、外郭団体に対して外郭団体往査を行った。なお、今回の包括外部監査にあたり、地域経済の専門的な知見に基づき地域経済への影響、事業運営の妥当性等を確認する観点から、地方自治法第252条の38第1項に基づき学識経験を有する者等（県内地域経済について知見をもつ専門家）に意見聴取を実施した。

### （2）主な監査手続

- ア. 関連諸法令、条例及び規則等の閲覧
- イ. 県の所管課に対してアンケートの実施、アンケート結果の分析
- ウ. 県の所管課へのヒアリング、質問、資料の閲覧
- エ. 外郭団体への往査（ヒアリング、固定資産実査、証憑閲覧）
- オ. 外郭団体の事務に関する証憑・資料の閲覧及び担当者への質問
- カ. 学識経験を有する者等への意見聴取
- キ. その他、包括外部監査人が必要と認めた監査手続

## 8. 包括外部監査人補助者

城野 沙織 (公認会計士)  
岩田 香織 (公認会計士)  
伊藤 貴俊 (公認会計士)  
田中 愛子 (公認会計士)  
堀 健太郎 (公認会計士)  
杉下 茉衣 (公認会計士)  
左近 裕一 (公認会計士)  
安藤 祥平 (公認会計士)  
(行政経験者)  
大野 真一 (公認会計士試験合格者)  
平田 圭一 (行政経験者)  
山田 紗織 (行政経験者)  
加藤 優美子

## 9. 利害関係

包括外部監査人及び補助者は、いずれも監査の対象とした事件について地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

### 【本報告書の記載内容に関する留意事項】

報告書中の表の数値は、端数未満の金額は切り捨て、比率は四捨五入している。したがって端数処理の関係上、合計とその内訳が一致しない場合がある。

外部監査を通じて発見した、指摘すべき事項、意見を付すべき事項について、それぞれ、【指摘】、【意見】として記述し、それぞれの内容は以下のとおりである。

【指摘】 「法令や規則等に違反している事項、不当な事項等」

【意見】 「自治体運営の経済性・効率性・有効性、公平性、正確性を踏まえた結果、改善することが望まれる事項」

## 第2 監査対象の概要

### 1. 岐阜県の外郭団体

#### (1) 定義

外郭団体について、明確に法律で定められた定義はないが、一般的に「自治体の出資・出えんしている比率が25%以上の団体」と定義しているところが多い。県では、条例等で外郭団体について定義しているものではないが、「出資法人等」について、条例で定めている。

#### (出資法人等の情報公開)

第二十五条 県が出資その他の財政支援等を行う法人であつて、その性格及び業務内容を勘案し県の事務と密接な関係を有するとして知事が定めるもの（以下「出資法人等」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、その保有する情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、出資法人等の保有する情報の公開が推進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

県は、外郭団体の経理の透明化を図るため、団体自らホームページ等で財務等に関する情報を積極的に公開するよう県の担当部署を通じて指導している。

また、県は出資している各法人について、出資比率でさらに分類し、財政状況等の情報を県のHP上で公開に努めている。その中で、外郭団体を、「県の出資・出えん割合が25%以上の法人」として明示の上、情報開示を行っている。

#### 【図表 2-1-1】 県の情報公開画面

### 県出資等法人に関する情報公開

県が出資や公的支援等を行っている法人に関する情報を公開しています。

#### 県出資等法人の事業内容、経営状況公的支援等について（令和7年8月1日現在）

県が一定の出資や公的支援等を行っている法人について、各法人の協力のもと、その経営状況、県関与の状況などを情報公開しています。

対象法人

1	外郭団体（県による出資、出えん割合が25%以上の法人）	28法人
2	県が設立許可した県出資法人	6法人
3	県が補助金・委託料を支出している県出資法人等のうち全国的、広域的なものを除いたもの	6法人
4	出資の有無にかかわらず、県職員を派遣している法人のうち全国的、広域的なものを除いたもの（派遣法による派遣で県が給与を支給するもののみ）	2法人

（出所：岐阜県HP <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/1974.html>）

## (2) 監査の対象とした外郭団体一覧

今回の監査では、県への財政的な影響を加味し、県出資法人等のうち、外郭団体を監査対象とした。具体的には、県が、外郭団体と明記している県の出資・出えん割合が 25%以上の法人である【図表 2-1-2】で明記した 32 法人について、令和 7 年度の包括外部監査の対象としている。

なお、県が外郭団体として HP 上の情報公開を実施している法人は 28 法人であるが、HP にて明記されている「県の出資・出えん割合が 25%以上の法人」に当てはめ、出資比率が 100%である地方独立行政法人岐阜県総合医療センター、地方独立行政法人岐阜県立多治見病院、地方独立行政法人下呂温泉病院、公立学校法人岐阜県立看護大学の 4 法人についても、包括外部監査の対象とした。

【図表 2-1-2】 監査対象一覧（外郭団体）

名称	設立年月日	主な目的・事業内容
(公財)ソフトピアジャパン	平成 6 年 3 月 31 日	中部圏の IT 拠点として、人材育成・産業高度化（新産業育成・既存産業の情報化）の各種事業を実施。
(公財)岐阜県国際交流センター	平成元年 3 月 31 日	岐阜県の豊かな自然環境、歴史、文化、その他の資源をいかした国際交流活動を通じて、多文化共生社会の実現を図るとともに、諸外国との相互理解と友好親善に寄与。
(公財)岐阜県建設研究センター	昭和 45 年 4 月 10 日	建設事業に関する総合的な調査研究、公共事業に係る各種業務の補完支援。
(公財)岐阜県美術振興会	昭和 58 年 4 月 12 日	美術文化の振興。
(公財)岐阜県産業経済振興センター	昭和 45 年 4 月 1 日	創業及び中小企業の経営基盤の強化、経営の合理化・安定化、新産業の育成。 その他中小企業の経営環境を改善並びに地域振興を支援するための各種事業の実施。
(公財)岐阜県暴力追放推進センター	平成 4 年 3 月 25 日	暴力追放意識の高揚、暴力団員による不当な行為の予防及び被害の救済、総合的な暴力団対策の推進。
(一社)岐阜県農畜産公社	昭和 48 年 4 月 28 日	農業の生産性向上並びに経営の安定に対する支援及び農業の啓発普及を推進し、農業の健全な発展に寄与。
(公財)岐阜県教育文化財団	平成 15 年 4 月 1 日	県民文化・地域文化の振興、健康づくり・生きがいくりの推進、ぎふ清流文化プラザの管理運営。
(公財)岐阜県スポーツ	昭和 47 年 7 月 24 日	体育・スポーツの振興。

名称	設立年月日	主な目的・事業内容
ツ協会		
(公財)岐阜県浄水事業公社	平成2年9月20日	流域下水道施設の運営管理業務、下水道知識の普及等の事業を行い、県・市町村の下水道事業の振興を図り、県民の健康で快適な生活環境の向上と公共用水域の水質保全に寄与。
(公財)岐阜かかみがはら航空宇宙博物館	平成29年6月23日	航空宇宙に関する知識、技術等の普及及び啓発を行うとともに、将来の航空宇宙産業を担う人材を育成し、航空宇宙分野の科学技術の振興に寄与。
(一財)世界遺産白川郷合掌造り保存財団	平成9年3月6日	世界遺産集落保存のための調査、研究、指導、援助及び普及。
(一社)岐阜県畜産協会	昭和31年3月8日	畜産経営の安定向上及び、家畜の健康保持の指導、自衛防疫事業により畜産の振興に寄与。
(公社)岐阜県森林公社	昭和41年11月1日	分収方式による造林、白山林道の維持管理、林業労働力確保に関する事業。
(公社)木曾三川水源造成公社	昭和44年1月23日	木曾三川の水源地域において、分収方式による造林等の事業。
(一財)岐阜県魚苗センター	昭和58年1月5日	鮎種苗の生産、あっせん及び供給に関する事業。
(一財)岐阜県公衆衛生検査センター	昭和48年2月21日	健康の保持・増進・生活環境の保全に関し、検査・調査・研修・啓発を行い公衆衛生の向上・増進に寄与。
(公財)セラミックパーク美濃	平成11年3月29日	セラミックパーク MINO の管理運営、地域の産業文化、観光の振興。
(一財)岐阜県市町村行政情報センター	昭和45年4月1日	県内の地方公共団体における行政事務の情報システム共同化及び標準化。
(一財)飛騨地域地場産業振興センター	昭和58年7月15日	飛騨地域における地場産業の振興のための事業。
(株)サン・シング東海	平成5年5月12日	第三セクター方式による重度障がい者多数雇用企業として、寝具類の製造等の事業を実施。
岐阜県名産販売(株)	平成9年9月2日	岐阜県産品の高付加価値化とブランド力向上を図るため、岐阜県産品の商品企画、販売、PR等を実施。
(株)ブイ・アール・テクノセンター	平成5年4月1日	頭脳立地法に基づき設立され、地域産業の高度化、地域経済の活性化を図るため、VRなどの先端技術の研究開発・人材育成・情報提供等を実施。
明知鉄道(株)	昭和60年5月21日	鉄道事業及びその関連事業。
長良川鉄道(株)	昭和61年8月28日	鉄道事業及びその関連事業。
岐阜県土地開発公社	昭和41年12月28日	公共用地、公用地等の取得、管理、処分

名称	設立年月日	主な目的・事業内容
		を行うことにより、地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与することを目的とし、主な業務内容として、①国、県等からの依頼により、道路、公園、緑地その他の公共施設等の用に供する土地の取得、造成、その他の管理及び処分、②地域開発のためにする工業用地等の用に供する一団の土地の造成事業並びに当該造成事業用地を業務施設等の用に供するために賃貸する事業、③国、県等の委託に基づき、土地の取得のあっせん、調査、測量その他これらに類する業務を実施。
岐阜県住宅供給公社	昭和41年4月1日	住宅を必要とする勤労者に対し、居住環境の良好な住宅を供給し、もって住民の生活の安定と社会福祉の推進に寄与するため、分譲事業・賃貸住宅管理事業を実施。
(社福) 岐阜県福祉事業団	昭和42年3月18日	県民の福祉の向上と増進に寄与することを目的とする社会福祉事業の実施。
地方独立行政法人 岐阜県総合医療センター	平成22年4月1日	(定款第1条より抜粋) 岐阜県が設立する他の地方独立行政法人と緊密に協力し合う関係を築くとともに、近隣の医療機関等と適切な役割分担・連携を図り、医療の提供、医療に関する調査及び研究並びに教育及び研修その他の業務を行うことにより、岐阜地域をはじめとする岐阜県における医療水準の向上を図り、もって県民の健康の確保及び増進に寄与する。
地方独立行政法人 岐阜県立多治見病院	平成22年4月1日	(定款第1条より抜粋) 岐阜県が設立する他の地方独立行政法人と緊密に協力し合う関係を築くとともに、近隣の医療機関等と適切な役割分担・連携を図り、医療の提供、医療に関する調査及び研究並びに教育及び研修その他の業務を行うことにより、東濃地域をはじめとする岐阜県における医療水準の向上を図り、もって県民の健康の確保及び増進に寄与することを目的とする。
地方独立行政法人 岐阜県立下呂温泉病院	平成22年4月1日	(定款第1条より抜粋) 岐阜県が設立する他の地方独立行政法人と緊密に協力し合う関係を築く

名称	設立年月日	主な目的・事業内容
		とともに、近隣の医療機関等と適切な役割分担・連携を図り、医療の提供、医療に関する調査及び研究並びに教育及び研修その他の業務を行うことにより、飛騨地域をはじめとする岐阜県における医療水準の向上を図り、もって県民の健康の確保及び増進に寄与することを目的とする。
公立大学法人 岐阜 県立看護大学	平成 22 年 4 月 1 日	(定款第 1 条より抜粋) 大学を設置し、及び管理することにより、看護専門職としての責任を持ち創造的に看護を実践する人材を育成し、もって地域社会における人々の健康な生活の確保、福祉の向上及び看護学の発展に寄与することを目的とする。

(出所：県HP <https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/466138.pdf> より抜粋及び各法人の定款)

## 2. 外郭団体に対するこれまでの岐阜県の取組み

### (1) 過去の問題への対応

県では、外郭団体を対象に、設立時からの社会情勢の変化を踏まえた実施事業の見直しにより、統廃合や経費の削減、補助金の削減を行うなど、外郭団体改革を行ってきた経緯がある。

#### <外郭団体改革への取組実績>

・平成 17 年の政策総点検を経て、3 つの財団（岐阜県広報センター、岐阜県県民ふれあい会館、地球環境村ぎふ）を廃止

・平成 18 年に策定した行財政改革大綱、平成 21 年に策定した「行財政改革指針」、平成 22 年に策定した「行財政改革アクションプラン」において見直しの方針を定め、外郭団体の見直しを実施

(見直しの内容)

- \*解散 : 4 団体 (県一財：約▲ 2 億円、県職員数：▲ 3 9 人)
- \*統合 : 4 団体 (県一財：約▲ 1 億円、県職員数：▲ 7 人)
- \*事業縮小等： 6 団体 (県一財：約▲ 7 億円、県職員数：▲ 2 6 人)
- \*補助等削減： 1 0 団体 (県一財：約▲ 1 億円、県職員数：▲ 4 人)

また、平成 18 年に発覚したプール資金問題<sup>1</sup>に関連して、県の外郭団体も県庁とともに調査・是正措置が進められた。この取組みは「岐阜県政再生プログラム」（以下「当プログラム」という。）として実施されている。

県は外郭団体等に対して、当プログラムの対応として経理状況調査（不正経理による資金作りの調査を含む）の実施、再発防止策の導入、関係者の処分、情報公開の推進を実施した。特に、外郭団体等が自治体の「ブラックボックス」的な存在にならないよう、外郭団体等との委託事業、補助事業を全面的に見直しにより外郭団体への関与を縮小、県職員派遣などの人的関与の見直し、外郭団体等の情報開示の充実を行った。対策は、平成 18 年から平成 22 年度までの 5 年間で実施している。

## （2）現在の取組み

（1）で述べた当プログラムにおける取組状況を「「岐阜県政再生プログラム」における再発防止策の取組状況」として、平成 23 年度に実施した再点検以降も、各取組内容について、毎年度評価を行い県 HP に公開している。

### 【図表 2-2-1】過去の岐阜県政再生プログラムの掲載ページ

記事ID : 0000671 2025年6月18日更新 :: 行政管理課 印刷ページ表示 大きな文字で印刷ページ表示

## 県政再生プログラム

### 岐阜県政再生プログラム

>>> [岐阜県政再生プログラム \(平成25年4月1日更新\) \[PDFファイル/623KB\]](#)

#### 不正資金の返還について

平成19年5月9日に、19億1775万円の全額を県に返還済み

#### 「岐阜県政再生プログラム」における再発防止策の取組状況

[令和7年3月31日現在 \[PDFファイル/655KB\]](#)

（出所：岐阜県 HP <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/671.html>）

<sup>1</sup> 岐阜県の複数の外郭団体が、県から交付された補助金や委託費の一部を、本来の目的外である「プール資金」として長年にわたり内部に留保し、不適切に管理・運営していた事案。

取組みは全部で 40 件超であるが、その中で外郭団体に対しての記載（再発防止策の内容）は 1 件である。また、それに対する平成 18 年度～22 年度を取組状況は以下のとおりである。

【図表 2-2-2】外郭団体に対する取組み

プログラムに記載した再発防止策の内容	平成 18～22 年度までの取組状況
(1) 外郭団体との関係の見直しと不正資金の調査 県の経済的・人的関与を縮減する方向に立って、外郭団体の存続についての検討、事務事業の見直し、県職員の役員就任や県職員派遣など人的関与の見直し、情報公開の促進策についての検討等を行う。また、経理状況について本格的な調査を実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・19 年度当初予算において外郭団体への補助事業・委託事業を全面的に見直し</li> <li>・外郭団体をはじめとする県出資等法人の情報開示を実施 &lt;18 年 11 月～&gt;</li> <li>・外郭団体等 43 団体を対象にした不正資金調査結果を公表。 &lt;19 年 2 月&gt;</li> </ul>

(出所：岐阜県 HP <https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/451988.pdf>)

平成 18 年度～22 年度を取組みの中で、現在も継続して実施しているのは、「外郭団体をはじめとする県出資等法人の情報開示を実施」である。平成 22 年度以降、継続して、外郭団体をはじめとする「県出資等法人の情報開示を実施すること」の実施状況について、年度末を取組状況を公表している。

【図表 2-2-3】外郭団体に関連した取組みに関する公表状況

プログラムに記載した再発防止策の内容	平成 18～22 年度までの取組状況	再点検（平成 23 年度）以降の取組内容【令和 6 年度末現在】
<b>4 外郭団体・実行委員会等に関する総点検</b>		
(1) 外郭団体との関係の見直しと不正資金の調査  県の財政的・人的関与を縮減する方向に立って、外郭団体の存続についての検討、事務事業の見直し、県職員の役員就任や県職員派遣など人的関与の見直し、情報公開の促進策についての検討等を行う。また、経理状況について本格的な調査を実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○19 年度当初予算において外郭団体への補助事業・委託事業を全面的に見直し</li> <li>○外郭団体をはじめとする県出資等法人の情報開示を実施 &lt;18 年 11 月～&gt;</li> <li>○外郭団体等 43 団体を対象にした不正資金調査結果を公表。 &lt;19 年 2 月&gt;</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■継続実施（県出資等法人の情報開示）</li> </ul> <p style="text-align: right;">[担当部署：行政管理課]</p>

(出所：岐阜県 HP <https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/451988.pdf>)

なお、「県出資等法人の情報開示」とは、HP 上で県出資等法人の事業内容、経営状況、公的支援等について公表しているものである。

【図表 2-2-4】 県出資等法人の情報公開（事例：公益財団法人ソフトピアジャパン）

県出資等法人の事業内容、経営状況、公的支援等について

1 県出資等法人の名称等

名 称 公益財団法人ソフトピアジャパン  
 代 表 者 理事長 松島桂樹  
 所 在 地 〒503-8569 大垣市加賀野 4-1-7 電話番号 (0584)77-1144  
 設立年月日 平成6年3月31日  
 ホームページアドレス <https://www.softopia.or.jp>

2 担当課

商工労働部 産業デジタル推進課

3 資本金・基本金

5,000 千円(県出資割合 100.0%)

4 事業内容

令和7年度事業費(予算額) 380,850 千円  
 (1) 情報科学技術に関する産業の支援事業  
 (2) 情報科学技術に関する人材の育成事業  
 (3) 情報科学技術に関する情報の提供事業  
 (4) 情報科学技術に関する交流事業  
 (5) 情報科学技術に関する啓発普及事業  
 (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

5 財務状況

(1)貸借対照表の概要

(単位:千円)

項 目	R4年度	R5年度	R6年度
総資産	117,234	99,119	113,712
負債	112,044	96,051	108,712
純資産	5,190	3,068	5,000
利益剰余金	190	△1,932	0

(2)損益計算書の概要

(単位:千円)

項 目	R4年度	R5年度	R6年度
総収入	288,105	375,669	367,426
経常損益	△2,086	△2,122	1,932
当期損益	△2,086	△2,122	1,932
減価償却前当期損益	2,344	1,603	5,273

(3)法人による財務状況の公開ページへのリンク

<https://www.softopia.or.jp/about/>

6 法人への関与の状況

(1)公的支援

(単位:千円)

項 目	R5年度	R6年度	R7年度	備 考
① 補助金(助成金)	395,631	395,398	374,867	
② 利子補給金				
③ 税の減免額				
④ その他( )				
合 計	395,631	395,398	374,867	

(参考)委託料

項 目	R5年度	R6年度	R7年度	備 考
(参考)委託料				

※R7年度は予算額

(2)その他

(単位:千円)

項 目	R5年度	R6年度	R7年度	備 考
① 損失補償契約に係る債務残高				
② 債務保証契約に係る債務残高				
③ 貸付金残高				
④ 出資金	5,000	5,000	5,000	
合 計	5,000	5,000	5,000	

※R7年度は予算額

7 役員数の状況

項 目	R5年度	R6年度	R7年度	備 考
役員				
常 勤	1( 0)	2( 0)	2( 0)	
非常勤	20( 2)	20( 1)	20( 1)	
職員				
常 勤	29( 0)	29( 0)	29( 0)	
非常勤	0( 0)	0( 0)	0( 0)	
合 計	50( 2)	51( 1)	51( 1)	

※( )書きは、県職員の数で内数

8 給与の状況(令和7年4月分)

(1)役員(常勤)の平均報酬月額

442,700 円

(2)職員(常勤)の平均給与月額

305,335 円(平均年齢 48 歳)

(出所：岐阜県 HP <https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/465874.pdf>)

3. 外郭団体に対する県の財政支援の状況（令和6年度）

県が、外郭団体に対して行っている経済的支援は、【図表 2-3-1】のとおりである。

【図表 2-3-1】 外郭団体に対する経済的支援状況（令和6年度）（単位：百万円）

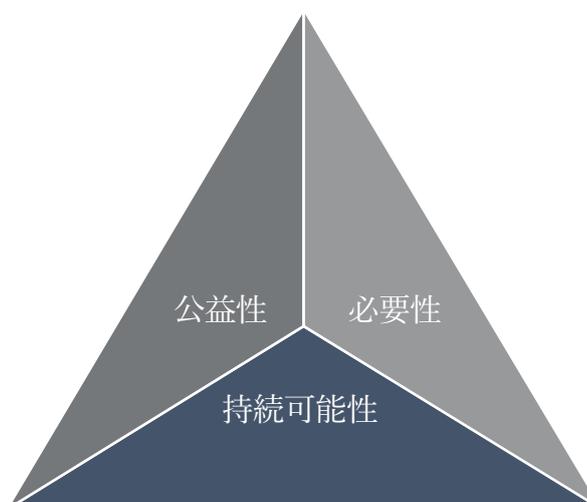
NO	外郭団体名	補助金 交付金 負担金	委託費	指定 管理料	その 他	貸付金 残高
1	(一財)世界遺産白川郷合掌造り保存財団	—	—	—	—	—
2	(公財)岐阜県スポーツ協会	236	33	735	—	—
3	(一財)岐阜県市町村行政情報センター	—	0	—	—	—
4	(公財)岐阜県美術振興会	—	—	—	—	—
5	(公財)岐阜県教育文化財団	314	101	334	—	—
6	(社福)岐阜県福祉事業団	27	208	385	—	—
7	(一財)岐阜県公衆衛生検査センター	—	66	—	—	—
8	(公財)岐阜県産業経済振興センター	510	—	—	—	6,793
9	(一財)飛騨地域地場産業振興センター	4	—	—	—	—
10	(公財)セラミックパーク美濃	—	—	—	36	—
11	(公財)ソフトピアジャパン	360	—	—	—	—
12	(公財)岐阜かかみがはら航空宇宙博物館	—	—	101	15	—
13	(公財)岐阜県国際交流センター	53	47	—	—	—
14	(一社)岐阜県農畜産公社	246	31	62	—	441
15	(一財)岐阜県魚苗センター	13	5	—	—	—
16	(一社)岐阜県畜産協会	35	—	—	—	—
17	(公社)岐阜県森林公社	387	16	—	—	17,284
18	(公社)木曾三川水源造成公社	54	—	—	—	9,983
19	(公財)岐阜県建設研究センター	19	440	—	—	—
20	岐阜県土地開発公社	—	50	—	—	3,117
21	(公財)岐阜県浄水事業公社	—	2,658	—	—	—
22	岐阜県住宅供給公社	—	1,281	—	—	180
23	(公財)岐阜県暴力追放推進センター	—	3	—	—	—
24	(株)サン・シング東海	—	—	—	—	—
25	岐阜県名産販売(株)	—	5	—	—	—
26	(株)ブイ・アール・テクノセンター	3	17	209	—	—
27	明知鉄道(株)	44	—	—	—	—
28	長良川鉄道(株)	262	—	—	—	—
29	地方独立行政法人岐阜県総合医療センター	2,642	—	—	—	11,692
30	地方独立行政法人岐阜県立多治見病院	2,146	—	—	—	14,927
31	地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院	1,089	—	—	—	4,075
32	公立大学法人岐阜県立看護大学	871	—	—	—	—

(出所：担当課に対するアンケート結果より監査人が集計)

#### 4. 外郭団体監査の視点

外郭団体を監査するにあたっては、県の外郭団体に対する方針を把握した上で検討を行うべきである。しかし、県では、現状外郭団体に対する過去に策定した方針により予算要求時に各団体が必要性等の評価・検討は実施しているものの、社会情勢に応じた見直しの実施や・県民に分かりやすい形で公表されているとは言い難く、方針は必ずしも明確ではない。そのため、包括外部監査を行うに際し、外郭団体に対して、以下の視点をもって監査を行った。

公益性及び必要性は、県の所管課に対するアンケート調査、ヒアリング等を中心に行い、持続可能性は、財政リスクや経営に問題があると考えられる外郭団体に対して監査を実施した。



##### ●公益性

外郭団体として事業を行うにあたり、そもそもその事業が県の外郭団体として公益性を有する事業であるか否かの検討が重要となる。

公益性	
観点	検討の方向性
<ul style="list-style-type: none"> <li>・当初の設立趣旨と事業の目的は整合しているか</li> <li>・当初の設立趣旨は、現在の社会的ニーズに照らして、陳腐化したものとなっていないか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の必要性がないと考えられる場合、事業自体の廃止、一部事業の統合、事業の縮小の検討が考えられる。</li> </ul>

##### ●必要性

事業の公益性があると判断した場合、県の単独事業や民間委託事業等ではなく県の外郭団体として実施することの必要性があるか否かの検討が重要となる。

必要性	
観点	検討すべき方向性
<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間ではなく、公営として実施する必要性があるのか</li> <li>・民間に同様の事業を営む団体はいないか</li> <li>・県の経済的・人的関与が大きく、実質県が実施している状況ではないか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公営で実施する必要性がない、メリットが小さいと考えられる場合、民間への譲渡の検討が考えられる。</li> <li>・実質、県が実施している状況と大きく変わらない場合、外郭団体とする必要はあるのか、県が実施すればいいのではないかと考えられる。</li> </ul>

●持続可能性

事業の必要性、公営性があると判断した場合、持続的な事業経営が可能な状況であるかの検討が重要となる。

持続可能性	
観点	検討すべき方向性
<ul style="list-style-type: none"> <li>・持続的に安定して運営するため、財政状況に問題はないか</li> <li>・県からの金銭的支援に過度に依存した状況ではないか</li> <li>・団体の内部統制の状況に問題はないか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財政状況に問題がある場合、県から適切な経営指導を行うことが考えられる</li> <li>・金銭的援助の状況が、団体運営にとって適切な状況か検討することが考えられる</li> </ul>

持続可能性については、継続して事業を実施するにあたり問題が生じている可能性が高い先として①赤字経営（経常収支が赤字）、②県からの財政的関与（補助金・委託料・指定管理料・負担金等）が大きい、の2つを基準として、外郭団体に対する往査を行った。

実施している事業の種類を踏まえて選定した往査先は以下のとおりである。

【図表 2-4-1】外郭団体の往査先一覧

選定先	理由
公益財団法人岐阜県教育文化財団	財政的関与が大きい
公益財団法人セラミックパーク美濃	経常収支が赤字
一般社団法人岐阜県農畜産公社	経常収支が赤字
岐阜県土地開発公社	経常収支が赤字
公益財団法人岐阜県産業経済振興センター	経常収支が赤字
地方独立行政法人下呂温泉病院	経常収支が赤字
岐阜県住宅供給公社	財政的関与が大きい
公益社団法人岐阜県森林公社	財政的関与が大きい
公益財団法人岐阜県スポーツ協会	財政的関与が大きい
公益財団法人岐阜県浄水事業公社	財政的関与が大きい

### 第3 アンケート調査結果

#### 1. アンケート調査

各外郭団体の事務実体、運営状況について具体的に把握するため、県の外郭団体 32 法人について、外郭団体を管理する県の担当部署にアンケート調査を実施した。

#### (1) アンケート概要（対象、項目等）

##### アンケート概要

対象部署	外郭団体 32 団体を管理する県の担当部署 10 部署 28 課
実施時期	令和 7 年 7 月 1 日～7 月 15 日
アンケート項目	事業の必要性、事業の公益性、持続可能性の観点から 22 の設問を設定

【図表 3-1-1】 外郭団体と県の担当部署

No	外郭団体名	県の担当部署
1	(一財)世界遺産白川郷合掌造り保存財団	総合企画部地域振興課
2	(公財)岐阜県スポーツ協会	観光文化スポーツ部地域スポーツ課
3	(一財)岐阜県市町村行政情報センター	総合企画部情報システム課
4	(公財)岐阜県美術振興会	観光文化スポーツ部文化伝承課
5	(公財)岐阜県教育文化財団	観光文化スポーツ部文化創造課
6	(社福)岐阜県福祉事業団	健康福祉部健康福祉政策課
7	(一財)岐阜県公衆衛生検査センター	健康福祉部健康福祉政策課
8	(公財)岐阜県産業経済振興センター	商工労働部商工労働政策課
9	(一財)飛騨地域地場産業振興センター	商工労働部地域産業課
10	(公財)セラミックパーク美濃	商工労働部地域産業課
11	(公財)ソフトピアジャパン	商工労働部産業デジタル推進課
12	(公財)岐阜かかみがはら航空宇宙博物館	商工労働部航空宇宙産業課
13	(公財)岐阜県国際交流センター	観光文化スポーツ部国際交流課
14	(一社)岐阜県農畜産公社	農政部農政課
15	(一財)岐阜県魚苗センター	農政部里川・水産振興課
16	(一社)岐阜県畜産協会	農政部畜産振興課
17	(公社)岐阜県森林公社	林政部森林保全課
18	(公社)木曾三川水源造成公社	林政部森林保全課
19	(公財)岐阜県建設研究センター	県土整備部建設政策課
20	岐阜県土地開発公社	県土整備部用地課
21	(公財)岐阜県浄水事業公社	都市建築部下水道課
22	岐阜県住宅供給公社	都市建築部住宅課
23	(公財)岐阜県暴力追放推進センター	警察本部組織犯罪対策課

No	外郭団体名	県の担当部署
24	(株)サン・シング東海	商工労働部労働雇用課
25	岐阜県名産販売(株)	商工労働部県産品流通支援課
26	(株)ブイ・アール・テクノセンター	商工労働部産業デジタル推進課
27	明知鉄道(株)	都市建築部都市公園・交通局公共交通課
28	長良川鉄道(株)	都市建築部都市公園・交通局公共交通課
29	地方独立行政法人 岐阜県総合医療センター	健康福祉部医療整備課
30	地方独立行政法人 岐阜県立多治見病院	健康福祉部医療整備課
31	地方独立行政法人 岐阜県立下呂温泉病院	健康福祉部医療整備課
32	岐阜県立看護大学	健康福祉部医療福祉連携推進課

(出所：監査人作成)

## (2) アンケート結果まとめ

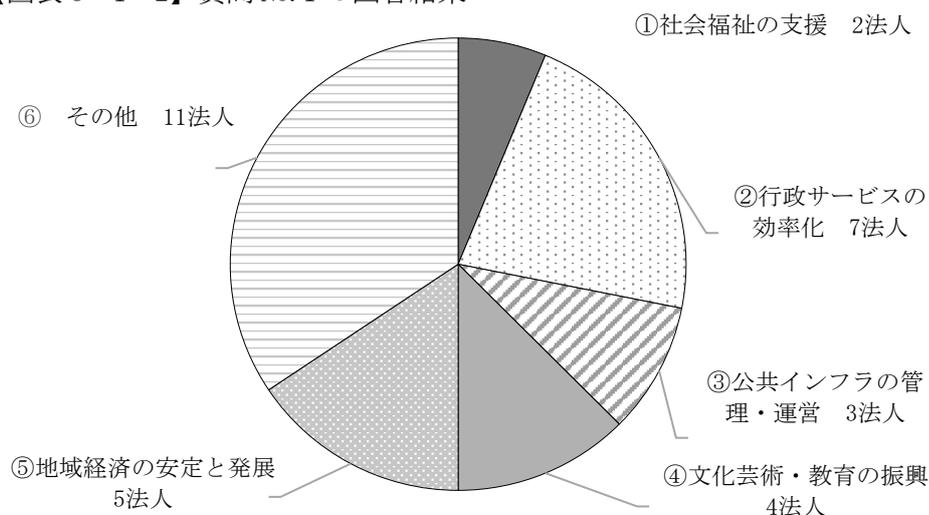
### 【設立の目的】

#### 質問NO.1

外郭団体を設立した当初の目的は、選択肢のうちどれですか。  
 (選択肢) ①社会福祉の支援②行政サービスの効率化③公共インフラの管理・運営④文化芸術・教育の振興⑤地域経済の安定と発展・⑥その他

質問 NO.1 の回答結果は、【図表 3-1-2】のとおりである。外郭団体を設立した当初の目的としては、「⑥その他」を除くと、「②行政サービスの効率化」を目的とした外郭団体が最多の 7 法人であった。また、「⑥その他」を選択した回答内容は【図表 3-1-3】のとおりである。

【図表 3-1-2】 質問 NO.1 の回答結果



(出所：監査人による質問票回答の集計)

【図表 3-1-3】 質問 NO.1 で「⑥その他」と回答した団体とその内容

外郭団体名	「⑥その他」の内容
(一財)世界遺産白川郷合掌造り保存財団	世界遺産集落とそれらを取り巻く地域の保全
(一財)岐阜県市町村行政情報センター	岐阜県内市町村における行政事務情報化の推進
(公財)岐阜県国際交流センター	県民全体の国際交流活動活性化
(一社)岐阜県畜産協会	畜産の振興
(公社)岐阜県森林公社	地球温暖化防止、水源涵養、県土の保全等森林の多面的機能を発揮する森林の整備・保全を図るとともに森林資源の育成を進め、併せてこれらを担う人材の育成・確保の支援を図ることにより、もって地域経済の発展及び住民の安全で豊かな生活に寄与する。
(公社)木曾三川水源造成公社	岐阜県内の木曾三川の水源地域において、造林、育林、森林の取得及びその他の森林整備に関する事業を推進して、水源の涵養、国土の保全、自然環境の保全等森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図りつつ地球環境の保全に資するとともに、産業の発展及び住民の安全で豊かな生活に寄与する。
岐阜県住宅供給公社	住宅を必要とする勤労者に対し、居住環境の良好な集団住宅及びその用に供する宅地を提供し、もって住民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与する。
(公財)岐阜県暴力追放推進センター	暴力団排除活動の支援
(株)サン・シング東海	障がい者の雇用の拡大
明知鉄道(株)	地方鉄道の管理運営
長良川鉄道(株)	地方鉄道の管理運営

(出所：監査人による質問票回答の集計)

質問NO.2

具体的にどのような社会的課題やニーズに応える設立時の背景がありましたか。(自由回答)

質問 NO.2 の回答結果は、【図表 3-1-4】のとおりである。設立当時の社会情勢を踏まえた内容であるが、現在の社会的課題やニーズに応えるものかどうかについては、都度検討する必要がある。

【図表 3-1-4】 質問 NO. 2 の回答結果

外郭団体名	設立背景
(一財)世界遺産白川郷合掌造り保存財団	急速に失われゆく合掌造りの維持費用は、所有者に大きな負担としてのしかかるため、基金運用益をもとにした集落保全にかかる事業を実施することで、世界遺産集落を末永く後世に遺していく必要性が高まっていた。
(公財)岐阜県スポーツ協会	大正 13 年 (1924) に第 1 回明治神宮競技大会が開催されることになり、参加が広く国民一般に求められたため各地方で推薦母体の必要に迫られた。このため岐阜県においてもスポーツの普及振興を図るとともに各種団体の連絡調整、助成にあたるのが急務とされ大正 15 年 (1926) 「岐阜県体育協会」が設立。昭和 47 年 (1972) 公益法人を取得した。
(一財)岐阜県市町村行政情報センター	岐阜県内市町村における行政事務の近代化を促進するため、共同してコンピュータによる情報処理を推進するために設立された。
(公財)岐阜県美術振興会	昭和 57 年 11 月に県美術館の開館をみたが行政における文化活動には自ずから限界があり、県民に対するきめ細かい美術文化活動を推進していくために広く民間の篤志家などに働きかけ経済的協力を得て本県の文化行政を助長する必要があることから、外郭団体を設立し、美術品、美術資料及び美術文化活動に関する情報収集等岐阜県美術館の活動に積極的に協力し、より高い文化への道を求める県民性の育成と豊かな美術活動の振興に寄与しようとする目的で設立された。
(公財)岐阜県教育文化財団	人口減少及び少子・高齢化を特徴とする 21 世紀の情報社会・知恵社会において、「人材」は重要な社会資本であり、「知恵を生む人づくり」が社会的な課題となっている。「人間中心主義」の時代の到来の中で、心豊かな県民を育み、うるおいと安らぎのある生活を実現するため、県民文化・地域文化の振興と発展が重要となっている。県民との協働の時代において、民間活力の導入によって文化の振興・発展に寄与する事業を、一元的・一体的に推進し、「日本一住みよいふるさと岐阜県」づくりに貢献するため設立された。
(社福)岐阜県福祉事業団	県内の多様な福祉サービスや保健医療サービスその他の関連するサービスが連携して総合的に提供し、広く県民福祉の向上と増進に寄与する

外郭団体名	設立背景
	ことを目的として事業を実施するために設立された。
(一財)岐阜県公衆衛生検査センター	高度経済成長に伴う環境汚染への懸念や、食品の安全性への不安などが高まり、地域住民の健康と生活環境を守るため、科学的かつ中立な検査機関の必要性が生じた。
(公財)岐阜県産業経済振興センター	当時の岐阜県の経済状況としては、3年連続(1997～1999年度)でマイナス成長が続き、日本経済全体の成長率を下回る状況にあった。また、企業行動の面でも、設備投資が少ない、開業率が低い、新事業展開が少ないなどといった課題がみられた。そういった背景の中、創業及び中小企業の経営基盤の強化、新産業の育成等に対して支援を行う外郭団体として、現在の岐阜県産業経済振興センターが設立された。
(一財)飛騨地域地場産業振興センター	飛騨地域1市3郡(20市町村)が「飛騨はひとつ」の理念のもとに、地域経済の基盤となっている地場産業の振興のための拠点を整備した。
(公財)セラミックパーク美濃	セラミックパークMINOの管理運営(現代陶芸美術館以外の部分の管理運営を県から委託)を行うことにより、東濃西部地域の産業、文化及び観光の振興を図り、もって「世界陶磁器文化首都」の実現に寄与することを目的に設置された。
(公財)ソフトピアジャパン	情報技術の発展に伴い、デジタル人材の育成、情報産業の高度化が必要となり、外郭団体を設立し、効率的かつ効果的な事業を進めるため設立された。
(公財)岐阜かかみがはら航空宇宙博物館	航空宇宙に関する知識、技術等の普及啓発及び将来の航空宇宙産業を担う人材の育成を進める上で、専門家の知見や民間ノウハウを積極的に活用できる外郭団体を設立し、当団体が岐阜かかみがはら航空宇宙博物館の指定管理者として効果的かつ効率的な施設運営を行うことが望ましいため。
(公財)岐阜県国際交流センター	従来の国レベルの国際交流から県、市町村、住民等の草の根レベルの国際交流への進展に対応するため、県、市町村、民間団体などと連携し、地域の国際交流活動を支援する中核的組織として設立された。
(一社)岐阜県農畜産公社	農業生産性向上や経営安定への支援、農業の啓発普及などの事業を推進するため、また県施策の裾野をひろげていくための組織として設立。

外郭団体名	設立背景
(一財)岐阜県魚苗センター	<p>県内漁業協同組合は第5種共同漁業権が免許され、排他的に鮎漁業をする権利を得るかわりに、資源量の維持のために稚鮎の放流を義務付けられている。そのため、放流稚鮎の調達が必要であるが、同センター設立当時は、県内放流の9割を琵琶湖で採捕された鮎に依存しており、採捕量の変動による供給不安と、売り手市場による種苗価格の高騰（現在の販売価格の2倍）に悩まされていた。そこで琵琶湖産に替わる良質な放流稚鮎を安価に県内漁協へ供給するために、稚鮎の生産団体を県と県漁連の出捐により設立した。その後、琵琶湖産鮎は、当県の地先産鮎とは遺伝的に異なっており、その放流は、天然遡上鮎資源に悪影響があること、本県の鮎漁業は放流鮎だけではなく天然遡上鮎に支えられていることが明らかとなり、天然遡上鮎と遺伝的に同じ稚鮎を生産している同センターは、天然遡上鮎資源の保全の観点からも重要な役割を果たしていることが示された。そして、この取り組みが高く評価され、世界農業遺産「清流長良川の鮎」の認定につながった。</p>
(一社)岐阜県畜産協会	<p>畜産経営者の技術の向上と畜産経営の安定を図るため、国において「畜産指導體制の強化に関する措置要綱（昭和30年10月25日、省議決定）」が定められ、各都道府県知事あてに「畜産指導體制の強化について（昭和30年11月8日付け農林事務次官通達）」が発せられ、各県に指導団体としての畜産会が設置された。</p> <p>また、官公防疫に端を発する家畜自衛防疫事業の運営主体として、昭和49年に社団法人岐阜県家畜畜産物衛生指導協会が設立されており、現在の岐阜県畜産協会はこの両団体が平成13年に合併し、岐阜県内の畜産経営の安定向上に必要な支援指導、家畜の健康保持に関する技術指導、畜産経営者の自衛防疫等に関する事業を行い、もって畜産の振興に寄与するために設立された。</p>
(公社)岐阜県森林公社	<p>戦前戦後の大量伐採による森林の荒廃、社会経済の急速な発展に伴う木材需要の急増、薪炭需要の激減と広葉樹パルプ用材の需要拡大を背景として、未立木地や旧薪炭林を人工林に転換する拡大造林が森林整備の大きな課題となっていた。</p>
(公社)木曾三川水源造成公社	<p>伊勢湾台風（昭和34年）の後遺的災害ともいえる飛騨川の汚濁が40年代に入っても治まらず、それを契機として、木曾三川水源地域における</p>

外郭団体名	設立背景
	森林整備の有りようが、圏域一体の一大課題として提起されることとなった。
(公財)岐阜県建設研究センター	公共の社会基盤整備においては、災害に強い安全で安心な地域の創出、活力ある経済活動を支えるインフラ整備等の確実な実施とともに、透明性や公正性を確保しつつ価格と品質で総合的に優れた調達が求められていた。また、県内市町村の発注体制の弱さ、特に人材確保が課題であった。そのため、良質な社会資本整備と適正な維持管理、県及び県内市町村の建設行政の適正かつ効率的な執行を総合的に支援する必要があることから設立された。
岐阜県土地開発公社	地価が上昇する傾向にあった中で、地価高騰前に公共用地を先行取得する経済的効果があった。社会資本整備に対する県民ニーズが大きく、公共用地を事前に確保することは、公共事業の円滑な推進、事業効果の早期創出といった点から必要不可欠であった。
(公財)岐阜県浄水事業公社	下水道は安全で快適な生活環境の確保、公共用水域の水質の保全等住民が健康で文化的な生活を営むために不可欠の公共施設であり、下水道の機能を十分に発揮させるためには、流域市町との密接な協力体制の下、適正かつ効率的な維持管理を行う必要がある。このような背景から、木曽川右岸流域下水道の供用開始にあたり、県市町と共同して運営することを基本理念とした「財団法人岐阜県浄水事業公社」を設立。
岐阜県住宅供給公社	勤労者に対する分譲住宅や賃貸住宅が不足していた背景があり、それらを提供する目的で設立された。
(公財)岐阜県暴力追放推進センター	平成4年3月に施行された暴力団対策法に基づき、公安委員会が都道府県に1つずつ設置
(株)サン・シング東海	重度障がい者等の雇用拡大を図る必要があることから、重度障がい者を多数雇用する企業を設立することで、障がい者の雇用促進に向けた県内企業への波及効果も期待できることから設立された。
岐阜県名産販売(株)	県内産業の発展と地域振興にあたり、より効果的に県産品の販路開拓・販売促進等を進めるため、第3セクター方式の株式会社が設立された。
(株)ブイ・アール・テクノセンター	岐阜県内での地域産業の高度化を目的に、県、中小企業基盤整備機構、各務原市、民間企業30社以上が出資して設立した団体

外郭団体名	設立背景
明知鉄道(株)	地域の生活を支える重要な公共交通機関として存続させるため、恵南地域と恵那市・東濃路を結ぶ基幹交通機関であった国鉄明知線を引継ぎ、関係自治体等が出資し、第三セクター方式の鉄道会社として設立された。
長良川鉄道(株)	地域の生活を支える重要な公共交通機関として存続させるため、郡上地域と可茂・中濃地域を結ぶ基幹交通機関であった国鉄越美南線を引継ぎ、関係自治体等が出資し、第三セクター方式の鉄道会社として設立された。
地方独立行政法人 岐阜県総合医療センター	設立当時、医師や看護師の不足、診療報酬の減額改定等、病院経営を取り巻く環境は厳しさを増す中で、地方公営企業の運営形態のままでは県民が必要とする医療を提供することが難しくなっていたことから、地方独立行政法人化により、医療従事者の確保を容易にし、かつ、機動的、効率的な運営を確保することで、県民が必要とする医療（政策医療、不採算医療等）をより良く、かつ、継続的に提供するねらいがあった。
地方独立行政法人 岐阜県立多治見病院	設立当時、医師や看護師の不足、診療報酬の減額改定等、病院経営を取り巻く環境は厳しさを増す中で、地方公営企業の運営形態のままでは県民が必要とする医療を提供することが難しくなっていたことから、地方独立行政法人化により、医療従事者の確保を容易にし、かつ、機動的、効率的な運営を確保することで、県民が必要とする医療（政策医療、不採算医療等）をより良く、かつ、継続的に提供するねらいがあった。
地方独立行政法人 岐阜県立下呂温泉病院	設立当時、医師や看護師の不足、診療報酬の減額改定等、病院経営を取り巻く環境は厳しさを増す中で、地方公営企業の運営形態のままでは県民が必要とする医療を提供することが難しくなっていたことから、地方独立行政法人化により、医療従事者の確保を容易にし、かつ、機動的、効率的な運営を確保することで、県民が必要とする医療（政策医療、不採算医療等）をより良く、かつ、継続的に提供するねらいがあった。
公立大学法人 岐阜県立看護大学	看護専門職としての責任を持ち創造的に看護を実践する人材を育成し、地域社会における人々の健康な生活の確保、福祉の向上及び看護学の発展に寄与することを目的として開学。

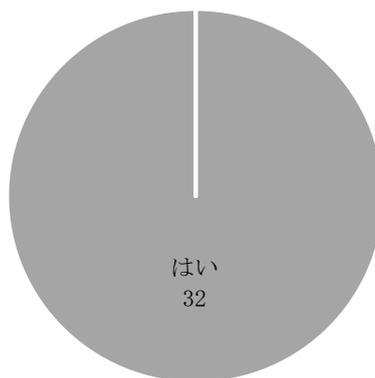
(出所：監査人による質問票回答の集計)

質問NO.3

外郭団体の設立目的は、現在の社会的状況や地域の実情に合っていますか。

質問 NO.3 の回答結果は、【図表 3-1-5】のとおりである。全ての外郭団体について、各所管課は、現在の社会的状況や地域の実情に合っていると回答している。

【図表 3-1-5】 質問 NO.3 の回答結果



(出所：監査人による質問票回答の集計)

質問NO.4

設立にあたり、受益者として想定していた利用者はどのような方ですか。(自由回答)

質問 NO.4 の回答結果は、【図表 3-1-6】のとおりである。県外利用者を含む団体もあるが、県内の個人や事業者向けを主な利用者として想定している外郭団体が多数となった。

【図表 3-1-6】 質問 NO.4 の回答結果

外郭団体名	想定利用者
(一財)世界遺産白川郷合掌造り保存財団	世界遺産集落の住民、及び観光客
(公財)岐阜県スポーツ協会	全ての県民 (幼児～高齢者)
(一財)岐阜県市町村行政情報センター	市町村及び行政サービスを受ける県民
(公財)岐阜県美術振興会	県民
(公財)岐阜県教育文化財団	県民
(社福)岐阜県福祉事業団	施設利用者
(一財)岐阜県公衆衛生検査センター	県内の自治体、企業 / 個人
(公財)岐阜県産業経済振興センター	岐阜県内の中小企業及び小規模事業者
(一財)飛騨地域地場産業振興センター	地場産業の事業者を中心とした地域住民

外郭団体名	想定利用者
(公財)セラミックパーク美濃	貸館利用者（陶磁器関係、その他団体・個人）／陶磁器文化に興味ある個人・団体（作陶館）
(公財)ソフトピアジャパン	県内中小企業の経営者及び従業員 / 県内の中学、高校に属する生徒
(公財)岐阜かかみがはら航空宇宙博物館	主に小中学生
(公財)岐阜県国際交流センター	県民、県内在住外国人
(一社)岐阜県農畜産公社	県内農家
(一財)岐阜県魚苗センター	県内漁場に鮎の漁業権を免許されている漁業協同組合
(一社)岐阜県畜産協会	県内の畜産生産者及び関連事業者、消費者、行政等
(公社)岐阜県森林公社	森林所有者、県民
(公社)木曾三川水源造成公社	森林所有者、木曾三川流域の住民
(公財)岐阜県建設研究センター	岐阜県、岐阜県内市町村
岐阜県土地開発公社	公共事業のために公用地、公共用地等を必要とする国、自治体
(公財)岐阜県浄水事業公社	流域市町の住民。
岐阜県住宅供給公社	住宅を必要とする勤労者
(公財)岐阜県暴力追放推進センター	不当要求を受けた市民や企業／暴力団からの脱退者 など
(株)サン・シング東海	一般就労を希望する障がい者
岐阜県名産販売(株)	県内の中小商工業者、個人事業者（県産品の生産・販売者）、一般消費者
(株)ブイ・アール・テクノセンター	県内企業、自治体
明知鉄道(株)	沿線・近隣の住民、来訪者
長良川鉄道(株)	沿線・近隣の住民、来訪者
地方独立行政法人 岐阜県総合医療センター	一般県民
地方独立行政法人 岐阜県立多治見病院	一般県民
地方独立行政法人 岐阜県立下呂温泉病院	一般県民
公立大学法人 岐阜県立看護大学	看護専門職を目指す学生

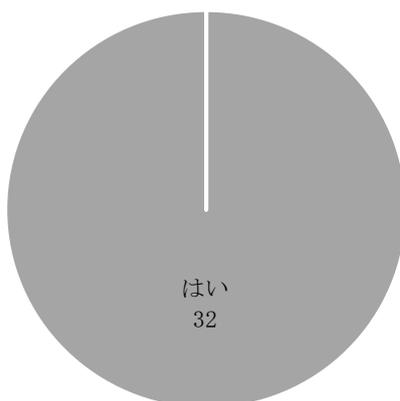
(出所：監査人による質問票回答の集計)

質問NO.5

現在の利用者等（受益者）は、当初の想定と一致していますか。

質問 NO.5 の回答結果は、【図表 3-1-7】のとおりである。全ての外郭団体について、当初想定した利用者とは一致していると回答した。

【図表 3-1-7】 質問 NO.5 の回答結果



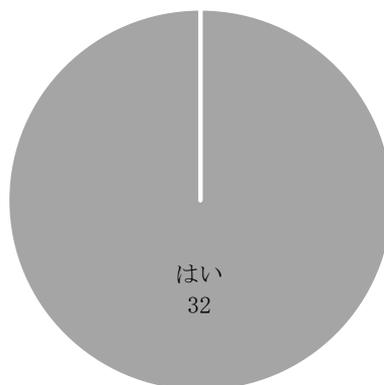
(出所：監査人による質問票回答の集計)

質問NO.6

外郭団体のサービス等は、特定の利用者等に向けたものではなく、不特定多数の利用者等に向けた事業であるといえますか。

質問 NO.6 の回答結果は、【図表 3-1-8】のとおりである。全ての外郭団体について、特定の利用者等に向けたものではないと回答した。

【図表 3-1-8】 質問 NO.6 の回答結果



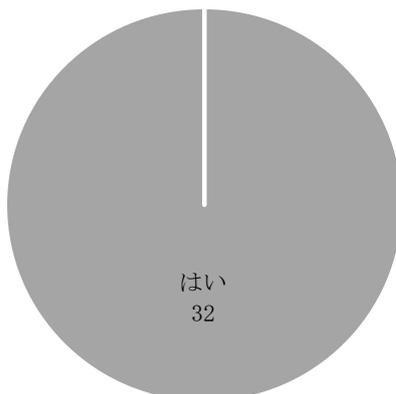
(出所：監査人による質問票回答の集計)

質問NO.7

現在の外郭団体の活動は、当初の目的に沿った事業が行われていると評価していますか。

質問 NO.7 の回答結果は、【図表 3-1-9】のとおりである。県の担当部署は、全ての外郭団体について、当初の目的に沿った事業活動となっていると回答した。

【図表 3-1-9】 質問 NO.7 の回答結果



(出所：監査人による質問票回答の集計)

質問NO.8

当初の目的に沿った現在行われている事業の例を教えてください。(自由回答)

質問 NO.8 の回答結果は、【図表 3-1-10】のとおりである。

【図表 3-1-10】 質問 NO.8 の回答結果

外郭団体名	当初の目的に沿った現在行われている事業例
(一財)世界遺産白川郷合掌造り保存財団	国庫補助の対象とならない合掌造りの修理や葺替等の維持費用の助成 耕作放棄地となっていた水田の復旧と維持による景観保全 合掌造り家屋の屋根素材である茅の自給率向上と安定供給のための調査、助成等、調達にかかわる全般
(公財)岐阜県スポーツ協会	・働く世代・子育て世代に向けたプログラムの充実 ・幼児期・学童期の運動習慣定着に向けた取り組み ・各地域に適した総合型地域スポーツクラブとスポーツ少年団の育成 ・学校部活動の地域移行に伴う課題解決に向けた取り組み等
(一財)岐阜県市町村行政情報センター	総務省が推進する自治体クラウドでは、岐阜県標準システム「自治体クラウド型『総合行政情報システム』」

外郭団体名	当初の目的に沿った現在行われている事業例
	を提供することで、県内市町村の業務システムのクラウド化を実現。
(公財)岐阜県美術振興会	県内篤志家から受けた寄付を元にした基金による美術品及び美術資料の県美術館等への寄付実施 芸術に造詣の深い民間役員から会議等において情報提供・意見聴取を実施
(公財)岐阜県教育文化財団	民間の文化活動を支援する助成制度、コンサートなど誰もが文化に親しむ機会の提供、障がい者の芸術文化活動の支援。
(社福)岐阜県福祉事業団	児童養護施設の経営 (白鳩学園) 特別養護老人ホームの経営 (寿楽苑、飛騨寿楽苑) 障害児入所施設の経営 (ひまわりの丘第一学園) 障害者支援施設の経営 (陽光園、三光園、サニーヒルズみずなみ、幸報苑、ひまわりの丘第二学園、ひまわりの丘、はなの木苑、みどり荘) 女性自立支援施設の経営 (千草寮)
(一財)岐阜県公衆衛生検査センター	検査分析事業 (医薬品検査事業、水道水検査事業、環境調査分析事業、臨床検査事業他) 環境調査コンサルタント事業 (一般廃棄物処理施設施工計画・工事監理業務、環境アセスメント業務、計画策定業務) 地球温暖化防止活動推進事業 (環境教育実施事業、総合窓口設置運営、省エネ活動支援事業)
(公財)岐阜県産業経済振興センター	・中小企業者等が行う新商品開発・新技術開発及びその商品等の販売力強化の新たな取り組みに対し、基金の運用益を用いて資金面での支援を行う (岐阜県地域活性化ファンド支援事業)。 ・県内企業が大学等のシーズを活用し、共同して新製品の研究開発を行う際に必要となる経費の一部を助成することで、県内企業における研究開発の活性化、技術水準の向上を支援する (産学官共同研究促進事業)。
(一財)飛騨地域地場産業振興センター	地場産業振興事業では、地域の工芸品のPRのため、神戸・東京・地元において展示会を開催し、新商品の開発、新たな販路の開拓を行っている。
(公財)セラミックパーク美濃	・「国際陶磁器フェスティバル美濃 (3年ごと)」への施設貸出 ・「美濃焼新春見本市 (毎年)」への施設貸出 ・「美濃陶芸作家展」の企画運営 ・陶芸体験、陶芸講座の通年開催 (作陶館)
(公財)ソフトピアジャパン	新商品や新サービスの創出のために必要な情報の提供や支援 (新事業創出セミナー&ワークショップ)、産業人材育成のために実施している (DX・IT研修)、県

外郭団体名	当初の目的に沿った現在行われている事業例
	内企業の IT 利用を促進するための専門家派遣（スマート生産性向上推進事業）
(公財) 岐阜かかみがはら航空宇宙博物館	未就学児から大人まで幅広い世代が楽しめる講座・教室の開催、多目的施設「スペースボックス」を活用した企画展の開催、オリジナル教材を用いた学校団体向けの教育プログラムの実施 等
(公財) 岐阜県国際交流センター	国際交流や国際理解の啓発・推進のため、県内の国際交流団体等の紹介、世界の踊りやパフォーマンス等を行う国際交流イベント（ハローギフ・ハローワールド）、日本人県民と外国人県民の交流や外国文化の紹介等のためのサロン（多文化共生サロン）の開催など。
(一社) 岐阜県農畜産公社	県内畜産農家の経営を安定的に発展させるため、畜産生産基盤と畜産環境整備の実施 農地集積・集約化を行うため、農地の受け手・出し手をマッチングする農地バンク事業の実施 担い手確保のため、相談から研修、就農、経営発展までを一貫して支援する事業の実施 等
(一財) 岐阜県魚苗センター	天然鮎の保全に寄与する放流稚鮎を安定的に生産、安価で供給している。 県内供給量 (R6) : 71.5t (57%) 4月稚鮎価格 (R7) : 3,200円/kg (琵琶湖産 4,730円/kg)
(一社) 岐阜県畜産協会	(1) 畜産に関する生産の振興及び経営技術の支援指導 (2) 畜産に関する調査、研究及び情報の提供 (3) 畜産に関する技術及び知識の普及啓発並びに指導員の育成支援指導 (4) 家畜の改良及び登録 (5) 家畜の健康保持、伝染性疾病の予防措置及び自衛防疫の推進 (6) 畜産物の安全性及び品質向上に関する指導及び検査 (7) 家畜及び畜産物の消費及び流通の促進 (8) 家畜及び畜産物の価格安定対策等の推進 (9) 畜産振興に関する受託業務 (10) 会員である法人及び任意団体の支援指導及び業務の受託 (11) その他協会の目的を達成するために必要な事業
(公社) 岐阜県森林公社	分収林特別措置法に基づいて森林整備事業を実施している。
(公社) 木曾三川水源造成公社	水源林造成のための森林整備事業、森林・林業等に関する普及啓発事業として水源林見学会等を実施している。
(公財) 岐阜県建設研究センター	・土木事業等啓発事業 ・建設技術職員研修事業 ・建設業担い手育成事業 ・建設事業総合支援（一般土

外郭団体名	当初の目的に沿った現在行われている事業例
	木、建築、下水道業務）・総合評価支援 ・アセットマネジメント支援（橋梁点検）・災害復旧支援 ・入札参加資格審査 ・積算システム運用支援 ・地域統合型GIS運用 ・土木行政を支援する各種業務システム（スマートパトロールシステム等）等
岐阜県土地開発公社	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東海環状自動車道の本巣 IC へアクセスする道路として一般県道屋井黒野線を整備</li> <li>・東海環状自動車道の山県 IC へアクセスする道路として国道 256 号バイパスを整備</li> <li>・国道 21 号、大垣一宮線、岐阜垂井線の「交通渋滞緩和」と「地域の発展を支援する」ことを目的とした一般県道大垣江南線の約 2.2km の道路の整備</li> </ul>
(公財)岐阜県浄水事業公社	木曾川右岸流域下水道の運営管理業務、水質分析等業務、植栽等管理業務、下水道知識の普及・啓発、下水道技術者の養成、下水道技術の調査研究を実施
岐阜県住宅供給公社	一般賃貸住宅等の管理
(公財)岐阜県暴力追放推進センター	不当要求防止責任者講習、県内の企業及び自治体を対象とした暴力追放岐阜県民大会の開催等
(株)サン・シング東海	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重度障がい者等を多数雇用（従業員 54 名のうち障がい者 32 名）</li> <li>・障がい者雇用リーディング企業として障がい者雇用の経験の浅い企業等の見学を受け入れている。</li> </ul> <p>※ただし、県の関与は、設立時の出資等であるため、現在、当団体の事業に関与していない。</p>
岐阜県名産販売(株)	県内の商工業者等から商品を仕入れ、百貨店、量販店、スーパー等へ卸すとともに、各務原市の河川環境楽園内の店舗と関ヶ原古戦場記念館別館売店で小売りをを行っている。また、通販事業として楽天市場とヤフーショッピングに出店するとともに県及び市町村のふるさと納税の返礼品も取り扱っている。更に県内外での各種イベントに出店し、県産品の PR と販路拡大に努めている。
(株)ブイ・アール・テクノセンター	企業・自治体向けのシステム・ネットワーク開発・運用、技術開発室の賃貸、研修・人材育成、テクノプラザものづくり支援センターの指定管理
明知鉄道(株)	地方鉄道として、明知鉄道を運行している。
長良川鉄道(株)	地方鉄道として、長良川鉄道を運行している。
地方独立行政法人 岐阜県総合医療センター	地方独立行政法人化により、人事、給与、勤務時間等の処遇を法人の判断で柔軟に見直すことが可能になり、弾力的な人員確保と効率的な運営による医療提供を行っている。

外郭団体名	当初の目的に沿った現在行われている事業例
地方独立行政法人 岐阜 県立多治見病院	地方独立行政法人化により、人事、給与、勤務時間等の処遇を法人の判断で柔軟に見直すことが可能になり、弾力的な人員確保と効率的な運営による医療提供を行っている。
地方独立行政法人 岐阜 県立下呂温泉病院	地方独立行政法人化により、人事、給与、勤務時間等の処遇を法人の判断で柔軟に見直すことが可能になり、弾力的な人員確保と効率的な運営による医療提供を行っている。
公立大学法人 岐阜県立 看護大学	看護専門職の育成（講義や実習）

(出所：監査人による質問票回答の集計)

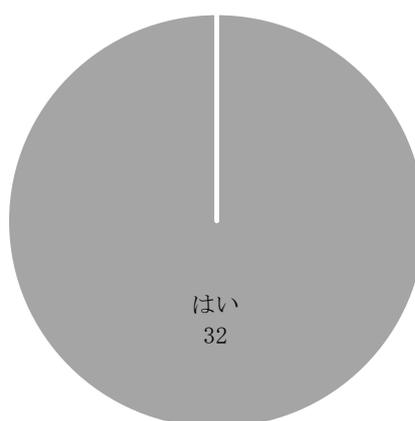
【外郭団体の形態の必要性】

質問NO. 9

現在行っている事業を民間と比較して外郭団体が行うメリットがあると考えますか。

質問NO. 9の回答結果は、【図表3-1-11】のとおりである。全ての外郭団体について、民間事業者と比較して外郭団体が事業を実施するメリットがあると回答した。なお、その理由については、質問NO. 10を参照。

【図表3-1-11】 質問NO. 9の回答結果



(出所：監査人による質問票回答の集計)

質問NO.10

質問NO.9で「はい」と答えた場合、その理由を教えてください。

質問NO.10の回答結果は、【図表3-1-12】のとおりである。

【図表3-1-12】質問NO.10の回答結果

外郭団体名	現在行っている事業を民間と比較して外郭団体が 行うメリットがあった理由
(一財)世界遺産白川郷合掌造り保存財団	事業目的が利益を追求せず公益的な要素が強く、地方公共団体の支援により安定して継続的な事業実施が可能となるため。
(公財)岐阜県スポーツ協会	岐阜県スポーツ協会については、県民のスポーツ振興に必要不可欠な事業であり、民間ではなく、外郭団体として実施することで、地域団体と連携し、県の政策方針に則した、公益性・専門性・継続性の高い事業運営が可能である。
(一財)岐阜県市町村行政情報センター	県内市町村における行政事務情報化の推進については、県民に対する行政サービスの向上に必要不可欠な事業であり、民間ではなく、外郭団体として実施することで、公共的なサービスとして安定して県民へ提供することができるため。
(公財)岐阜県美術振興会	県と外郭団体が密接に協調して美術品・美術資料・美術文化に関する情報の収集・提供を行うため
(公財)岐阜県教育文化財団	公平性・公益性の観点から、県の文化振興政策のもと広く県民の文化振興等に寄与するためには、民間団体より外郭団体の方が適しているため。
(社福)岐阜県福祉事業団	当該団体は、昭和42年に県の出資により設立され、県施策と密接に連携しながら福祉施設の管理運営をしてきたことで、長年の施設運営等により蓄積されたノウハウと高い専門性を有した人材を活かして、民間では受け入れが難しい支援区分が重い方を積極的に受け入れ、セーフティネットの役割を果たすなど、本県福祉行政の一角を担っていることからメリットがあると考えられる。
(一財)岐阜県公衆衛生検査センター	公正、中立な立場で検査分析を行うことができると考えられるため。
(公財)岐阜県産業経済振興センター	個別に発注企業と受注企業を繋ぐ取引マッチング支援事業や、新規創業事業者を対象にした補助金交付事業等をはじめとした、公益性の高い事業を効率的に実施することができるため。
(一財)飛騨地域地場産業振興センター	事業者との長年構築した人間関係により、伝統的な技術の継承と革新に取り組んでいる。

外郭団体名	現在行っている事業を民間と比較して外郭団体が 行うメリットがあった理由
(公財)セラミックパーク 美濃	東濃西部地域の地場産業である陶磁器産業の育成を目的とする施設であるセラミックパークMINOは、整備にあたって、地元主体で施設を使い責任をもって運営していくこととされ、県、地元三市、経済団体に設立した公益財団法人により管理運営を行っている。これまで、公益財団法人は、地元産業界等からいただいた意見を踏まえつつ、改善努力をしながら管理運営を行ってきており、培った県、地元三市、業界とのネットワークやノウハウが蓄積されており、民間（県）が行うより、効率的効果的に事業を実施できる。
(公財)ソフトピアジャパン	「デジタル技術等を活用した持続的な企業成長の促進」は県の方針に基づいた政策であり、デジタル人材の育成と中小企業へのIT活用の促進は外郭団体が実施することによって公共的なサービスとして県民へ提供することができるため。
(公財)岐阜かかみがはら 航空宇宙博物館	岐阜かかみがはら航空宇宙博物館は、県と各務原市の共同設置による公の施設であり、当博物館の運営管理を指定管理者である外郭団体が担っている。指定管理者が外郭団体であるメリットとして、専門家の知見を博物館の運営管理に十分活かすとともに、当団体に職員を派遣し、県と市の双方が博物館の運営管理に積極的に関わることができる体制を構築することが可能である。
(公財)岐阜県国際交流センター	当センター事業については、県民の国際交流活動や多文化共生に必要な事業であり、民間ではなく地域の自治体や国際交流団体等と密接な関係を有し、安定的な運営がされている外郭団体が実施することで、蓄積したノウハウを活かしつつ、地域全体の利益を考慮しながら、地域の実情に即したサービスを継続的・安定的に県民へ提供することができるため。
(一社)岐阜県農畜産公社	非採算な公的事业であり、民間事業者が提供しない事業を安定的かつ継続的に実施することが可能。
(一財)岐阜県魚苗センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放流のための種苗生産事業は、公益性が高く、他県においても県や外郭団体等が実施している場合が多い。</li> <li>・天然遡上鮎と遺伝的に同じ野性味の強い稚鮎は、飼育が難しいため、養殖用の稚鮎に比べて生産効率で劣るものの、県の政策である天然遡上鮎資源を増やすための稚鮎放流を継続的かつ長期的に行うためには必要な事業である。</li> </ul>

外郭団体名	現在行っている事業を民間と比較して外郭団体が 行うメリットがあるとした理由
(一社)岐阜県畜産協会	法律で都道府県を区域として事業を行う一般社団法人等を事業主体として指定することを定めた事業等、県が直接実施することの出来ない中央の畜産団体等の資金・補助事業等に係る各種事業の事業実施主体あるいは事務委託先となることにより、県内畜産業の振興に寄与できるため。また、県の外郭団体は、営利を目的とせず、短期的利益や事業採算性が優先されることなく、公平・中立な立場で事業を進めることができるため、持続的かつ安定的な事業運営が可能であることと外郭団体は県など行政機関と密接な関係にあり、情報共有や業務調整が円滑に行われやすく、補助金の適正な執行・管理の手続きにも精通しており、補助金の不正使用などリスクを抑えることができるなど、非営利の県の外郭団体が担うことは、公共性・信頼性・地域密着・持続性など多面的なメリットがあり、補助事業の成果最大化に寄与することを期待できるため。
(公社)岐阜県森林公社	長期間にわたり森林の持つ水源の涵養、国土の保全、自然環境の保全等の多面的機能の持続的な発揮が図られる
(公社)木曾三川水源造成公社	長期間にわたり森林の持つ水源の涵養、国土の保全、自然環境の保全等の多面的機能の持続的な発揮が図られる
(公財)岐阜県建設研究センター	建設業界の深刻な担い手不足や ICT を活用した生産性向上と言った課題に対してセンター内に設立された「建設 ICT 人材育成センター」が大きな役割を担うなど、県の政策を継続かつ安定的に行うことができる。また、建設研究センターは、品質法に基づく発注者支援機関として県内で唯一認定されており、県及び市町村の建設行政の適正かつ効率的な執行を総合的に支援することができる。
岐阜県土地開発公社	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公社が先行取得することで、公共事業の計画・実行を、民間に比べより円滑に進めることができる。また、民間資金を借り入れることが民間に比べて容易であり、機動的な土地取得ができる。</li> <li>・また、公社は、先行取得事業のみならず用地業務及び土地造成技術における専門的な知識及びスキルをもった人材が継続的に業務を実施することもできる。以上に加え、民間と比べると事務費が安く抑えることができることから、民間に委託するよりもメリットがある。</li> </ul>

外郭団体名	現在行っている事業を民間と比較して外郭団体が 行うメリットがあった理由
(公財)岐阜県浄水事業公 社	下水道は、安全で快適な生活環境の確保、公共用水域の水質の保全等住民が健康で文化的な生活を営むために不可欠な事業であり、民間ではなく、外郭団体として実施することで、公共的なサービスとして安定して県民へ提供することができるため。
岐阜県住宅供給公社	公営住宅の管理については、住宅セーフティネットとしての役割があり、民間ではなく外郭団体が実施することが、公共的なサービスとして県民に提供できるため。
(公財)岐阜県暴力追放推 進センター	暴力団対応や警察との密な連絡体制は、民間では難しいと考えられる
(株)サン・シング東海	県の関与は、設立時の出資等であり、現在、当団体の事業に関与していない。よって、県が出資して設立した団体ではあるが、実態としては一民間企業として事業を実施している。
岐阜県名産販売(株)	県及び 42 市町村が株式の約 79%を出資する株式会社であることから、利益最優先ではなく、県内産業の発展や地域振興に寄与する事業活動を行うことが可能である。
(株)ブイ・アール・テク ノセンター	同団体が立地するテクノプラザは、企業 50 社以上が集積しており、その企業集積も活かした産業発展に関する活動は、同地域の取組みに留まることなく、県全体の産業の活性化につながる。
明知鉄道(株)	明知鉄道は国鉄から切り離された赤字路線であることから、第三セクター方式で事業を行うことにより、公共的なサービスとして安定して住民・来訪者へ提供することができるため。
長良川鉄道(株)	長良川鉄道は国鉄から切り離された赤字路線であることから、第三セクター方式で事業を行うことにより、公共的なサービスとして安定して住民・来訪者へ提供することができるため。
地方独立行政法人 岐阜 県総合医療センター	県立病院として、地域において政策医療、不採算医療等の県民が求める医療を安定的・継続的に提供しており、民間では行えない役割を担っている。
地方独立行政法人 岐阜 県立多治見病院	県立病院として、地域において政策医療、不採算医療等の県民が求める医療を安定的・継続的に提供しており、民間では行えない役割を担っている。
地方独立行政法人 岐阜 県立下呂温泉病院	県立病院として、地域において政策医療、不採算医療等の県民が求める医療を安定的・継続的に提供しており、民間では行えない役割を担っている。
公立大学法人 岐阜県立 看護大学	民間と比較して、より県や地域のニーズを踏まえた教育活動を実践しつつ、柔軟な大学運営が可能となるため。

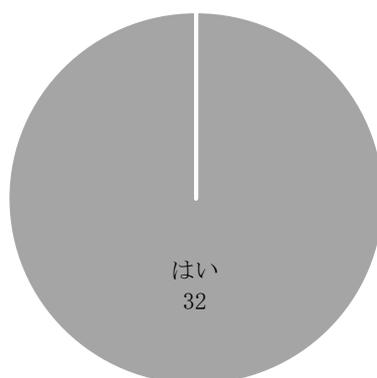
(出所：監査人による質問票回答の集計)

質問NO. 11

現在行っている事業を岐阜県が実施する場合と比較して外郭団体が行うメリットがあると考えますか。

質問 NO. 11 の回答結果は、【図表 3-1-13】のとおりである。全ての外郭団体について、県が事業主体となる場合と比較して外郭団体が事業を実施するメリットがあると回答した。なお、その理由については、質問 NO. 12 を参照。

【図表 3-1-13】 質問 NO. 11 の回答結果



(出所：監査人による質問票回答の集計)

質問NO. 12

質問 NO. 11 で「はい」と答えた場合、その理由を教えてください。

質問 NO. 12 の回答結果は、【図表 3-1-14】のとおりである。

【図表 3-1-14】 質問 NO. 12 の回答結果

外郭団体名	現在行っている事業を岐阜県が実施する場合と比較して外郭団体が行うメリットがあるとした理由
(一財)世界遺産白川郷合掌造り保存財団	対象となる地域が限定的であり、住民の生活と密着した事業を実施しているため、当該地域に所縁のある職員が、郷土愛をもって地域に入り込んで住民と議論を重ね、地域に根差したよりよい事業活動を改善しながら行っていくことができるため、外郭団体が実施主体となるのは適切だと考えられる。
(公財)岐阜県スポーツ協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岐阜県スポーツ協会は、スポーツ事業に特化しており、競技団体・指導者との連携や大会運営のノウハウが豊富であるため。</li> <li>・岐阜県スポーツ協会を中心に、県内のスポーツ関係者が連携・活躍できる機会を創出し、岐阜県の競技力向上や生涯スポーツの普及に貢献できるため。</li> </ul>

外郭団体名	現在行っている事業を岐阜県が実施する場合と比較して外郭団体が行うメリットがあるとした理由
(一財)岐阜県市町村行政情報センター	国が推進する標準準拠システムへの移行事業にあげられるように、専門的な知識やノウハウを持った職員が継続的に業務にあたることが求められており、異動がある県職員ではなく、外郭団体にて行うメリットがある。
(公財)岐阜県美術振興会	民間篤志家の協力を得るために団体の役員等により円滑な運営ができています。
(公財)岐阜県教育文化財団	文化振興事業を実施するにあたり、人的ネットワークや専門的な知識・ノウハウが重要であり、異動がある県職員ではなく、継続的に業務にあたることのできるため。また、県での対応に比べ、柔軟な対応が可能のため。
(社福)岐阜県福祉事業団	社会福祉施設は、利用者と施設職員との長年の信頼関係が重要であるところ、指定管理者の変更による経営方針の変更や職員の大幅な異動・交代は、入所者への心理的影響が懸念されるほか、提供する福祉サービスの継続性が確保できず、サービスの低下を招く恐れがある。
(一財)岐阜県公衆衛生検査センター	検査分析事業においては、専門的知識を持つ人材の確保や設備投資の観点からその業務に特化した団体が行うことが効率的で専門性が高められると考えられるため。
(公財)岐阜県産業経済振興センター	産学官連携・航空宇宙・ヘルスケア分野をはじめとした、専門性が高く、行政職員のみでは対応の難しい分野において、より事業者に近い立場で支援を行うことができ、事業者からの信頼を得られるため。
(一財)飛騨地域地場産業振興センター	地域人材・養成事業では、第一線で活躍されている職人を講師に招き、伝統的なモノづくりの技術を、若い技術者に伝えているが、夜間や休日での講習会であることや、専門的知識を有する財団の職員の方がサポート出来るので、有益な講習会となっている。
(公財)セラミックパーク美濃	陶磁器産業は東濃西部地方の地場産業であるが、県には無い、地元で密着した幅広いネットワークを活かし、市域を超えて活動する当団体ならではの事業の展開により、美濃焼を活用した産業、文化、観光振興に大きく貢献している。
(公財)ソフトピアジャパン	専門的な知識を蓄積した外郭団体の職員は、中小企業が求める実践的な助言を提供することができるため。
(公財)岐阜かかみがはら航空宇宙博物館	博物館に最も重要な学芸機能（資料の収集・展示・保存・調査研究及び教育普及活動など）の継続性・専門性を確保するため、航空宇宙分野を専門とする学芸員の配置、知見やノウハウの蓄積、航空・宇宙に精通する専門家の役員登用が可能である。

外郭団体名	現在行っている事業を岐阜県が実施する場合と比較して外郭団体が行うメリットがあるとした理由
(公財)岐阜県国際交流センター	県では、多文化や国際化推進に関する県民ニーズの把握や大枠の施策の企画を行うのに対して、当センターでは、民間団体やNPO等とも連携して専門的な知見やアイデアを得ながら、より具体的な事業を柔軟に実施することが可能であるため。
(一社)岐阜県農畜産公社	同じ職員が事業に継続して携わることで、専門的で一貫した事業の実施が可能であり、また県では実施できない柔軟で低コストな業務推進も可能。
(一財)岐阜県魚苗センター	種苗生産事業は、専門的な技術習得が必要であることから、異動がある県職員ではなく、知識やノウハウをもった人材が継続的に業務にあたるのが効率的である。
(一社)岐阜県畜産協会	県内の畜産振興を図るために、県が直接実施することの出来ない中央の畜産団体等の資金・補助事業等に係る各種事業の事業実施主体あるいは事務委託先となることにより、県内畜産業の振興に寄与できるため。
(公社)岐阜県森林公社	公社は、昭和41年から分収林特別措置法に基づき、約1万4千ヘクタールの森林について土地所有者と分収造林契約を締結し、植栽から保育等の森林管理を行っており、経験や専門的な知識をもって広大な事業地の管理ができるため。
(公社)木曾三川水源造成公社	公社は、昭和44年から分収林特別措置法に基づき、約1万ヘクタールの森林について土地所有者や造林者と分収造林契約を締結し、植栽から保育等の森林管理を行っており、経験や専門的な知識をもって広大な事業地の管理ができるため。
(公財)岐阜県建設研究センター	異動がある県職員ではなく、専門的な知識やノウハウをもった人材が継続的に業務にあたることができる。また、「橋梁点検」業務の経験が豊富なセンターが、複数の市町村から当該業務を受託することで、技術職の少ない市町村の職員の負担を軽減するだけでなく、費用対効果を高めることができる。
岐阜県土地開発公社	岐阜県土地開発公社は、用地取得の専門集団であり、用地業務の知識と経験に長けており、円滑な用地交渉業務が可能である。 公社は、先行取得事業のみならず用地業務及び土地造成技術における専門的な知識及びスキルを持った人材が継続的に業務を実施することができるため、県のリソース不足を補うことができる。
(公財)岐阜県浄水事業公社	公社は、専門性の高い人材やノウハウを活用し、県が直接実施するよりも効率的かつ効果的なサービスの提供が可能。特に下水道事業のような技術的・継続的な運用が求められる分野では、関係市町と協力し適正に維持管理を行う必要がある。

外郭団体名	現在行っている事業を岐阜県が実施する場合と比較して外郭団体が行うメリットがあるとした理由
岐阜県住宅供給公社	公的住宅管理についての専門的な知識やノウハウを有しており、また他の市営住宅と一元的な窓口とすることができ、県民に充実したサービスを提供することができるため。
(公財)岐阜県暴力追放推進センター	暴力団捜査の経験や専門的な知識をもった人材が継続的に業務にあたることのできるため
(株)サン・シング東海	県の関与は、設立時の出資等であり、現在、当団体の事業に関与していない。よって、県が出資して設立した団体ではあるが、実態としては一民間企業として事業を実施している。
岐阜県名産販売㈱	県自らが収益事業である県産品の販売等を行うことができず、また、異動等により専門的な知識やノウハウを蓄積することが難しく、継続的な事業実施ができないため、県による業務には限界があった。現在は、専門的な知識やノウハウを持った人材による効果的かつ継続的な事業の実施ができているため。
(株)ブイ・アール・テクノセンター	企業支援は、異動がある県職員ではなく、専門的な知識やノウハウをもった人材が継続的に業務にあたることのできるため。また、同社は設立30年以上が経過しており、専門知識も豊富である。
明知鉄道(株)	鉄道車両の運転や整備といった専門的な資格や知識・経験を有する人材が継続的に業務にあたることのできるため。
長良川鉄道(株)	鉄道車両の運転や整備といった専門的な資格や知識・経験を有する人材が継続的に業務にあたることのできるため。
地方独立行政法人 岐阜県総合医療センター	地方独立行政法人化により、人事、給与、勤務時間等の処遇を法人の判断で柔軟に見直すことが可能になり、弾力的な人員確保と効率的な運営による医療提供を行っている。
地方独立行政法人 岐阜県立多治見病院	地方独立行政法人化により、人事、給与、勤務時間等の処遇を法人の判断で柔軟に見直すことが可能になり、弾力的な人員確保と効率的な運営による医療提供を行っている。
地方独立行政法人 岐阜県立下呂温泉病院	地方独立行政法人化により、人事、給与、勤務時間等の処遇を法人の判断で柔軟に見直すことが可能になり、弾力的な人員確保と効率的な運営による医療提供を行っている。
公立大学法人 岐阜県立看護大学	外郭団体が運営することで、大学が自律性、機動性及び柔軟性を発揮し、競争力を備えた魅力ある大学として発展することができるため。

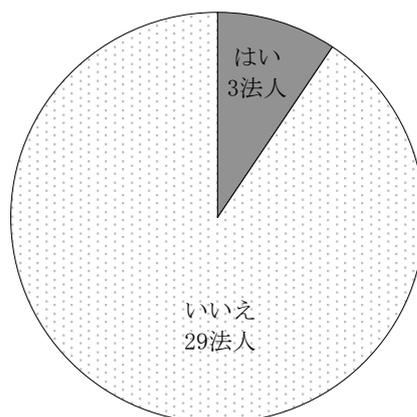
(出所：監査人による質問票回答の集計)

質問NO.13

過去に外郭団体の廃止、民間への委譲等を検討したことがありますか。

質問 NO.13 の回答結果は、【図表 3-1-15】のとおりである。90%以上の外郭団体について、民間への委譲等を検討したことがないとの回答であった。

【図表 3-1-15】 質問 NO.13 の回答結果



(出所：監査人による質問票回答の集計)

「はい」と回答した外郭団体

外郭団体名	廃止または委譲を検討したが、実行しなかった理由
(一財) 岐阜県市町村行政情報センター	平成 17 年度に行われた外郭団体の政策総点検において、民営化を含めた組織形態の見直しが行われたが、県内市町村の情報化におけるコーディネーション機能を担う必要性等から、現行組織形態を存続することとなった。
(一財) 岐阜県公衆衛生検査センター	県や公共団体等の各種検査に入札制度が導入され、民間企業や他県の検査機関との競争が厳しくなった時点から、経営的に厳しい時期もあり、一部の事業の移譲や経営統合することも検討したが、当センターが設立以来積み上げてきた技術的な信頼に起因する客観性・中立性はもとより、専門性の高さから経営展開できる企業・団体はなく、事業を移譲、経営統合することはなかった。
(一財) 飛騨地域地場産業振興センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飛騨地域の地場産業の発展と地域経済社会の活性化に貢献するため、県と関係市町村の出資のもの設立された団体。</li> <li>・令和 3 年に県をはじめとした関係団体による経営検討委員会を開催し、当センターの必要性、役割の検討を行い、今後も伝統産業の振興に向けたセンターの活動を支援し続けることとした。</li> </ul>

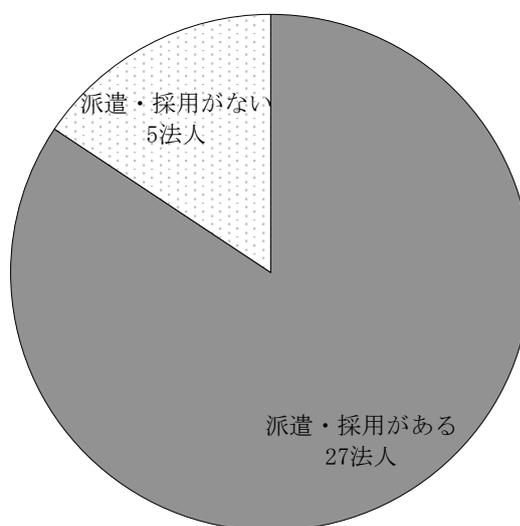
【各外郭団体の概要について】

質問NO. 14

県職員の派遣や県職員 OB・OG の採用がある場合、派遣・採用を行っている理由を教えてください（自由回答。なお、派遣・採用がない場合は、その旨ご記入ください）

質問 NO. 14 の回答結果は、【図表 3-1-16】のとおりである。約 84%の外郭団体について、県職員の派遣や県職員 OB・OG の採用があるとの回答であった。なお、県職員の派遣や県職員 OB・OG の採用がある場合の理由については、【図表 3-1-17】のとおりである。

【図表 3-1-16】 質問 NO. 14 の回答結果



(出所：監査人による質問票回答の集計)

【図表 3-1-17】 派遣・採用を行っている理由

外郭団体名	県職員の派遣や県職員 OB の派遣・採用を行っている理由
(公財) 岐阜県スポーツ協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県職員の経験を活かした実務を行っていただくため</li> <li>・県と連携して行う事業を円滑に実施するため</li> </ul>
(一財) 岐阜県市町村行政情報センター	県職員の派遣及び県職員 OB の採用はない。
(公財) 岐阜県美術振興会	<p>役員の一部、事務局職員に職専免により県職員が従事している。</p> <p>役員、事務局職員とも無報酬であり、団体の活動経費は預貯金等団体の財産の運用益で賄われており、人件費の支出が不要となることは団体の永続的な運営に寄与している。</p>

外郭団体名	県職員の派遣や県職員OBの派遣・採用を行っている理由
(公財)岐阜県教育文化財団	財団の「県と県民との橋渡しの役割」の遂行のため、県関係部局との密接な連携と施策の提案は不可欠であり、それを実現するにあたり、県の事情等に精通した県職員の派遣や県職員OBの採用には、一定の合理性があるため。
(社福)岐阜県福祉事業団	社会福祉法人として、また県の外郭団体として法人運営を行うにあたり、豊かな知識と経験を持つ人材を必要としているため。
(一財)岐阜県公衆衛生検査センター	県との関係を継続するため、県OBの採用を行っている。
(公財)岐阜県産業経済振興センター	県と産業支援機関の更なる連携強化を図るとともに、企業ニーズに応じた迅速かつきめ細かな支援を行うため。
(公財)セラミックパーク美濃	緊急対応等運営体制を強化するため、非常勤の理事長(多治見市長)に代わり責任者として対応可能な常勤の代表者として設置
(公財)ソフトピアジャパン	デジタル化・DXの推進は財団だけではなく、市町村や他の支援機関と連携して進める必要がある。県職員OBはこれらの機関とネットワークがあり、連携がスムーズになるよう採用している。
(公財)岐阜かかみがはら航空宇宙博物館	岐阜かかみがはら航空宇宙博物館は、県と各務原市の共同設置による公の施設であり、県と市の双方が博物館の運営管理に積極的に関わり、県政・市政を踏まえた事業展開を適時かつ速やかに実施していくため
(公財)岐阜県国際交流センター	県内の国際交流・協力を推進する中核的組織として、県の方針や施策を適切に反映した事業を実施するべく、県と緊密かつ迅速な連携をとるため。
(一社)岐阜県農畜産公社	県施策推進のために行政的観点による進行管理が必要、また事業実施には行政制度や行政サービスの知見が必要であるため。
(一財)岐阜県魚苗センター	団体運営に関しては県のルールを準用していることから、県の会計規則等に精通した県職員OB人材を採用している。
(一社)岐阜県畜産協会	県施策を補完する(一社)岐阜県畜産協会の運営体質強化を図るため。
(公社)岐阜県森林公社	国及び県の森林林業施策と公社事業の綿密な連携を図るため、県職員の派遣・県職員OBの採用を行っている
(公社)木曾三川水源造成公社	国及び県の森林林業施策と公社事業の綿密な連携を図るため、県職員の派遣・県職員OBの採用を行っている

外郭団体名	県職員の派遣や県職員OBの派遣・採用を行っている理由
(公財)岐阜県建設研究センター	県及び市町村の建設行政の補完機関として設立されたセンターが、安定的に公益事業を実施し、適正な財団運営が行われるよう、県OBの配置や県職員の派遣を行っている。
岐阜県土地開発公社	公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づき、人的援助を行うことが必要と認められるため。
(公財)岐阜県浄水事業公社	下水道事業は高度な技術と専門知識が必要な分野である。県職員やOBは、行政経験や技術的知見を有しており、施設の管理運営や技術的な専門分野において即戦力となる。また、県職員の派遣により、県との情報共有や政策連携が円滑に進み、事業の整合性が保たれる。
岐阜県住宅供給公社	外郭団体の職員において、管理職相当の職員数が少ないため県職員OBを採用している。また技術的統括を担うため職員を派遣している。
(公財)岐阜県暴力追放推進センター	暴力団に関する専門的知識をもった人材が必要だから
岐阜県名産販売㈱	外郭団体等への再就職を希望する退職者に対して県が情報提供するポストはない。現在は業務に精通しているという事情から、県職員OBが代表取締役役に就任している。また、正社員の退職に伴い経理事務等の経験のある県職員OBを非常勤職員として採用している。
(株)ブイ・アール・テクノセンター	代表が県職員OBである。
地方独立行政法人 岐阜県総合医療センター	県職員の派遣は、適正な法人運営を継続していくために県との調整役を担うため、計画的な県職員の派遣が必要である。
地方独立行政法人 岐阜県立多治見病院	県職員の派遣は、適正な法人運営を継続していくために県との調整役を担うとともに、人材確保が困難な東濃地域の実情を踏まえ、計画的な県職員の派遣が必要である。
地方独立行政法人 岐阜県立下呂温泉病院	県職員の派遣は、適正な法人運営を継続していくために県との調整役を担うとともに、飛騨地域の人材不足の実情を踏まえ、計画的な県職員の派遣が必要である。
公立大学法人 岐阜県立看護大学	設置者である県の職員が有する知識を大学運営に活かすため。

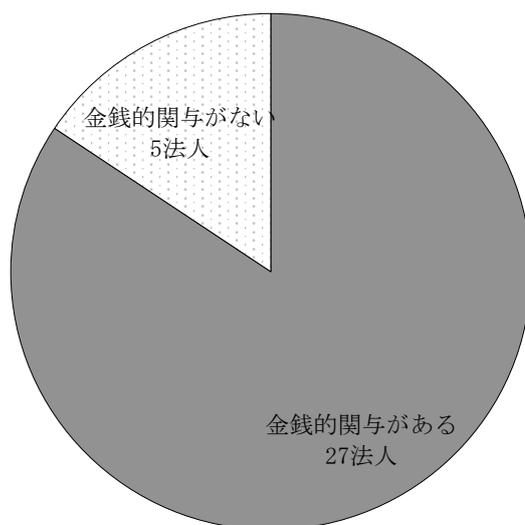
(出所：監査人による質問票回答の集計)

質問NO.15

R6年度の県からの金銭的関与（補助金・負担金等）がある場合、その目的を教えてください。（自由回答。金銭的関与がない場合は、その旨ご記入ください。なお、出資金は除きます）

質問 NO. 15 の回答結果は、【図表 3-1-18】のとおりである。約 84%の外郭団体について、県からの金銭的関与があるとの回答であった。なお、県からの金銭的関与がある場合の理由については、【図表 3-1-19】のとおりである。

【図表 3-1-18】 質問 NO. 15 の回答結果



（出所：監査人による質問票回答の集計）

【図表 3-1-19】 金銭的関与を行っている理由

外郭団体名	金銭的関与（補助金・負担金等）の目的
(公財)岐阜県スポーツ協会	協会の独自財源のみでは運営が困難なため
(公財)岐阜県教育文化財団	<p>県の文化振興政策のもと、地域文化の振興と発展を目的とした事業を官民協働の体制で実施するため、下記の金銭的関与がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財団運営のための補助金（運営費、人件費）</li> <li>・文化振興事業実施のための補助金、業務委託料</li> <li>・ぎふ清流文化プラザ運営管理のための指定管理料</li> </ul>
(社福)岐阜県福祉事業団	<p><b>【補助金】</b> 職員の処遇改善支援、物価高騰対策支援、光熱費高騰対策、緊急時の介護人材確保に係る費用補助、新型コロナウイルス感染症に係るサービス継続支援、強度行動障がい緊急短期入所支援、介護支援専門員法定研修実施事業費補助、外国人留学生支援事業補助等</p> <p><b>【委託料等】</b></p>

外郭団体名	金銭的関与（補助金・負担金等）の目的
	措置費及び民間施設給与等改善費相当分（児童養護施設、女性自立支援施設、障害児入所施設）、介護研修センター運営に係る事業費、ひまわりの丘障害者就業・生活支援センター運営に係る事業費、圏域発達障がい支援センター事業、緊急一時保護事業等
(一財)岐阜県公衆衛生検査センター	地球温暖化防止活動推進事業において、国の補助金で賄いきれない分を県からの補助金を充てている。
(公財)岐阜県産業経済振興センター	中小企業支援法第7条第1項の規定に基づく県中小企業支援センターとして特定支援事業を実施している機関であり、かつ県が全額出資して設立された外郭団体であるため。
(一財)飛騨地域地場産業振興センター	地場産業振興事業の推進に要する経費
(公財)セラミックパーク美濃	財団の管理運営及び自主企画事業に対する負担金
(公財)ソフトピアジャパン	県内産業の情報化、情報産業の育成・高度化のために事業に要する経費に対し補助金を交付している。
(公財)岐阜かかみがはら航空宇宙博物館	・岐阜かかみがはら航空宇宙博物館の運営管理に係る指定管理料（101,000千円） ・外郭団体の運営管理に係る負担金（15,373千円）
(公財)岐阜県国際交流センター	県内の国際交流・協力を推進するため、国際交流センターが実施する、地域の国際化推進のための環境づくりやボランティア団体・民間団体の活動促進に向けた事業について補助するもの。
(一社)岐阜県農畜産公社	県施策を推進する公的な事業を実施していくため、また組織の経営安定のため。
(一財)岐阜県魚苗センター	早期の稚鮎の販売価格を割引して稚鮎の放流時期をより効率的な早期に誘導するため割引分を支援。また、昨今の物価高騰に対して養魚飼料などの高騰分を支援
(一社)岐阜県畜産協会	協会の固定的経費である人件費は、県、国、畜産関係中央団体等からの補助事業、委託事業を受けることにより、6割程度を捻出して賄われることで、経営基盤が維持できており、県による補助金が継続支出されなくなると、6年程度で資金がショートしてしまうことが想定されるため。
(公社)岐阜県森林公社	公社の経営安定化を図り、森林整備事業を推進するため
(公社)木曾三川水源造成公社	公社の経営安定化を図り、森林整備事業を推進するため

外郭団体名	金銭的関与（補助金・負担金等）の目的
(公財)岐阜県建設研究センター	安定的な公益事業が実施されるよう、県の施策と密接に関連する事業（調査研究、人材育成）に係る経費（事業費、家賃）を補助している。
岐阜県土地開発公社	公社のあっせん業務への対価（委託料）
(公財)岐阜県浄水事業公社	木曾川右岸流域下水道の維持管理に要する委託料。
岐阜県住宅供給公社	県営住宅、県・教職員宿舍及び警察職員宿舍の管理委託
(公財)岐阜県暴力追放推進センター	不当要求防止責任者講習に対する委託料
(株)ブイ・アール・テクノセンター	テクノプラザものづくり支援センターの指定管理、離職者等委託訓練による業務委託。
明知鉄道(株)	安全運行の確保及び経営安定化を図るため
長良川鉄道(株)	安全運行の確保及び経営安定化を図るため
地方独立行政法人 岐阜県総合医療センター	運営費に係る負担金を交付しているほか、建設改良費等に要する長期借入金の転貸を行っている。
地方独立行政法人 岐阜県立多治見病院	運営費に係る負担金を交付しているほか、建設改良費等に要する長期借入金の転貸を行っている。
地方独立行政法人 岐阜県立下呂温泉病院	運営費に係る負担金を交付しているほか、建設改良費等に要する長期借入金の転貸を行っている。
公立大学法人 岐阜県立看護大学	地方独立行政法人法第42条に基づき、法人の業務運営に係る費用に対し、運営費交付金を交付。

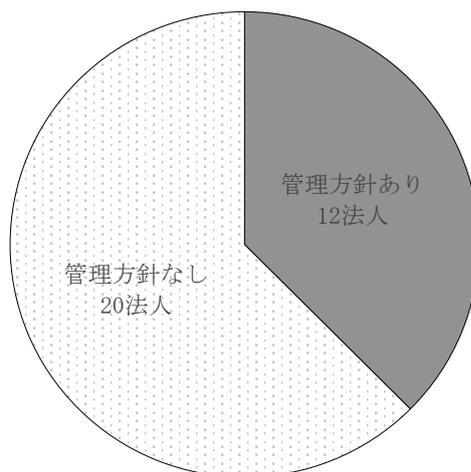
(出所：監査人による質問票回答の集計)

質問NO. 16

外郭団体の剰余金や保有現預金の管理方針について定められているものがある外郭団体を教えてください。(自由回答)

質問 NO. 16 の回答結果は、【図表 3-1-20】のとおりである。剰余金や保有現預金の管理方針について定められているものがある外郭団体は約 38%に留まり、約 62%の外郭団体は当該管理方針が定められていないという回答であった。

【図表 3-1-20】 質問 NO. 16 の回答結果



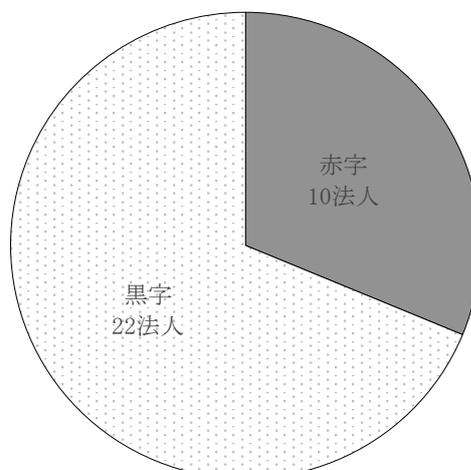
(出所：監査人による質問票回答の集計)

質問NO. 17

R6 年度収支赤字の場合、主な赤字要因を教えてください(自由回答。なお、赤字ではない場合は、その旨ご記入ください)

質問 NO. 17 の回答結果は、【図表 3-1-21】のとおりである。約 28%の外郭団体が R6 年度収支赤字であるという回答であった。なお、主な赤字要因については、【図表 3-1-22】のとおりである。

【図表 3-1-21】 質問 NO. 17 の回答結果



(出所：監査人による質問票回答の集計)

【図表 3-1-22】 主な赤字要因

外郭団体名	主な赤字要因
(一財)飛騨地域地場産業振興センター	工事費の増によるもの
(公財)セラミックパーク美濃	修繕費、人件費、光熱費の増
(一社)岐阜県農畜産公社	短期借入金を除くと赤字。要因は優良家畜育成事業における育成牛の販売価格低迷と飼料費高騰等
(公社)岐阜県森林公社	金融機関等への借入金の返済、利息負担
岐阜県土地開発公社	池尻・笠神工業団地に関する各種調査・基本設計等の費用の回収不能によるもの
明知鉄道(株)	施設の老朽化に伴う修繕費の増加及び燃料価格の高騰に伴う動力費の増加等
長良川鉄道(株)	施設の老朽化に伴う修繕費の増加及び燃料価格の高騰に伴う動力費の増加等
地方独立行政法人 岐阜県総合医療センター	人件費・物価高騰による営業費用の増大のほか、南棟(R6年2月～)の整備の負担増等による
地方独立行政法人 岐阜県立多治見病院	人件費・物価高騰による営業費用の増大のほか、新中央診療棟(R6年4月～)等の整備の負担増等による
地方独立行政法人 岐阜県立下呂温泉病院	人件費・物価高騰により営業費用が増大する一方で、中山間地域に所在し、医師確保が困難で収益性の高い診療を行えないなど、営業収益を伸長できない状況であること等による

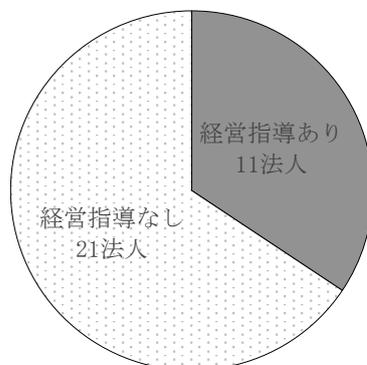
(出所：監査人による質問票回答の集計)

質問NO. 18

県から経営指導を実施していますか、している場合はどのように実施したのか教えてください。(していない場合は、その旨ご記入ください)

質問 NO. 18 の回答結果は、【図表 3-1-23】のとおりである。約 28%の外郭団体に対して県から経営指導を実施しているという回答であった。なお、経営指導の内容については、【図表 3-1-24】のとおりである。

【図表 3-1-23】 質問 NO. 18 の回答結果



(出所：監査人による質問票回答の集計)

【図表 3-1-24】 経営指導の内容

外郭団体名	経営指導の内容
(公財) 岐阜県教育文化財団	公益財団法人の監督官庁として、監督・指導を行っている。定期提出書類（3月・6月）の確認、理事会・評議員会へオブザーバーとして出席。
(社福) 岐阜県福祉事業団	団体の理事に健康福祉部長が就任しており、年に複数回開催される理事会に参加することで、当該団体の経営・財政状況等、法人運営方針等について県が把握している。
(一社) 岐阜県農畜産公社	事業計画・予算及び事業報告・決算内容の把握、経営改善策の聞き取り
(一財) 岐阜県魚苗センター	県職員 2 名が非常勤理事として、経営に関与している。同センターにおける稚鮎の生産は本県水産振興策の中核であり、本県の水産業振興計画に位置付けられている他、その生産量は、現在の農業農村基本計画などの指標値となっている。よって、同センターの中長期的な経営計画は本県の水産業振興計画である。
(公社) 岐阜県森林公社	公社主催の経営改善計画検討委員会等で経営改善計画書の取組状況等について指導した
(公社) 木曾三川水源造成公社	三県一市による経営見直し検討会を実施している
岐阜県土地開発公社	公有地の拡大の推進に関する法律第 19 条第 2 項による立入検査を年 1 回実施。事業進捗等のヒアリングを年 3 回程度実施。
岐阜県住宅供給公社	外郭団体で月 1 度行われる経営会議に出席して指導している。地方住宅供給公社法第 40 条による立入検査を実施
岐阜県名産販売(株)	営業会議や取締役会等に参加し、会社の経営状況、運営等への助言や情報収集を行っている。
公立大学法人 岐阜県立看護大学	地方独立行政法人法第 34 条に基づき、大学は県に財務諸表を提出し、県は評価委員会の意見を聴取した上で承認する。また、県から交付する運営費交付金の範囲内で運営ができるよう大学からの相談を受け対応する。
(公財) 岐阜県浄水事業公社	団体の役員として、都市建築部長が評議員、下水道課長が理事に就任しており、評議員会、理事会にて経営状況、法人運営方針等について関与している。

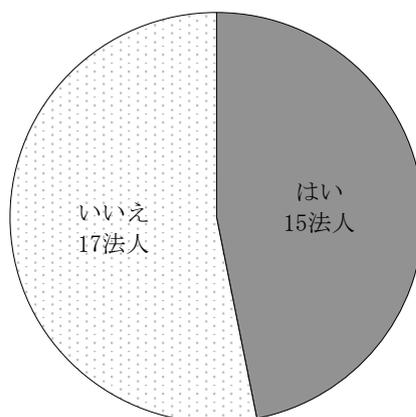
(出所：監査人による質問票回答の集計)

質問NO. 19

外郭団体が持続的な運営を行うため、中長期的な経営計画を入手していますか。

質問 NO. 19 の回答結果は、【図表 3-1-25】のとおりである。外郭団体の中長期計画を入手している県の担当部署は約 47%であった。

【図表 3-1-25】 質問 NO. 19 の回答結果



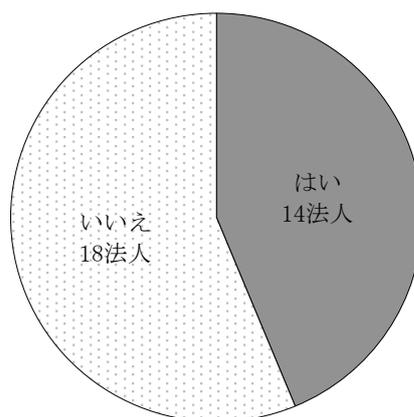
(出所：監査人による質問票回答の集計)

質問NO. 20

外郭団体が実施している事業について、事業の評価を行う適切な指標を設定していますか。

質問 NO. 20 の回答結果は、【図表 3-1-26】のとおりである。外郭団体の事業に対して評価指標を設定している県の担当部署は約 44%であった。

【図表 3-1-26】 質問 NO. 20 の回答結果



(出所：監査人による質問票回答の集計)

質問NO. 21

質問NO. 20で「はい」と答えた場合、具体的な指標を教えてください。

質問NO. 21の回答結果は、【図表3-1-27】のとおりである。

【図表3-1-27】質問NO. 21の回答結果

外郭団体名	具体的な評価指標
(一財)岐阜県公衆衛生検査センター	ISO17025、ISO9001、水道GLP、MLAP
(公財)セラミックパーク美濃	来館者数、貸館稼働率
(公財)岐阜かかみがはら航空宇宙博物館	指定管理者評価委員会議による指定管理業務の評価
(公財)岐阜県国際交流センター	R7年度までに、個人賛助会員数100人、団体賛助会員数70団体
(一社)岐阜県農畜産公社	担い手への農地集積率、担い手育成数、公共牧場の草地面積等
(一財)岐阜県魚苗センター	岐阜県魚苗センター産鮎は、岐阜県の鮎漁業振興の根幹である。 岐阜県水産業振興計画（令和4年度策定）において、岐阜県魚苗センターでの放流鮎の安定生産が位置づけられており、岐阜県魚苗センターでの生産量72tを目標指標としている。
(公社)岐阜県森林公社	経営改善計画の中で作業道開設や利用間伐面積等の目標値を設定
(公社)木曽三川水源造成公社	経営改善計画の中で作業道開設や利用間伐面積等の目標値を設定
(公財)岐阜県浄水事業公社	岐阜県流域下水道事業経営戦略の中で電力削減率等の目標値を設定
(株)ブイ・アール・テクノセンター	指定管理評価制度
地方独立行政法人 岐阜県総合医療センター	「岐阜県地方独立行政法人の評価の基本的な考え方について」等に基づき、地方独立行政法人評価委員会が評価を実施
地方独立行政法人 岐阜県立多治見病院	「岐阜県地方独立行政法人の評価の基本的な考え方について」等に基づき、地方独立行政法人評価委員会が評価を実施
地方独立行政法人 岐阜県立下呂温泉病院	「岐阜県地方独立行政法人の評価の基本的な考え方について」等に基づき、地方独立行政法人評価委員会が評価を実施
公立大学法人 岐阜県立看護大学	地方独立行政法人法第78条の2により、中期目標期間における業務の実績を独立行政法人評価委員会で評価を行う。

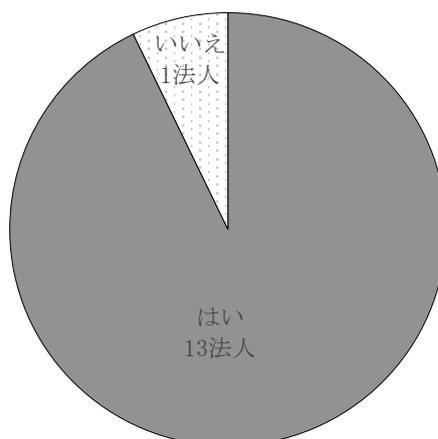
(出所：監査人による質問票回答の集計)

質問NO. 22

(設定している場合) 設定した指標についてモニタリングや進捗管理を実施し、公表していますか。

質問 NO. 22 の回答結果は、【図表 3-1-28】 のとおりである。評価指標を設定していると回答した担当部署のうち、約 93%の外郭団体に対して設定した評価指標のモニタリングや進捗管理を実施して公表しているとの回答を得た。

【図表 3-1-28】 質問 NO. 22 の回答結果



(出所：監査人による質問票回答の集計)

## 第4 監査の結果と意見（総括）

対象	指摘・意見	区分	頁
県（全体）			
	(1) 外郭団体への県の関与の在り方に対する方針の検討について	意見	68
	(2) 外郭団体の在り方の評価・検討について	意見	69
	(3) 外郭団体の活動に対する評価体制の整備	意見	76
県（各外郭団体）			
	(1) 仕様書に記載事項の未実施（住宅供給公社/担当課住宅課）	指摘	79
	(2) 長期保有している公有土地の用途検討（土地開発公社/担当課：用地課・健康福祉政策課・教育財務課）	意見	80
	(3) 公社への代行管理業務の評価を踏まえた入居者アンケートの実施（住宅供給公社/住宅課）	意見	83
	(4) 他の地方独立行政法人病院や近隣病院との連携の推進（地方独立行政法人下呂温泉病院/担当課：医療整備推進課）	意見	83
	(5) 森林公社と木曾三川水源造成公社の統合の検討（森林公社・木曾三川水源造成公社/担当課：森林保全課）	意見	84
	(6) 滞留土地に対する貸付金回収（農畜産公社/農村振興課）	意見	85
	(7) 東濃牧場が県から借り受けている資産（農畜産公社/畜産振興課）	意見	86
	(8) 使用料に関する条例の見直しの検討（岐阜県教育文化財団/担当課：文化創造課、セラミックパーク美濃/担当課：地域産業課、岐阜県スポーツ協会/担当課：地域スポーツ課）	意見	87
	(9) 委託費を全額精算する契約の是非についての検討（浄水事業公社/担当課：下水道課）	意見	89
1.	公益財団法人岐阜県教育文化財団		
	ア. 資金残高の照合	指摘	92
	イ. 県OBの役員選任	意見	93
	ウ. 賞与引当金の未計上	指摘	93
2.	公益財団法人セラミックパーク美濃		
	ア. 利用料金の改定	意見	97
	イ. 来場者アンケートの回収率の向上に向けた取組み	意見	100
	ウ. 利用促進協議会を含めた今後の在り方の検討	意見	101
	エ. イベント参加者向上に向けた取組み	意見	101
	オ. 外郭団体所有の備品の管理	指摘	102

	カ. 財務諸表に対する注記の一部開示の漏れ	指摘	104
	キ. 減価償却費のセグメント区分の誤り	指摘	105
	ク. 賞与引当金の法定福利費分の未計上	指摘	106
3.	一般社団法人岐阜県農畜産公社		
	ア. 長期保有農地の含み損（約 250 百万円）に対する減損について	指摘	109
	イ. 優良家畜育成事業の赤字改善、累積利益枯渇の可能性	意見	110
	ウ. 農地中間管理事業の作業効率化	意見	110
	エ. 一般社団法人から公益社団法人への法人形態の転換について	意見	111
	オ. 市中銀行からの借入と特定資産の積み立て	意見	111
	カ. 備品保管場所の把握	指摘	112
	キ. 備品の廃棄	指摘	112
	ク. 賞与引当金の法定福利費分の未計上	指摘	113
	ケ. 賞与引当金の計上期間誤り	指摘	115
	コ. ふれあい牧場事業用の固定資産の減価償却漏れ	指摘	115
	サ. 東濃牧場における現金管理	意見	116
	シ. 謝礼として受領した商品券の会計処理	指摘	116
4.	岐阜県土地開発公社		
	ア. 代替地の長期保有	意見	119
	イ. 岐阜県住宅供給公社との共通経費	意見	120
	ウ. 土地の鑑定意見を委託する不動産鑑定士に関する必要書類	意見	121
	エ. 時価評価に使用する時価	指摘	122
	オ. 不動産鑑定士から取得する土地の鑑定価格	意見	123
	カ. 賞与引当金の法定福利費分の未計上	指摘	125
5.	公益財団法人岐阜県産業経済振興センター		
	ア. ものづくり設備整備強化事業に係る損失補償契約における損失負担の不明瞭性	意見	128
	イ. 特定費用準備資金の使途の検討	意見	129
	ウ. 賛助会員の減少への対応	意見	129
	エ. 満足度調査の実施範囲	意見	130
	オ. モノづくりコーディネーター設置事業の KPI	意見	130
	カ. コーディネーターの採用時の提出書類	意見	131
	キ. 相談内容のフォロー状況	意見	131
6.	地方独立行政法人下呂温泉病院		
	ア. 今後の減損計上の検討	意見	133
	イ. 経営改善に向けた取組み（外来患者の確保、医師確保）	意見	135
	ウ. 診療科別の経営状況の把握	意見	137
	エ. DX 化の推進	意見	138
	オ. 固定資産の現物実査	指摘	138
	カ. 器械備品の移動	指摘	139
	キ. 「時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務命令簿」の記載	指摘	140
	ク. 競争入札の辞退に関する分析	意見	141

	ケ. 患者未収金分割申請の内容変更	意見	141
	コ. 貸倒引当金の算定	意見	142
7.	岐阜県住宅供給公社		
	ア. 賃貸住宅事業の減損の兆候	指摘	144
	イ. 不在届の提出	指摘	146
	ウ. 物品一覧表と固定資産台帳の整合性	指摘	147
	エ. タウンビル事業のリスクと管理	意見	148
	オ. HP 上の掲載不備	意見	149
	カ. 賞与引当金の法定福利費分の未計上	指摘	149
8.	公益社団法人岐阜県森林公社		
	ア. 森林資産以外の資産の評価	指摘	153
	イ. 岐阜県森林公社と木曾三川水源造成公社の費用按分比率	意見	153
	ウ. 通行料の改定の検討	意見	154
	エ. 林業の人材獲得に向けた意見の聞き取りと分析	意見	155
	オ. 消耗品の管理	意見	155
	カ. 固定資産対象の金額	指摘	155
	キ. 分収造林契約の満了に係る収益と損失の計上区分	意見	156
	ク. 賞与引当金の法定福利費分の未計上	指摘	157
9.	公益財団法人岐阜県スポーツ協会		
	ア. 各施設の収支の把握	意見	161
	イ. 相見積もりの提出	意見	162
	ウ. 理事の理事会参加	意見	162
	エ. 不要な公印の廃棄	意見	163
	オ. 賞与引当金の未計上	指摘	164
	カ. 償却原価法を適用している有価証券の会計処理	指摘	166
10.	公益財団法人岐阜県浄水事業公社		
	ア. 運営委託業者のモニタリングについて	意見	170
	イ. 運転管理以外の委託範囲	意見	171
	ウ. 賞与引当金の法定福利費分の未計上	指摘	171

## 1. 外郭団体への関与の在り方に対する方針の検討について

岐阜県では、過去において外郭団体を対象に、社会情勢の変化を踏まえ、実施事業の見直し・統廃合・経費や補助金の削減を着実に進めてきている。また、平成 18 年に発覚したプール資金問題に関連して、平成 18 年から平成 22 年度までの 5 年間で外郭団体等との事業や関与方法の全面的な見直しを行っている。具体的には、第 2 章 監査対象の概要 2 外郭団体に対するこれまでの岐阜県の取組みに記載しているが、現在は事業概要や決算書をまとめ「県の出資等に係る法人の経営状況を説明する書類」を作成するとともに、「県出資等法人の事業内容、経営状況、公的支援等について」として HP 上で財務状況や県の法人への関与状況（補助金等）等について公表に努めている。

外郭団体等との事業や関与方法について見直しを行ってから 20 年がたつ現在、外郭団体の経営悪化等の新たな課題が全国的に取り上げられ、国からも、平成 26 年度に外郭団体の効率化・経営健全化の方針を策定し、外郭団体の効率化・経営健全化に取り組むことが要請されている。これに対して、県は総務省が公表した「第三セクター等の経営健全化方針の策定について」（平成 30 年 2 月 20 日）に応じて、対象となる団体（公益社団法人岐阜県森林公社）については、経営健全化方針の策定を行い、モニタリングを実施している。

上記のように、県として外郭団体に対する様々な対応を行っているところではあるが、今回の包括外部監査の結果、【指摘】29 件、【意見】52 件を識別しており、外郭団体の位置づけ、経営悪化に伴う県の財務リスクに関連する指摘・意見も存在する。当該指摘・意見については、個別に措置等を検討いただきたいが、改めて県における外郭団体の位置づけ等の検証を行い、あるべき姿の明確化と実現に向けた取組みを実施する必要がある。

また、県の補助事業を実施している団体、指定管理をしている団体については、補助金の予算要求時や指定管理選定時に該当事業についての必要性は評価しているが、県として事業の評価制度はなく、所管課によって対応が異なる状況である。そのため、外郭団体の必要性に対する評価の仕組みを県として構築することが望まれる。なお、仕組み構築するにあたっては、外郭団体が実施している事業継続に対する評価（事業目的の社会適合（公益性）、外郭団体の優位性（必要性））と、財務面の評価（営業利益等の持続可能性）の 2 つの観点から行うことが望まれる。

## 2. 外郭団体の在り方の評価・検討について（必要性、公益性）

外郭団体自体の必要性を評価・検討する全庁的な考え方や機会は現状必ずしも明確ではなく、重要な観点を 12 ページに記載した公益性と必要性と仮定し、外郭団体の出資背景と設立主体から、各団体をグルーピングし、各グループの事業継続評価の方向性について意見を述べる。

【公益性】

外郭団体に投資する背景を、行政を補完・代替する場合と、民間から投資を得た団体に公的性格を担保する場合の2つに分類する。また、前者は受益者を県民全般と特定の地域・産業に区分する。一般的には、行政補完・代替（県民全般）、行政補完・代替（特定地域・産業）、公的担保の順に公益性は高いと考えることができる。

【必要性】

運営主体を把握するために、設立主体が岐阜県、市町村と共同、民間主導に分類する。一般的には、岐阜県の場合は、相対的に県主導で弾力的な意思決定が容易であり、市町村と共同、民間主導の場合は、共同出資者と意思決定の合意を図るなど、投資比率に比例して弾力的な意思決定に時間がかかると考えることができる。

【図表 4-1-1】 外郭団体の分類例

			設立主体（必要性）		
			岐阜県	市町村と共同	民間主導
出資背景 (公益性)	行政補完・代替	県民全般	<b>【グループA】</b> 受益者が県民全般かつ 設立主体が県（出資比率が50%以上）を中心に集約	<b>【グループB】</b> 受益者が県民全般かつ 設立主体が市町村中心（県の出資比率が50%未満）を中心に集約	
		特定の地域・産業	<b>【グループC】</b> 受益者が特定の産業又は地域であるかつ 設立主体が県（出資比率が50%以上）を中心に集約	<b>【グループD】</b> 受益者が特定の産業又は地域であるかつ 設立主体が市町村中心（県の出資比率が50%未満）を中心に集約	<b>【グループE】</b> 受益者が特定の産業又は地域であるかつ 民間が主導又は民間の出資比率が高い団体を 中心に集約
	公的担保			<b>【グループF】</b> 事業内容が法律や県の他の事業計画にそったものというよりは、公的担保・支援の意味合いが強い事業かつ 民間が主導又は民間の出資比率が高い団体を 中心に集約	

【図表 4-1-2】 外郭団体を分類した結果

			設立主体（必要性）		
			岐阜県	市町村と共同	民間主導
出資背景（公益性）	行政補完・代替	県民全般	<b>【グループA】</b> (公財)国際交流センター (公財)岐阜県教育文化財団 (公財)岐阜県スポーツ協会 (社福)岐阜県福祉事業団 岐阜県土地開発公社 岐阜県住宅供給公社 (公財)暴力追放推進センター (公財)岐阜県美術振興会 (地独)岐阜総合医療センター (地独)多治見病院 (地独)下呂温泉病院 (公大)岐阜県立看護大学 (公財)建設研究センター	<b>【グループB】</b> (公財)岐阜かかみがはら航空宇宙博物館 (公財)セラミックパーク美濃 (一財)市町村行政情報センター	
		特定の地域・産業	<b>【グループC】</b> (一社)農畜産公社 (公財)産業経済振興センター (公財)ソフトピアジャパン (一社)畜産協会 (公社)岐阜県森林公社	<b>【グループD】</b> (公財)飛騨地場産業センター (公社)木曾三川水源造成公社 (一財)世界遺産白川郷合掌造り保存財団 明知鉄道(株) 長良川鉄道(株) (公財)浄水事業公社	<b>【グループE】</b> (一財)魚苗センター
	公的担保			<b>【グループF】</b> (株)サンシング 岐阜県名産販売(株) (株)ブイ・アール・テクノセンター (一財)岐阜県公衆衛生センター	

それぞれのグループに対する主な検討内容は以下のとおりである。（参照：第5章意見1）

視点	対象グループ	検討内容（参考）
公益性の継続	グループA グループB	・当初目的は県民全体を受益者としており、公益性の意義が想定されている ・当初の目的の趣旨が、現在の県の状況や政策等と整合しているか再確認する必要がある
特定地域・産業向け事業の妥当性	グループC グループD グループE	・設立当初の県の政策に従い、外郭団体は一般的に広く公益性が求められるが、特定地域・産業を受益者として設立されている

視点	対象グループ	検討内容（参考）
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「特定地域や産業に限定した公益性」が残存しているか、現在の政策や社会的状況と一致しているか検討する必要がある</li> </ul>
事業効果の連動性	グループ F	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設立当初は県の政策と連動しながら、地域貢献を目的とするものであったと考えられる</li> <li>・事業の効果や連動性は必ずしも担保されないため、現在実施している事業の位置づけを検討する必要性は高い</li> <li>・信頼を担保することで民間事業者との不公正な競争関係が生じていないかの視点も必要である</li> </ul>
県の主導的な判断	グループ A グループ C	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設立主体は県にあり、県が存続や経営の意思決定を行うことが相対的に容易である</li> <li>・県直営でも実施可能ではないか。必要性は高いが、自立性が低い場合、県の直営化や内部化も検討する</li> <li>・同種団体、類似事業が存在しないか、その場合は統合や機能集約、民間委託等を検討する</li> </ul>
市町村との協議	グループ B グループ D	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設立主体は市町村と共同設立であり、県と市町村の間での、役割、関与方針、負担割合について、再確認する必要がある</li> <li>・県の役割や関与方針（出資・派遣・補助金等）については、その必要性も踏まえ、段階的に整理する必要がある</li> <li>・負担割合（県・市町村・利用者）で見直す余地はないかを、定期的に検討する</li> </ul>
民間代替性、優位性の確認	グループ E グループ F	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間の優位性を考慮した共同出資であり、実施事業も民間代替性が比較的高いと考えられる</li> <li>・外郭団体が事業を行う優位性や逆に民間企業に任せる優位性が生じていないかを検討する</li> </ul>

### 3. 外郭団体の経営（持続可能性）

財務リスクや経営に問題があると考えられる外郭団体に往査を実施した。これらの往査にて発見された指摘・意見を、持続可能性に関する課題別に整理した結果は下記のとおりである。

持続可能性に問題が生じた場合は、財務リスクの顕在化による直接的な損害等を被る可能性があるが、現在財務諸表等に表れていない潜在可能性がある損失等が識別されている。なお、財務リスク（潜在可能性がある損失含む）については、県にリスクがある場合・外郭団体にリスクがある場合の両方が存在している。また、経営改善に向けた法人経営体制の強化、収入の増加、費用の削減に関する経営課題のほか、内部統制の不備等に関連する事業運営の適切性に関する課題が識別されている。

課題	分類	主な指摘・意見
財務リスク (潜在的なリスクを含む)	発生する損失・顕在可能性のある損失	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長期滞留土地の使途</li> <li>・長期滞留土地の含み損</li> <li>・減損会計の適用</li> <li>・損失補償契約の範囲</li> </ul>
	費用・負債の過少計上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引当金の計上</li> <li>・引当金の算定範囲</li> </ul>
経営改善の方向性	法人経営体制の見直し (法人経営体制の強化)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同種法人との連携</li> <li>・経営統合の可能性</li> <li>・法人形態の検討</li> </ul>
	経理管理の高度化 (法人経営体制の強化)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・KPIの見直し</li> <li>・利用者フォロー</li> <li>・管理会計の強化</li> </ul>
	利用者の増加 (収入の増加)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者満足度の把握</li> <li>・利用者ニーズの把握</li> <li>・実施事業の創意工夫</li> </ul>
	収入単価の見直し (収入の増加)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例の見直し</li> <li>・利用料金の改定</li> </ul>
	契約の見直し (費用の削減)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仕様書の改定</li> <li>・精算方針の見直し</li> <li>・委託範囲の検討</li> </ul>
	事業手法・管理の見直し (費用の削減)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・赤字事業の改善</li> <li>・資産運用</li> <li>・共通経費の取扱い</li> </ul>
事業運営の適切性	ガバナンスの強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県OBの役員選任</li> <li>・人事管理</li> <li>・理事会の活性化</li> </ul>
	資産管理の不備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保管場所の把握</li> <li>・固定資産台帳の適切性</li> <li>・不要資産の廃棄</li> </ul>
	現金管理の不備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資金残高の管理</li> <li>・金券の管理</li> <li>・公印の管理</li> </ul>
	事務作業の効率化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大量事務処理の効率化</li> <li>・DX化</li> </ul>
	適正な情報開示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・注記の網羅性</li> <li>・記載区分の適正性</li> </ul>

(1) 財務リスク（潜在的なリスク・県に発生する可能性のあるリスクを含む）

外郭団体が取得した資産で、下記長期滞留資産が識別されている。売却等の処分が取得額を下回る際には、県や外郭団体に損失が発生する可能性がある。また、貸付金の損害補償契約の範囲が不明確な事象や長期割賦未収金の貸倒リスクも識別されている。

【図表 4-1-3】 外郭団体の財務リスク金額（潜在的・概算・県側のリスクも含む）

外郭団体	金額 (百万)	概要	リスクが潜在的なもの
土地 開発公社	2,524	平成7年度に県が策定した障がい者総合リハビリテーション施設「りはとぴあ（仮称）」整備基本計画を踏まえ、県が公社に取得依頼した土地。県が取得価額で買い戻しを行った後に、下呂市に約3.3億円で令和7年度中に売却予定。県が差額分を負担。	—
土地 開発公社	86	平成16年に県の教育事業用地として活用の予定があり、県が公社に取得依頼した土地。県の方針変更から、公社が長期的に保有。今後活用の予定が決まらず遊休土地になり時価が下がる可能性があり、県に潜在的なリスクがある。	○
農畜産公社	267	過去に公社が土地を購入し、農地として売買する事業を行っていたが、販売先が決まらず長期的に保有。含み損が約250百万円発生しており、財源は県の貸付金。公社は評価損の潜在的リスクがあり、県は貸付金が全額返済されない潜在的なリスクがある。	○
土地 開発公社	249	県の「副都心整備基本構想」により、代替地として取得した土地で暫定的に駐車場用地として有償で貸し付けているが、10年以上経過。現在の簿価と売却価格に差が生じ、外郭団体側に売却損が生じる潜在的なリスクがある。	○
産業経済 振興センター	26	ものづくり設備整備強化事業に係る貸付金の損失補償範囲が不明確。貸付金が貸し倒れた場合に発生する潜在的なリスクが外郭団体側にある。	○
岐阜県 住宅供給公社	657	土地主に対して建物建築資金を貸し付け、賃料収入で返済していくタウンビル事業の長期割賦未収金が滞留した場合の貸倒リスク。貸し倒れる場合のリスクが外郭団体側にある。	○

（出所：各資料より監査人が集計）

土地開発公社のりはとぴあ整備事業用地については令和7年度中に売却することが予定されており、県の負うリスクも顕在化している。その他については、損失発生可能性が高まった場合、個別資産に対して損失を計上する必要があるが、事業全体の経営悪化に伴い、下呂温泉病院（総資産：7,808百万）、住宅供給公社（総資産：6,295百万）は固定資産全体に減損損失発生の可能性がある。

また、外郭団体の財務状況の正確な把握と説明責任の履行において、費用及び負債の適切な計上は不可欠であるが、減価償却費や引当金が適切に計上されていない事象も識別されている。

【図表4-1-4】下呂温泉病院の営業活動から生ずるキャッシュ・フロー

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
業務活動によるCF	171,427	△435,460	△509,229

(出所：下呂温泉病院決算書)

【図表4-1-5】住宅公社の各住宅における経営成績

(単位：千円)

住宅名 /戸数	愛宕賃貸住宅 239戸	別府賃貸住宅 90戸	メゾン東大垣 96戸	花みずき 65戸
入居戸数	200戸	35戸	46戸	34戸
事業収益	110,399	23,403	29,666	24,017
事業原価	62,463	35,199	38,169	41,801
差引損益	47,936	△11,795	△8,502	△17,784
一般管理費	2,032	765	816	569
事業損益	45,904	△12,561	△9,319	△18,353
有形固定資産 未償却残高	32,265	68,647	131,619	259,875

(出所：公社資料「令和6年度事業計画・資金計画」、「令和6年度 賃貸管理資産事業損益」及び「減価償却累計額」より監査人が集計)

【図表4-1-6】財務リスク（潜在的なリスクを含む）に関する指摘・意見の一覧

外郭団体名				
NO	指摘・意見	区分	分類	頁
県への意見				
	(2)長期保有している公有土地の用途の検討【土地開発公社】	意見	顕在可能性のある損失	80
	(6)滞留土地に対する貸付金回収【農畜産公社】	意見	顕在可能性のある損失	85
公益財団法人岐阜県教育文化財団				
	ウ. 賞与引当金の計上の未計上	指摘	費用・負債の過少計上	93

外郭団体名				
NO	指摘・意見	区分	分類	頁
公益財団法人セラミックパーク美濃				
	ク. 賞与引当金の法定福利費分の未計上	指摘	費用・負債の過少計上	106
一般社団法人岐阜県農畜産公社				
	ア. 長期保有農地の含み損（約 250 百万円）に対する減損	指摘	顕在可能性のある損失	109
	ク. 賞与引当金の法定福利費分の未計上	指摘	費用・負債の過少計上	113
	ケ. 賞与引当金の計上期間誤り	指摘	費用・負債の過少計上	115
	コ. ふれあい牧場事業用の固定資産の減価償却漏れ	指摘	費用・負債の過少計上	115
岐阜県土地開発公社				
	ア. 代替地の長期保有	意見	顕在可能性のある損失	119
	エ. 時価評価に使用する時価	指摘	顕在可能性のある損失	122
	カ. 賞与引当金の法定福利費分の未計上	指摘	費用・負債の過少計上	125
公益財団法人産業経済振興センター				
	ア. ものづくり設備整備強化事業に係る損失補償契約における損失負担の不明瞭性	意見	顕在可能性のある損失	128
地方独立行政法人下呂温泉病院				
	ア. 今後の減損計上の検討	意見	顕在可能性のある損失	133
	コ. 貸倒引当金の算定	意見	顕在可能性のある損失	142
岐阜県住宅供給公社				
	ア. 賃貸住宅事業の減損の兆候	指摘	顕在可能性のある損失	144
	エ. タウンビル事業のリスクと管理	意見	顕在可能性のある損失	148
	カ. 賞与引当金の法定福利費分の未計上	指摘	費用・負債の過少計上	149
公益社団法人岐阜県森林公社				
	ア. 森林資産以外の資産の評価	指摘	顕在可能性のある損失	153
	ク. 賞与引当金の法定福利費分の未計上	指摘	費用・負債の過少計上	157
公益財団法人岐阜県スポーツ協会				

外郭団体名				
NO	指摘・意見	区分	分類	頁
	オ. 賞与引当金の未計上	指摘	費用・負債の過少計上	164
公益財団法人浄水事業公社				
	ウ. 賞与引当金の法定福利費分の未計上	指摘	費用・負債の過少計上	171

## (2) 経営改善の方向性

経営悪化の要因を踏まえた経営改善の方向性は、法人経営体制の強化、収入の増加、費用の削減の3つの方向性に分類することができる。

法人経営体制の強化は、他の地方独立行政法人病院や近隣病院との連携（下呂温泉病院）、経営統合の検討（森林公社、木曾三川公社）、法人形態の検討（農畜産公社）経営管理の高度化（産業経済振興センター、下呂温泉病院、岐阜県スポーツ協会）を取り上げている。

収入の増加は、利用者の増加（住宅供給公社、セラミックパーク美濃、産業経済振興センター、下呂温泉病院、森林公社）、収入単価の見直し（教育文化財団、セラミックパーク美濃、岐阜県スポーツ協会、森林公社）を取り上げている。

費用の削減は、契約の見直し（住宅供給公社、浄水事業公社）、事業手法・管理の見直し（農畜産公社、土地開発公社、産業経済振興センター、下呂温泉病院、森林公社、浄水事業公社）を取り上げている。

【図表 4-1-7】 経営の悪化に関する指摘・意見の一覧

外郭団体名				
NO	指摘・意見	区分	分類	頁
県への意見				
	(1) 仕様書に記載事項の未実施【住宅供給公社】	指摘	契約の見直し	79
	(3) 公社への代行管理業務の評価を踏まえた入居者のアンケートの実施【住宅供給公社】	意見	利用者の増加	83
	(4) 他の地方独立行政法人病院や近隣病院との連携の推進【下呂温泉病院】	意見	法人経営体制の見直し	83
	(5) 森林公社と木曾三川造成公社の統合の検討【森林公社、木曾三川公社】	意見	法人経営体制の見直し	84
	(8) 使用料に関する条例の見直しの検討【教育文化財団、セラミックパーク美濃、岐阜県スポーツ協会】	意見	収入単価の見直し	87
	(9) 委託費を全額精算する契約の是非【浄水事業公社】	意見	契約の見直し	89

外郭団体名				
NO	指摘・意見	区分	分類	頁
公益財団法人セラミックパーク美濃				
	ア. 利用料金の改定	意見	収入単価の見直し	97
	イ. 来場者アンケートの回収率の向上に向けた取組み	意見	利用者の増加	100
	ウ. 利用促進協議会を含めた今後の在り方の検討	意見	利用者の増加	101
	エ. イベント参加者向上に向けた取組み	意見	利用者の増加	101
一般社団法人岐阜県農畜産公社				
	イ. 優良家畜育成事業の赤字改善、累積利益枯渇の可能性	意見	事業手法・管理の見直し	110
	エ. 一般社団法人から公益社団法人への法人形態の転換	意見	法人経営体制の見直し	111
	オ. 市中銀行からの借入と特定資産の積み立て	意見	事業手法・管理の見直し	111
岐阜県土地開発公社				
	イ. 岐阜県住宅供給公社との共通経費	意見	事業手法・管理の見直し	120
公益財団法人産業経済振興センター				
	イ. 特定費用準備資金の使途の検討	意見	事業手法・管理の見直し	129
	ウ. 賛助会員の減少	意見	利用者の増加	129
	エ. 満足度調査の実施範囲	意見	利用者の増加	130
	オ. モノづくりコーディネーター設置事業のKPI	意見	経営管理の高度化	130
	キ. 相談内容のフォロー状況	意見	経営管理の高度化	131
地方独立行政法人下呂温泉病院				
	イ. 経営改善に向けた取組み（外来患者の確保、医師確保）	意見	利用者の増加	135
	ウ. 診療科別の経営状況の把握	意見	経営管理の高度化	137
	ク. 競争入札の辞退に関する分析	意見	事業手法・管理の見直し	141
公益社団法人岐阜県森林公社				
	イ. 岐阜県森林公社と岐阜県木曾三川公社の費用按分比率	意見	事業手法・管理の見直し	153
	ウ. 通行料の改定の検討	意見	収入単価の見直し	154
	エ. 林業の人材獲得に向けた意見の聞き取りと分析	意見	利用者の増加	155
公益財団法人岐阜県スポーツ協会				
	ア. 各施設の収支の把握	意見	経営管理の高度化	161
公益財団法人浄水事業公社				
	ア. 運営委託業者のモニタリングについて	意見	事業手法・管理の見直し	170

外郭団体名				
NO	指摘・意見	区分	分類	頁
	イ. 運転管理以外の委託範囲	意見	事業手法・管理の見直し	171

### (3) 事業運営の適切性

事業運営の適切性に関する指摘・意見は、ガバナンスの強化、資産管理の不備、現金管理の不備、事務作業の効率化、適正な情報開示に分類することができる。

ガバナンスの強化は、県 OB の役員選任（教育文化財団）、人事管理（産業経済振興センター、下呂温泉病院）、理事会の活性化（岐阜県スポーツ協会）を取り上げている。

資産管理の不備は、保管場所の把握（農畜産公社）、固定資産台帳の適切性（下呂温泉病院）を取り上げている。

現金管理の不備は、資金残高の管理（教育文化財団）、金券の管理（農畜産公社）、公印の管理（岐阜県スポーツ協会）を取り上げている。

事務作業の効率化は、大量事務処理の効率化（農畜産公社）、DX化（下呂温泉病院）を取り上げている。

適正な情報開示は、注記の網羅性（セラミックパーク美濃）、記載区分の適切性（住宅供給公社）、資産評価プロセス（土地開発公社）を取り上げている。

【図表 4-1-8】事業運営の適切性に関する指摘・意見の一覧

外郭団体名				
NO	指摘・意見	区分	分類	頁
県への意見				
	(7)東濃牧場が県から借り受けている資産【農畜産公社】	意見	資産の管理の不備	86
公益財団法人岐阜県教育文化財団				
	ア. 資金残高の照合	指摘	現金管理の不備	92
	イ. 県OBの役員選任	意見	ガバナンスの強化	93
公益財団法人セラミックパーク美濃				
	オ. 外郭団体所有の備品の管理	指摘	資産管理の不備	102
	カ. 財務諸表に対する注記の一部開示の漏れ	指摘	適正な情報開示	104
	キ. 減価償却費のセグメント区分の誤り	指摘	適正な情報開示	105
一般社団法人岐阜県農畜産公社				
	ウ. 農地中間管理事業の作業効率化	意見	事務作業の効率化	110
	カ. 備品保管場所の把握	指摘	資産管理の不備	112
	キ. 備品の廃棄	指摘	資産管理の不備	112
	サ. 東濃牧場における現金管理	意見	現金管理の不備	116

外郭団体名				
NO	指摘・意見	区分	分類	頁
	シ. 謝礼として受領した商品券の会計処理	指摘	現金管理の不備	116
岐阜県土地開発公社				
	ウ. 土地の鑑定意見を委託する不動産鑑定士に関する必要書類	意見	適正な情報開示	121
	オ. 不動産鑑定士から取得する土地の鑑定価格	意見	適正な情報開示	123
公益財団法人産業経済振興センター				
	カ. コーディネーターの採用時の提出書類	意見	ガバナンスの強化	131
地方独立行政法人下呂温泉病院				
	エ. DX化の推進	意見	事務作業の効率化	138
	オ. 固定資産の現物実査	指摘	資産管理の不備	138
	カ. 器械備品の移動	指摘	資産管理の不備	139
	キ. 「時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務命令簿」の記載	指摘	ガバナンスの強化	140
	ケ. 患者未収金分割申請の内容変更	意見	ガバナンスの強化	141
岐阜県住宅供給公社				
	イ. 不在届の提出	指摘	ガバナンスの強化	146
	ウ. 物品一覧表と固定資産台帳の整合性	指摘	資産管理の不備	147
	オ. HP上の掲載不備	意見	適正な情報開示	149
公益社団法人岐阜県森林公社				
	オ. 消耗品の管理	意見	資産管理の不備	155
	カ. 固定資産対象の金額	指摘	資産管理の不備	155
	キ. 分収造林契約の満了に係る収益と損失の計上区分	意見	適正な情報開示	156
公益財団法人岐阜県スポーツ協会				
	イ. 相見積もりの提出	意見	ガバナンスの強化	162
	ウ. 理事の理事会参加	意見	ガバナンスの強化	162
	エ. 不要な公印の廃棄	意見	現金管理の不備	163
	カ. 償却原価法を適用している有価証券の会計処理	指摘	適正な情報開示	166

## 第5 監査の結果と意見（県に対する意見）

### 1. 岐阜県に対する指摘・意見について（外郭団体全体について）

#### （1）外郭団体への県の関与の在り方に対する方針の検討について【意見1】

##### （現状と問題点）

県は、過去において外郭団体を対象に、社会情勢の変化を踏まえ、実施事業の見直し・統廃合・経費や補助金の削減を着実に進めてきている。例えば平成17年度に実施した政策総点検では、人的、財源的に自立性・自主性が乏しいもの、設立時に期待した役割を果たしていない、又は外郭団体の特徴を活かしきれていないものがあるとして、外郭団体は、独立した法人格を有する以上、原則として、自立的・自主的な運営が確保されていなければならないこと、県が直接実施するよりも効率的・効果的なサービスを提供できるという役割を果たしていなければならないことを基本方針とし、廃止、団体統合、県関与の縮減（役員就任、職員派遣、運営費補助等の見直し）、団体業務の改善等を見直しを進めてきた。政策総点検以降も、県政再生プログラム、行財政改革指針、行財政改革アクションプラン等で見直しの考え方を示し、取組みを進めてきた。平成18年に発覚したプール資金問題に関連して、平成18年から平成22年度までの5年間で外郭団体等が自治体の「ブラックボックス」的な存在にならないよう、外郭団体等の事業や関与方法の全面的な見直しを行っている。見直し後の外郭団体に対する取組みは、外郭団体の事業及び関与の見直しは十分に実施しているという前提の上で、「県の出資等に係る法人の経営状況を説明する書類」と、「県出資等法人の事業内容、経営状況、公的支援等について」を作成することで、各外郭団体に対する経営状況や補助金等の法人への関与の状況について団体の健全経営を促し、透明性を確保する観点から、HPでの公表に努めているが、外郭団体に対する県の関与の在り方について、県としての方針やマニュアルはなく、担当課が個々に行う状況である。

平成18年から22年にかけて行った、外郭団体等の見直しから20年がたつ現在、外郭団体は経営悪化による自治体財政への影響、外郭団体の設立当初の目的や趣旨の時代ニーズとの乖離、指定管理者制度の導入や公益法人制度改革など外郭団体に関係する規制改革による選択肢の多様化など、新たな課題が全国的に取り上げられている。また、国からも、地方自治体の財務リスク等も踏まえ、平成26年度に外郭団体の効率化・経営健全化の方針を策定し、外郭団体の効率化・経営健全化に取り組むことが要請されている。

県においても全ての外郭団体の位置づけや経営状況等の検証を行い、各団体の方向性や県の関与のあり方を整理した上で方針を決めた上で対応することが望まれるが、過去において整理はされていたものの、現状、外郭団体に対する県の関与の在り方や、県が外郭団体に対してどのような考えで管理評価しているのか必

ずしも明確ではない。

(意見)

包括外部監査の結果、【指摘】29件、【意見】52件を識別しており、外郭団体の位置づけ、県の財務リスクに関連する経営悪化に伴う指摘・意見も存在する。当該指摘・意見については、個別に措置等を検討いただきたい。

また、外郭団体に対する県の関与の在り方について、これまでも政策総点検や県政再生プログラム、行財政改革指針、行財政改革アクションプラン等において見直しの考え方を示し、財政・人的支援の見直しによる外郭団体の解散、統合、事業縮小や補助削減等に取り組んできたが、改めて社会経済情勢の変化を踏まえながら、県における外郭団体の位置づけ・意義等の検証を行い、経営モニタリングに関する県としての考え方など、県の関与の在り方を整理し、方針を検討することが望まれる。なお、今回の包括外部監査において、複数の外郭団体に対し類似の指摘・意見が発見されている(例：賞与引当金の法定福利費の未計上)。これは各部署で外郭団体管理を行っていることが一因と考えられるため、例えば県全体の外郭団体指導基準の策定、各部署間で外郭団体の財務事務上のミス・課題等を共有する仕組み、外郭団体の経理担当者に向けて合同の研修会など、横断的な対応を検討することも有効であると考えられる。

## (2) 外郭団体の在り方の評価・検討について【意見2】

人口減少や少子高齢化の更なる進行等の中で、持続的な行政運営のためには、真に行政が果たすべき役割を再定義し、限られた行政資源の適切な配分を行わなければ、持続可能な行政経営が困難となっている。これは、外郭団体が関係する事業も例外では無く、県ではこれまでも政策総点検や県政再生プログラム、行財政改革指針、行財政改革アクションプラン等において見直しの考え方を示し、財政・人的支援の見直しによる外郭団体の解散、統合、事業縮小や補助削減等に取り組んできたが、改めて社会経済情勢の変化を踏まえつつ、必要性も含めた検証を行い、あるべき姿の明確化と実現に向けた取組みを継続されることが望まれる。

現状は、外郭団体自体の必要性を評価・検討する県としての考え方や機会が必ずしも明確ではない。そのため、外郭団体の必要性を検討するにあたり、重要な観点を12ページに記載した公益性と必要性と仮定し、外郭団体の出資背景と設立主体から、各団体をグルーピングし、各グループの事業継続評価の方向性について意見を述べる。今後、外郭団体の事業継続の評価・モニタリングについて検討するにあたり、参考にしていただきたい。

【公益性】

外郭団体に出资する背景を、行政を補完・代替する場合と、民間から出資を得た団体に公的性格を担保する場合の2つに分類する。また、前者は受益者を県民全般と特定の地域・産業に区分する。一般的には、行政補完・代替（県民全般）、行政補完・代替（特定地域・産業）、公的担保の順に公益性は高いと考えることができる。

【必要性】

運営主体を把握するために、設立主体が県、市町村と共同、民間主導に分類する。一般的には、県の場合は、相対的に県主導で弾力的な意思決定が容易であり、市町村と共同、民間主導の場合は、共同出資者と意思決定の合意を図るなど、出資比率に比例して弾力的な意思決定に時間がかかると考えることができる。

【図表 5-1-4】 外郭団体の分類

			設立主体（必要性）		
			岐阜県	市町村と共同	民間主導
出資背景（公益性）	行政補完・代替	県民全般	<b>【グループA】</b> (公財)国際交流センター (公財)岐阜県教育文化財団 (公財)岐阜県スポーツ協会 (社福)岐阜県福祉事業団 岐阜県住宅供給公社 岐阜県土地開発公社 (公財)暴力追放推進センター (公財)岐阜県美術振興会 (地曲)岐阜総合医療センター (地曲)多治見病院 (地曲)下呂温泉病院 (公大)岐阜県立看護大学 (公財)建設研究センター	<b>【グループB】</b> (公財)岐阜かかみがはら航空宇宙博物館 (公財)セラミックパーク美濃 (一財)市町村行政情報センター	
		特定の地域・産業	<b>【グループC】</b> (一社)農畜産公社 (公財)産業経済振興センター (公財)ソフトピアジャパン (一社)畜産協会 (公社)岐阜県森林公社	<b>【グループD】</b> (公財)飛騨地場産業センター (公社)木曾三川水源造成公社 (一財)世界遺産白川郷合掌造り保存財団 明知鉄道(株) 長良川鉄道(株) (公財)浄水事業公社	<b>【グループE】</b> (一財)魚苗センター

		設立主体（必要性）		
		岐阜県	市町村と共同	民間主導
公的担保				【グループF】 (株)サンシング 岐阜県名産販売(株) (株)ブイ・アール・テクノ センター (一財)岐阜県公衆衛生センター

ア. グループA（出資背景：行政補完・代替(県民全般)、設立主体：県）のあり方  
 グループA（出資背景：行政補完・代替(県民全般)、設立主体：県）は、県の政策目的を直接達成するために県主体で設立されたもので、受益者は広く県民に及ぶ。

そのため、公益性は、設立当初は外郭団体の必要性が明確であったものが多いと考えられ、設立の目的と県の現状が一致しているかを再確認していく視点が考えられる。

また、必要性は、設立主体が県であるため、県が存続や経営の意思決定を行うことが相対的に容易であり、民間代替等が比較的容易な施設管理が主たる事業である団体が存在するため、外郭団体が事業を行う優位性を検討する必要がある。

なお、(地独) 下呂温泉病院は経営状況を踏まえて、他の地方独立行政法人病院や近隣病院との連携推進の意見5で記載している。

視点	検討内容（参考）
公益性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当初目的は県民全体を受益者としており、公益性の意義が想定されている</li> <li>・当初の目的の趣旨が、現在の県の状況や政策等と整合しているか再確認する必要がある</li> </ul>
必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設立主体は県にあり、県が存続や経営の意思決定を行うことが相対的に容易である</li> <li>・県直営でも実施可能ではないか。必要性は高いが、自立性が低い場合、県の直営化や内部化も検討する</li> <li>・同種団体、類似事業が存在しないか、その場合は統合や機能集約、民間委託等を検討する</li> </ul> <p>【施設管理が主たる事業の外郭団体】            対象：（公財）岐阜県教育文化財団、（公財）岐阜県スポーツ協会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理者について、外郭団体が運営する場合、安定性や運営ノウハウの蓄積ができる一方で、競争性や民間業者の創意工夫といった面での懸念が生じることから、</li> </ul>

視点	検討内容 (参考)
	民間事業者への委託の可能性についても検討する余地がある ・施設利用率から、外郭団体が利用者を集める優位性の発揮、利用需要に対して過大な施設となっていないかを検討する ・受益者負担率から、外郭団体が利用料を適切に収受する優位性が発揮されているかどうか検討する

【対象外郭団体】
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (公財) 岐阜県国際交流センター</li> <li>・ (社福) 岐阜県福祉事業団</li> <li>・ 岐阜県土地開発公社</li> <li>・ 岐阜県住宅供給公社</li> <li>・ (公財) 岐阜県暴力追放推進センター</li> <li>・ (公財) 岐阜県教育文化財団</li> <li>・ (公財) 岐阜県スポーツ協会</li> <li>・ (公財) 岐阜県美術振興会</li> <li>・ (地独) 岐阜県総合医療センター</li> <li>・ (地独) 岐阜県立多治見病院</li> <li>・ (地独) 岐阜県立下呂温泉病院</li> <li>・ 公立大学法人岐阜県立看護大学</li> <li>・ (公財) 岐阜県建設研究センター</li> </ul>

イ. グループ B (出資背景：行政補完・代替(県民全般)、設立主体：市町村と共同) のあり方

グループ B (出資背景：行政補完・代替(県民全般)、設立主体：市町村と共同) は、県の政策目的を直接達成するために市町村と共同して設立されたもので、受益者は広く県民に及ぶ。

そのため、公益性の視点は、グループ A と同様である。

また、必要性は、設立主体は市町村と共同設立であるため、市町村と連携した意思決定が必要であることから、岐阜県が広域・連携の視点を持ち、県の役割を果たす視点が必要である。なお、民間代替等が比較的容易な施設管理が主たる事業である団体が存在するため、外郭団体が事業を行う優位性を検討する必要がある。

なお、(一財)岐阜県市町村行政情報センターは、過去に運営形態の見直しの検討がなされている。

視点	検討内容 (参考)
公益性	・当初目的は県民全体を受益者としており、公益性の意義が想定されている

視点	検討内容（参考）
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当初の目的の趣旨が、現在の県の状況や政策等と整合しているか再確認する必要がある</li> </ul>
必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設立主体は市町村と共同設立であり、県と市町村の間での、役割、関与方針、負担割合について、再確認する必要がある</li> <li>・県の役割や関与方針（出資・派遣・補助金等）については、その必要性も踏まえ、段階的に整理する必要がある</li> <li>・負担割合（県・市町村・利用者）で見直す余地はないかを、定期的に検討する</li> </ul> <p><b>【施設管理が主の事業となる外郭団体】</b></p> <p>対象：（公財）岐阜かかみがはら航空宇宙博物館、（公財）セラミックパーク美濃</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理者について、外郭団体が運営する場合、安定性や運営ノウハウの蓄積ができる一方で、競争性や民間業者の創意工夫といった面での懸念が生じることから、民間事業者への委託の可能性についても検討する余地がある</li> <li>・施設利用率から、外郭団体が利用者を集める優位性の発揮、利用需要に対して過大な施設となっていないかを検討する</li> <li>・受益者負担率から、外郭団体が利用料を適切に収受する優位性が発揮されているかどうか検討する</li> </ul>

**【対象外郭団体】**

- ・（公財）岐阜かかみがはら航空宇宙博物館
- ・（公財）セラミックパーク美濃
- ・（一財）岐阜県市町村行政情報センター

ウ．グループ C（出資背景：行政補完・代替(特定地域・産業)、設立主体：岐阜県）のあり方

グループ C（出資背景：行政補完・代替(特定地域・産業)、設立主体：岐阜県）は、設立当初の県の政策に従い、外郭団体は一般的に広く公益性が求められるが、特定地域・産業を受益者として県主体で設立されている。

そのため、公益性は、政策や環境が変動するなか、「特定地域や産業に限定する公益性」が残存し、現在実施している事業の目的が、現在の政策や社会的状況と一致しているかを再確認していく視点が考えられる。

また、必要性の視点は、グループ A と同様である。

なお、(公社)岐阜県森林公社と(公社)木曾三川水源造成公社の類似性等から統合可能性の意見 6 を記載している。

視点	検討内容（参考）
公益性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設立当初の県の政策に従い、外郭団体は一般的に広く公益性が求められるが、特定地域・産業を受益者として設立されている</li> <li>・「特定地域や産業に限定した公益性」が残存しているか、現在の政策や社会的状況と一致しているか検討する必要がある</li> </ul>
必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設立主体は県にあり、県が存続や経営の意思決定を行うことが相対的に容易である</li> <li>・県直営でも実施可能ではないか。必要性は高いが、自立性が低い場合、県の直営化や内部化も検討する</li> <li>・同種団体、類似事業が存在しないか、その場合は統合や機能集約、民間委託等を検討する</li> </ul>

**【対象外郭団体】**

- ・(一社)岐阜県農畜産公社
- ・(公財)岐阜県産業経済振興センター
- ・(公財)ソフトピアジャパン
- ・(一社)岐阜県畜産協会
- ・(公社)岐阜県森林公社

エ. グループ D (出資背景：行政補完・代替(特定地域・産業)、設立主体：市町村と共同) のあり方

グループ D (出資背景：行政補完・代替(特定地域・産業)、設立主体：市町村と共同) は、設立当初の県内の政策に従い、外郭団体は一般的に広く公益性が求められるが、特定地域・産業を受益者として市町村と共同で設立されている。

そのため、公益性の視点はグループ C、必要性の視点はグループ B と同様である。

なお、(公社)岐阜県森林公社と(公社)木曾三川水源造成公社の類似性等から統合可能性の意見 6 を記載しており、(一財)飛騨地域地場産業振興センターは過去に運営形態の見直しの検討がなされている。

視点	検討内容（参考）
公益性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設立当初の県の政策に従い、外郭団体は一般的に広く公益性が求められるが、特定地域・産業を受益者として設立されている</li> <li>・「特定地域や産業に限定した公益性」が残存しているか、現在の政策や社会的状況と一致しているか検討する必要がある</li> </ul>

必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設立主体は市町村と共同設立であり、県と市町村の間での、役割、関与方針、負担割合について、再確認する必要がある</li> <li>・ 県の役割や関与方針（出資・派遣・補助金等）については、その必要性も踏まえ、段階的に整理する必要がある</li> <li>・ 負担割合（県・市町村・利用者）で見直す余地はないかを、定期的に検討する</li> </ul>
-----	---

<p><b>【対象外郭団体】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (一財)飛騨地域地場産業振興センター</li> <li>・ (公社)木曾三川水源造成公社</li> <li>・ (一財)世界遺産白川郷合掌造り保存財団</li> <li>・ (公社)岐阜県浄水事業公社</li> <li>・ 明知鉄道(株)</li> <li>・ 長良川鉄道(株)</li> </ul>
--

オ. グループ E（出資背景：行政補完・代替(特定地域・産業)、設立主体：民間主導）のあり方

グループ E（出資背景：行政補完・代替(特定地域・産業)、設立主体：民間主導）は、設立当初の県内の政策に従い、外郭団体は一般的に広く公益性が求められるが、特定地域・産業を受益者として、民間と共同で設立されている。

そのため、公益性の視点はグループ C と同様である。

また、必要性は、民間の優位性を考慮した共同出資であり、実施事業も民間代替性が比較的高いと考えられるため、外郭団体が事業を行う優位性や逆に民間企業に任せる優位性が生じていないかを検討する必要がある。

視点	検討内容（参考）
公益性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設立当初の県の政策に従い、外郭団体は一般的に広く公益性が求められるが、特定地域・産業を受益者として設立されている</li> <li>・ 「その地域や業種・業態に限定した公益性」が残存しているか、現在の政策や社会的状況と一致しているか検討する必要がある</li> </ul>
必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民間の優位性を考慮した共同出資であり、実施事業も民間代替性が比較的高いと考えられる</li> <li>・ 外郭団体が事業を行う優位性や逆に民間企業に任せる優位性が生じていないかを検討する</li> </ul>

**【対象外郭団体】**

- ・(一財)岐阜県魚苗センター

カ. グループ F (出資背景：公的担保、設立主体：民間主導) のあり方

グループ F (出資背景：公的担保、設立主体：民間主導) は、民間から出資を得た団体に公的性格を担保する性質が高い団体と考えられる。

そのため、公益性は、設立当初は県の政策と連動しながら、地域貢献を目的とするものであったと考えられるが、事業の効果や連動性は必ずしも担保されないため、現在実施している事業の位置づけを検討する必要性は高い。その他、信頼を担保することで民間事業者との不公正な競争関係が生じていないかの視点も必要である。

また、必要性の視点はグループ E と同様であり、(一財)岐阜県公衆衛生検査センターは過去に運営形態の見直しの検討がなされている。

視点	検討内容 (参考)
公益性	<ul style="list-style-type: none"><li>・設立当初は県の政策と連動しながら、地域貢献を目的とするものであったと考えられる</li><li>・事業の効果や連動性は必ずしも担保されないため、現在実施している事業の位置づけを検討する必要性は高い</li><li>・信頼を担保することで民間事業者との不公正な競争関係が生じていないかの視点も必要である</li></ul>
必要性	<ul style="list-style-type: none"><li>・民間の優位性を考慮した共同出資であり、実施事業も民間代替性が比較的高いと考えられる</li><li>・外郭団体が事業を行う優位性や逆に民間企業に任せる優位性が生じていないかを検討する</li></ul>

**【対象外郭団体】**

- ・(株)サン・シング東海
- ・岐阜県名産販売(株)
- ・(株)ブイ・アール・テクノセンター
- ・(一財)岐阜県公衆衛生検査センター

(3) 外郭団体の活動に対する評価体制の整備 **【意見 3】**

(現状と問題点)

県の補助事業を実施している団体、指定管理をしている団体については、補助金の予算要求時や指定管理選定時に該当事業についての必要性は評価している。

しかし、外郭団体の活動の成果について、その目的に照らして効果的かつ効率的に実施しているか、県としての評価制度はなく、所管課が個別に検討を行っている状況である。

そのため、所管課に対して、外郭団体が実施している事業について、事業の評価を行う適切な指標の設定と、その結果の公表についてアンケートを実施したところ、回答は【図表 5-1-2】のとおり、所管課によって対応が異なる状況であった。

【図表 5-1-2】外郭団体の事業の評価を行う指標の設定について

団体名	指標を設定しているか	結果を公表しているか
(一財)世界遺産白川郷合掌造り保存財団	いいえ	いいえ
(公財)岐阜県スポーツ協会	いいえ	いいえ
(一財)岐阜県市町村行政情報センター	いいえ	いいえ
(公財)岐阜県美術振興会	いいえ	いいえ
(公財)岐阜県教育文化財団	いいえ	いいえ
(社福)岐阜県福祉事業団	いいえ	いいえ
(一財)岐阜県公衆衛生検査センター	いいえ(※1)	いいえ(※1)
(公財)岐阜県産業経済振興センター	いいえ	いいえ
(一財)飛騨地域地場産業振興センター	いいえ	いいえ
(公財)セラミックパーク美濃	はい	いいえ
(公財)ソフトピアジャパン	いいえ	いいえ
(公財)岐阜かかみがはら航空宇宙博物館	はい	はい
(公財)岐阜県国際交流センター	はい	はい
(一社)岐阜県農畜産公社	はい	はい
(一財)岐阜県魚苗センター	はい	はい
(一社)岐阜県畜産協会	いいえ	いいえ
(公社)岐阜県森林公社	はい	はい
(公社)木曾三川水源造成公社	はい	はい
(公財)岐阜県建設研究センター	いいえ	いいえ
岐阜県土地開発公社	いいえ	いいえ
(公財)岐阜県浄水事業公社	はい	はい
岐阜県住宅供給公社	いいえ	いいえ
(公財)岐阜県暴力追放推進センター	いいえ	いいえ
(株)サン・シング東海	いいえ	いいえ
岐阜県名産販売(株)	いいえ	いいえ
(株)ブイ・アール・テクノセンター	はい	はい
明知鉄道(株)	いいえ	いいえ
長良川鉄道(株)	いいえ	いいえ
(地独)岐阜県総合医療センター	はい(※2)	はい
(地独)岐阜県立多治見病院	はい(※2)	はい
(地独)岐阜県立下呂温泉病院	はい(※2)	はい
公立大学法人 岐阜県立看護大学	はい(※2)	はい

(出所：所管課に対するアンケート結果より監査人が集計)

(※1) 回答は「はい」であったが、外郭団体自身が評価指標を設定し、外郭団体として公表しているものであり、県が評価指標を設定し、それを評価・公表しているものではないため、ここではいいえとして評価した。

(※2) 地方独立行政法人法第十一条第一項の規定に基づき、地方独立行政法人の業務に関する評価を行うために、評価委員会を設置しその中で各団体の事業評価を実施・公表しているものである。

(※3) 網掛け箇所は、出資比率が過半数（50%）を超える団体又は過半数未満であっても設立主体が県であると判断した先

(意見)

(1) (2) で述べたような外郭団体に対する県の関与の在り方や、外郭団体の在り方を整理し、必要な見直しを行うためには、外郭団体の活動成果や効率的な運用について、その設立の目的に沿ったものとなっているかどうか、県として評価する仕組みを構築することが望まれる。

この評価の仕組みについては、県全体としての外郭団体のあり方を踏まえた上で、どのような枠組みとするかを県として検討し、その考えに合わせて各課が対応することが望まれる。評価の仕組みを検討するにあたっては、設立目的に照らし、各外郭団体の活動成果を評価するに適した評価指標（KPI）を設定し、その達成度合いや県としての評価を県民に公開することで、より県民への適切な情報開示と説明責任が進むことが考えられる。例えば、現在 HP で公開している「県出資等法人の事業内容、経営状況、公的支援等について」の中で、それぞれの団体の評価指標を合わせて公表することが考えられる。なお、地方独立行政法人は、別途評価委員会内で評価している。

評価指標の設定については、外郭団体が実施している事業是非に対する評価（事業目的の社会適合（公益性）、外郭団体の優位性（必要性））と、財務面の評価（営業利益等の持続可能性）の2つの観点から行うことが望まれる。

例えば埼玉県では、指定出資法人に対して中期経営計画の進捗管理と、目標についての具体的な数値目標を設定し、その達成状況について各年度終了後に HP で公表している。大阪市では、対象事業活動に対する実績の評価と、財政運営の実績の評価の2つの評価を実施しているため、参考にされたい。

【図表 5-1-3】 目標の達成状況の評価・公表例（埼玉県）

中期経営計画における経営目標・経営指標の進捗状況

法人名等		目標の内容・実績		
【法人名】 株式会社秩父開発機構	目標	秩父ミュージックパーク 利用者満足度85%以上の継続	埼玉県長瀬射撃場 銃と火薬類による事故発生件数ゼロ	全社的な当期純利益の確保
	各年度の実績	【令和5年度実績】 90.7%	【令和5年度実績】 事故発生件数0件	【令和5年度実績】 経常利益 ▲1,448千円 当期純利益 ▲2,703千円 繰越利益剰余金 6,825千円
【中期経営計画の期間】 令和5年度～令和9年度	法人による自己評価	<p>前期5か年では、利用者満足度を80%以上としておりましたが、今期については85%以上に設定いたしました。</p> <p>令和5年度においては、園地及び施設の維持管理を適切に行うと共に、利用者サービスの一環として、園内の案内板に、主な施設までの距離を表示するなどの見直しを進めてまいりました。</p> <p>催し等においては、「ホテル観賞のタペ」などの15の自然体験イベントや、どなたでも楽しめる「音楽療法コンサート」などを行いました。</p> <p>また、公園の賑わいに合せ、キッチンカーの出店機会を増やすほか、7月からは新たにキャンプ場の営業を開始しております。</p> <p>誘致イベントについては、ジャズフェスティバルをはじめとする野外ステージでのコンサートなど、大規模イベントが実施されました。</p> <p>このような事業展開の結果、利用者満足度においては、90.7%となり、目標を達成することができました。</p> <p>今後は85%以上を目標としながらも、前期の数値を上回る努力をいたします。</p>	<p>銃所持者においては3年毎に銃所持許可証更新時に技能講習の受講が義務付けられています。長瀬射撃場では、埼玉県及び群馬県の公安委員会から技能講習の実施業務を受託しており、講座と実技からなるこの講習を通じて、改めて銃の安全操作の徹底と技能の向上を促しております。</p> <p>また、場内に取扱注意事項を掲示するなど、職員及び利用者の安全意識の啓発を図ってまいりました。</p> <p>結果、銃と火薬類による事故の発生はありませんでした。</p>	<p>秩父ミュージックパークにおいては、ナラ枯れ病対策や除雪作業などの経費が発生しましたが、ほぼ計画通りの事業運営となりましたが、長瀬射撃場においては、これまで長瀬開催であった大学生の5大会が他会場へ移行したことや、大規模改修工事の3ヶ月間営業休止などもあり、利用料金収入は大幅に減少しております。</p> <p>このような結果、社内全体としては、売上高合計2億7千893万4千円、営業損失267万2千円、経常損失144万8千円、当期損失270万3千円となり、利益剰余金は682万5千円となっております。</p>

(出所：埼玉県 HP

[https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/2109/01\\_chuki\\_chichibu.pdf](https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/2109/01_chuki_chichibu.pdf) より)

2. 岐阜県に対する指摘・意見について（各外郭団体について）

(1) 仕様書に記載事項の未実施（住宅供給公社/担当課 住宅課）【指摘1】

(現状と問題点)

岐阜県住宅供給公社の公営住宅等管理事業では、岐阜県営住宅、岐阜市営住宅、大垣市営住宅の管理代行業務を実施している。

管理代行制度とは、公営住宅法第 47 条の規定により、公営住宅の事業主体に代わって住宅供給公社が管理（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関するものを除く。）を行うものであり、入居者の募集や入居者の決定、滞納者への指導や模様替えの承認などを行う制度である。

令和 6 年度岐阜県営住宅管理代行等契約書別表第 1 県営住宅管理事務仕様書の記載項目について担当者に実施状況を確認したところ、「Ⅱ収納に関すること 3 住宅使用料等の督促に関すること (5) 甲 (県) の要請に応じ強制執行等法的措置の補助を行うこと。」について、公社で実施しておらず、対象者への督促に係る部分は県で実施されているとのことであった。

令和 6 年度岐阜県営住宅管理代行等（契約書）抜粋

別表第 1（県営住宅管理事務仕様書）

- II 収納に関すること  
 3 住宅使用料等の督促に関すること  
 ～略～

甲の要請に応じ強制執行等法的措置の補助を行うこと。

- ①強制執行等法的措置の実施に係る事前調査への立会  
 ②強制執行等法的措置を行う場合の立会  
 ③訴状等不送達者に対する居住実態調査

(指摘)

県営住宅管理代行業務の委託料の内訳は【図表 5-2-1】のとおりであり、収納業務に関する委託料は、管理事務費に含まれている。管理事務費は、一部を除き、精算不要となっているが、収納業務の委託費積算にあたり、実施していない督促に関する業務に該当する分は含まれていない。そのため、委託費が過剰となっている状況ではないが、外観上、仕様書に記載の業務を実施していないように見受けられてしまうことから、今後も公社で実施する見込みがない場合は、該当箇所を仕様書から削除するか、業務が発生した場合に追加で委託費が発生する旨がある旨など記載すべきである。

【図表 5-2-1】 令和 6 年度岐阜県県営住宅管理代行等委託料 (単位：千円)

項目	契約額	決算額	差引精算額
1. 募集及び入居業務	29,399	29,399	
2. 収納業務	11,410	11,410	
3. 退去処理業務	21,175	21,175	
4. 入居者等対策調整業務	11,718	11,718	
5. 災害・防火等安全管理業務	24,089	23,417	672
6. 事務所運営費	3,084	3,084	
7. 駐車場管理業務費	19,378	19,378	
管理事務費 計	120,253	119,581	672
8. 県営住宅修繕業務	842,537	815,742	26,795
合計	962,790	935,323	27,467

(出所：令和 6 年度委託料収支決算書)

- (2) 長期保有している公有土地の用途検討 (土地開発公社/担当課：用地課・健康福祉政策課・教育財務課) 【意見 4】

(現状と問題点)

土地開発公社が保有している公有用地は、県からの要請を受けて公社が購入し、必要に応じて造成工事を行った上で、県が公社から購入する方式となっている。これは、県ではなく、外郭団体として独立した立場の公社が行うことで、県が行うより機動的に公有地の先行取得を行うことができることを目的としている。な

お、県の要請を受けて取得するものであることから、基本的には県が購入することが大前提であり、契約書においても「取得に要した費用、事務費、管理費等を含めて買い戻す」旨が記載されている。

公共事業用地の先行取得等に関する契約書（一部抜粋）

<p>第6条 甲は、乙が取得した事業用地を、次の各号に掲げる経費の合計額で〇〇度までに予算措置に応じて別途契約を締結し、買い取るものとする</p> <p>一 乙が事業用地の取得に要した用地費及び補償費</p> <p>二 乙が行った測量、その他の調査及び設計に要した経費</p> <p>三 乙が先行取得等業務に要した事務費</p> <p>四 前各号の費用の支出に有利子の資金が充てられた場合の当該利子支払額</p>
--

令和6年度末に計上されている公有用地について、用途が決まらず県が買い戻さないことから、公社が保有し続けている土地のうち保有期間が5年以上となっている土地は以下のとおりである。期末残高は、上記契約書の一～三に該当する取得時の用地費や取得に要した事務費等である。未収利息は上記契約書の四に該当するものであり、当用地を取得する際に支払った資金の利息分である。

【図表5-2-2】長期間保有している公有用地

事業開始時期	資産区分	期末残高		未収利息 (円)
		面積 (㎡)	金額 (円)	
平成8年	りはとびあ整備事業	54,089.40	2,807,240,223	15,918,994
平成16年	公共目的事業	17,989.92	86,453,167	8,337,319

(出所：岐阜県公表資料より監査人が作成)

(意見)

各資産についての、現状は以下のとおりである。

① りはとびあ整備事業

県と下呂市との間で売却について協議が進められており、令和7年度中に県が土地開発公社から土地を買い戻し、下呂市へ売却が行われる予定である。県が土地開発公社から買い戻す価格は、当初の土地取得に要した費用+平成8年から売却に至るまでの事務費+管理費等の合計である約28.5億円とされている。令和6年度期末残高約28.1億円から、売却時期と予定されている令和8年3月までの間に、一部土地に残存が確認されていたコンクリートなどの撤去を公社が行ったこともあり、事務費や管理費も含めて約28.5億円程度まで増えるの見込まれている。一方、バブル崩壊後、地価が下落していることから、県が下呂市に売却する価格は、約3.3億円と予定されている。そのため、土地開発公社から買い戻す約28.5億円

と、県が下呂市に売却する価格約 3.3 億円の差額約 25.2 億円については、県が負担する結果となり、公金が投入されることとなる。

そもそも当該土地の購入は、平成 7 年度に県が策定した障がい者総合リハビリテーション施設「りはとびあ（仮称）」整備基本計画を踏まえ、県が土地開発公社に依頼したものである。しかし、平成 17 年度の政策総点検において、りはとびあ構想が中止となったため、下呂温泉病院の移転・新築や下呂市の交流会館用地として一部買い戻し・売却を行った以外の土地が、現在まで塩漬けとなっているものである。

県としては、今回下呂市と合意に至るまで、庁内での検討会議や、全庁的な活用方策の検討調査、政府機関の移転誘致などの提案など、対応を検討してきたと伺っており、県としても様々な方面から検討したことは理解できる。しかしながら、約 25.2 億円もの損失が発生する現状を考えると、もう少し早い段階で用途を確定又は売却先を決め、公社へ支払う利息を最小限に止めることはできなかったのか、については言及せざるを得ない。土地開発公社が当初取得した費用（用地費）は、約 20.9 億円であり、事務費及び管理費等で約 7.6 億円の上乗せとなっており、買い戻しに時間を要したことから損失額が大きくなったことは否めない。現在は、次に述べる②を除いて長期保有している土地はないが、今回の件を教訓に、同様の事態にならないように留意されたい。

## ② 公共目的事業

当初は、県の教育事業用地として活用の予定があり、土地開発公社が取得したものである。ただし、県の方針変更から、当初の計画がなくなり、現状県での使用目的がないことから、県は買い戻しておらず、結果的に土地開発公社が長期的に保有しているものである。県と土地開発公社の契約では、取得に要した費用のほかに、事務費と管理費を上乗せして買い戻すことになっている。事務費及び管理費は、土地を管理するためにかかる人件費その他費用であり、土地開発公社での保有期間が長くなれば長くなるほど、積み上げられるものである。令和 6 年度末において、当初の予定どおりに過去県が買い戻した場合の買い戻し金額である 79 百万円と、事務費＋管理費が積みあがった現在の買い戻し金額 87 百万円の差額が既に 7.7 百万円生じている。今後も、保有期間が長くなれば長くなるほど、買い戻し金額が多額になる。

県では当初の目的に限らず、その他の用途での利用機会を関係機関に問い合わせ検討しているところである。買い戻し金額が大きくなるほど、県民の負担は大きくなる。本来、住宅地や商業地として利用可能であることも考えられるが、現状のように利用されていない場合、地域の経済活動を妨げているリスクも考えられる。県は早急に、対応を検討することが望まれる。

(3) 公社への代行管理業務の評価を踏まえた入居者アンケートの実施（住宅供給公社/住宅課）【意見 5】

(現状と問題点)

県は住宅供給公社に対して、県営住宅の管理の代行を行っている。契約形態は、指定管理ではなく、管理代行として契約書を締結している。県は業務について、毎年公社から実績報告書の提出を受け、書面審査を実施している。

(意見)

県が、住宅供給公社が管理代行業務を適切に実施しているか否か、入居者からの声を聞く機会がない状況である。長寿命化計画における適切な点検や修繕を実施するためにも、入居者アンケートは有用であると考えられることから、実施を検討することが望まれる。

(参考) 入居者アンケート項目例

管理業務全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共用部分の清掃状況に満足していますか</li> <li>・設備故障時、対応は迅速かつ適切でしたか</li> <li>・定期点検や防災訓練は定期的実施されていますか</li> </ul>
住民対応・サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理業者の窓口や担当者は、問い合わせや相談に親切かつ丁寧に対応していますか</li> <li>・管理業者からの通知や案内は、わかりやすくかつ適切なタイミングで届いていますか</li> </ul>
防犯・安全面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防犯カメラや見回りは、安心できるレベルですか</li> </ul>

(4) 他の地方独立行政法人病院や近隣病院との連携の推進（地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院/担当課：医療整備課）【意見 6】

(現状と問題点)

平成 22 年に、それまで地方公営企業であった岐阜県の 3 病院（県総合医療センター、県立多治見病院、県立下呂温泉病院）は、3 病院それぞれが独立する形で地方独立行政法人化している。この中で、県立下呂温泉病院（現：地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院）は、人口が減少する下呂地域で医療を行っていることもあり、過去 4 年間経常利益は赤字となっており、令和 6 年度末における繰越欠損金の金額は 69.6 億円となっている。

令和 6 年度末時点での資金残高は 4.2 億円であり、令和 6 年度のキャッシュ・フローが▲3 億円であることを踏まえると、令和 7 年度以降、早々に資金残高が底をつくことも想定される状況である。県も病院側もこの状況を脱するため、経営改善計画を策定し、様々な策を講じているところではあるが、現状、状況が好転し

ているとは言い難い状況である。

人口が減少していく地域の中で、県として地域の医療を支える使命がある一方で、下呂温泉病院は、地方独立行政法人であるため、原則としては県から独立した立場で経営を行うべきであることから、県は法人の業務運営の自主性に十分配慮しつつ、病院自体の経営改善努力に対し、助言等の支援を行っていくことも重要となる。

(意見)

そのような考え方の中で、県内の地方独立行政法人病院間の連携強化について検討を進めることは重要であるといえる。もともと、地域の実情に応じた基幹病院としての機能の強化と、近隣の医療機関との連携を推進するために、3病院を1つの法人にするのではなく、それぞれ独立して法人化したものと理解している。しかしながら、下呂温泉病院は地域柄、近隣といえども高山赤十字病院は車で1時間ほどの距離であり、近隣と呼ばれる医療機関との連携だけでは、医師の獲得や事務の効率化は限界があるともいえる。他の2病院との連携を行うことで、システムを踏まえた事務の統合による効率化や、物品の共同購入による単価の削減などのメリットが考えられる。総合医療センター及び多治見病院にとってのメリットも考えながら、県全体として最適な状態となるように、地方独立行政法人間での連携強化について、県と各法人とが今後十分に検討することが望まれる。

(5) 岐阜県森林公社と木曾三川水源造成公社の統合の検討（岐阜県森林公社・木曾三川水源造成公社/担当課：森林保全課）【意見7】

(現状と問題点)

県では、森林に関して、岐阜県森林公社と、木曾三川水源造成公社の2つの外郭団体がある。出資者が異なり、木曾三川水源造成公社は、岐阜県・愛知県・三重県を流れる木曾三川（長良川・揖斐川・木曾川）の水源かん養や治水が目的となっているため、出資者も岐阜県以外に、愛知県・三重県・名古屋市が入っている。主な違いは【図表5-2-3】のとおりである。

【図表5-2-3】森林公社と木曾三川造成公社の比較

団体名	主な出資者	事業目的・内容	主な事業
岐阜県森林公社	岐阜県	民間ではできない奥地の森林整備の取組み（県・市町村に代わって分収方式による造林）を行う。	分収造林事業 白山林道管理事業 林業労働力対策事業
木曾三川水源造成公社	岐阜県 愛知県	木曾三川流域の森林整備を行う。	分収造林事業 公社有林造林事業

	三重県 名古屋市等		普及啓発事業
--	--------------	--	--------

当初の設立目的は異なるものの、実際の事業は同じような事業を行っている部分もあり、2つの公社の事務所は、同じ施設内の隣り合った場所にあることから、一部事務を共同で行うなど、事務効率化を図っている。

(意見)

県としては、木曾三川水源造成公社には、岐阜県外の自治体が出資者となっていることも踏まえ、そもそもの公社の成り立ちが異なることから、別の公社として事業を行う必要があると考えている。

しかしながら、事務も一部共同的に実施している中で、事業内容も類似の事業があることから、統合について検討の余地があると考えます。岐阜県外の自治体の出資者もあることから、岐阜県だけで検討できるものではないが、メリットとデメリットを踏まえ、将来的には、統合に向けた検討を行うことが望まれる。

(参考) 統廃合のメリット・デメリット

メリット	デメリット
<b>【外郭団体側】</b> ・運営コストの効率化 (IT等の設備投資の削減、会議体を減らすことによるコスト削減) ノウハウ集約により、事業高度化・専門性の確保	<b>【外郭団体側】</b> ・統合するための事務負担の増加
<b>【県側】</b> ・外郭団体数の削減による、監督・指導にかかるコストの削減	<b>【県側】</b> ・統合のためのコスト

## (6) 滞留土地に対する貸付金回収 (農畜産公社/農村振興課) 【意見8】

(現状と問題点)

農畜産公社は、過去に農地売買等事業として土地を購入し、農地として売買する事業を行っていた。その中で、過去に買い付けを行った土地のうち、一部の土地がいまだ販売先が決まらず長期保有地となっている。長期保有地となっている土地の購入時に267百万円を市中銀行から借入を行ったが、金利負担が大きかった影響から、平成26年に県からの借入(無利子での借入)に変更している。当初の借入期間は平成26年3月31日～令和6年3月31日であり、令和6年3月31日に一括償還の予定であった。しかし令和6年までに売却の見込みがなく、返済できな

いことから、償還期限を当初の令和 6 年から令和 11 年 3 月 31 日に変更する契約を行っている。

詳細は、後述の農畜産公社での指摘 9 で述べるが、現状、農地としての価値は約 19 百万円と評価されており、公社の努力により売却が成立したとしても、当初の買い付け時の 267 百万円での売却はかなり厳しい状況であるといえる。公社は売却した資金をもとに、県への返済を行う予定であり、県は、公社への貸付金 267 百万円の返済可能性について注視する必要がある。公社の担当者に確認したところ、現時点で県と定期的に打ち合わせを行っているものの、返済計画や現状の売却計画など書面での提出は行っていないとのことであった。

(意見)

県としては、貸し付けた 267 百万円が全額回収できない場合、県民の税金によって返済されない部分が補填されることになる。そのため、全額回収できるよう、県としても状況を注視する必要がある。売却交渉状況も含めた返済計画を公社から書面で入手し、定期的に説明を受けるとともに、県も積極的に売却地を検討するなど、売却に向けて支援をすることが望まれる。

(7) 東濃牧場が県から借り受けている資産（農畜産公社/畜産振興課）【意見 9】

(現状と問題点)

県が設置した家畜育成牧場（東濃牧場及び飛驒牧場）は、指定管理者制度を導入しており、公社に対して施設維持管理委託業務を委託している。なお、指定管理者制度の趣旨については、下記のとおりである。

岐阜県指定管理者制度 運用ガイドライン（抜粋）

1 指定管理者制度の概要

(1) 指定管理者制度の趣旨及び本県の導入状況

指定管理者制度は、多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的として、平成 15 年の地方自治法改正により導入された制度です。

ここにいう「公の施設」とは、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設をいい（地方自治法第 244 条第 1 項）、その設置及び管理に関する事項は条例で定めなければならないこととされ（同法第 244 条の 2 第 1 項）、本県では、岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和 39 年岐阜県条例第 1 号）その他公の施設ごとに制定されたその設置及び管理に関する個別の条例

(以下「設置管理条例」といいます。)に、それぞれ必要な事項が定められています。

県をはじめ普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体を指定管理者として指定し、その施設の管理を行わせることができるものとされていることから(同条第3項)、本県においても、その必要があると判断した施設については設置管理条例に所要の事項を規定し、指定管理者による公の施設の管理を実施しているところです。

施設維持管理に必要な資産については、県から借り受けており、毎年度借受資産の状況報告を行っている。借受資産の現況確認をする中で、使用ができなくなったものについては、公社から県に対して資産の更新を要求することがある。

【図表 5-2-4】については、今年度の現況確認を実施した時点で使用ができなくなっている資産である。【図表 5-2-4】のうち、「4946 牧草用機械」、「5112 農林用ホイールトラクタ」については今年度使用不可となったことが判明したため、県の他の資産又はリース機器(指定管理業務の経費としてリースを実施)で代用しており、公社は県に対して機器の更新を要求しているところである。

(意見)

使用不可となっている指定管理業務に必要な資産は、代替措置により業務が滞りなく実施されている。また、担当課では資産の更新手続きが進められているが、今後も指定管理業務に必要な資産であれば、県は、公社からの機器更新の要求を受け、資産の更新をすることが望まれる。

【図表 5-2-4】 使用不可となっている借受資産

品目名称	物品固有番号	品名・規格等	数量	寄託年月日
4946 牧草用機械	0201211587	ディスクモアー KUHN GMD700	1	平成25年3月7日
5112 農林用ホイールトラクタ	X703300003	5635DT ニューホランド 692	1	平成8年7月31日

(出所：岐阜県農畜産公社作成資料に基づき監査人が作成)

(8) 使用料に関する条例の見直しの検討(岐阜県教育文化財団/担当課：文化創造課、セラミックパーク美濃/担当課：地域産業課、岐阜県スポーツ協会/担当課：地域スポーツ課) 【意見 10】

(現状と問題点)

今回、個別に外郭団体往査した対象先のうち、利用者から施設利用料を徴収す

る公の施設を指定管理者として外郭団体が管理・運営している団体が一部存在した。各施設の使用料は、岐阜県の条例によって上限が定められており、その範囲内で、指定管理者が決めることができる。現状の使用料改定の状況は以下のとおりである。

【図表 5-2-5】 指定管理者となる外郭団体一覧と利用料金の現状

施設名	指定管理者	直近 5 年間の状況	現状
ぎふ清流文化プラザ	公益財団法人岐阜県教育文化財団	利用料改定なし	条例の上限の利用料金が設定されている
セラミックパーク MINO	公益財団法人セラミックパーク美濃	利用料改定なし	展示ホールを除き、条例の上限の利用料金が設定されている
岐阜メモリアルセンター	公益財団法人岐阜県スポーツ協会	令和 6 年 4 月一部利用料改定	一部の利用料金が条例の上限で設定されている
スポーツ科学センター	公益財団法人岐阜県スポーツ協会	令和 6 年 4 月一部利用料改定	体力測定など、一部の利用料金が条例の上限で設定されている
御嶽濁河高地トレーニングセンター	公益財団法人岐阜県スポーツ協会	令和 7 年 4 月一部利用料改定	一部宿泊利用料は条例の上限の利用料金が設定されている

【図表 5-2-6】 各条例の直近の状況

施設名	条例	直近の状況
ぎふ清流文化プラザ	ぎふ清流文化プラザ条例	平成 30 年に利用料金を設定以降、消費税率の変更以外で、利用料金の見直しはない
セラミックパーク MINO	セラミックパーク MINO 条例	平成 18 年 4 月の施行以降、消費税率の変更以外で、利用料金の見直しはない
岐阜メモリアルセンター	岐阜県都市公園条例	平成 24 年に利用料金の上限を設定以降、消費税率の変更以外で、利用料金の見直しはない
岐阜県長良川球技場	岐阜県長良川球技場条例	直近 20 年間、消費税率の変更以外で、利用料金の見直しはない
スポーツ科学センター	岐阜県スポーツ科学センター条例	平成 24 年に利用料金の上限を設定以降、消費税率の変更以外で、利用料金の見直しはない
御嶽濁河高地ト		平成 28 年 4 月の施行以降、消費税率以

レーニングセンター		外で利用料金の見直しはない
-----------	--	---------------

昨今の物価高騰等により管理運営費が上昇していることもあり、県内の市町村でも施設の使用料を改定する動きがみられる。

【図表 5-2-7】 岐阜県内市町村の状況

自治体名	使用料改定の状況
岐阜市	令和 7 年 4 月、条例改正により、一部の市有施設の使用料を改定
多治見市	令和 6 年以降、条例改正により、一部施設の使用料を見直し

(意見)

各施設の使用料が、条例で定める施設利用料の上限となっていること自体に問題はなく、条例の範囲内で令和 7 年 4 月に使用料改定を実施した施設もある。一方で、利用料が条例の上限になっている施設もあり、これ以上使用料を改定できない状況も一部で見受けられる。昨今の物価高騰等の影響により、管理運営の負担が大きくなる中、受益者負担の原則に伴い、現状の条例に定められている使用料の水準が妥当であるか検討することは重要であり、定期的な見直しを検討されたい。

特に、セラミックパーク美濃は令和 6 年度、赤字が計上されており、現状のままでは施設を継続して運営していくために、県や他自治体が指定管理者であるセラミックパーク美濃に対して支払う指定管理料を上げなければならない状況になることも考えられる。施設の持続的な運営のためには、管理施設であるセラミックパーク MINO の収益改善は急務である。外郭団体であるセラミックパーク美濃に対しても、後述意見 11 にて利用料金改定の意見を記載しているが、県においても上限に達している利用料金については条例改正も含めた検討が望まれる。

(9) 委託費を全額精算する契約の是非についての検討 (岐阜県浄水事業公社/担当課：下水道課) 【意見 11】

(現状と問題点)

浄水事業公社の設立は平成 2 年であり、33 年が経過している。浄水事業公社の事業は、県からの委託事業であり、県は流域市町からの負担金を財源として浄水事業公社に委託料を支払っている。委託事業は、期末に精算を実施しており、令和 6 年は 124 百万円 (委託費の 4.5%) を県に返還している。

このように、管理費も含めて完全に精算する委託費の場合、公社としては効率化し費用を削減し利益を得ることがないことから、効率化しようとするインセンティブが薄くなる課題がある。また、上記のとおり毎年返還が生じていることから、公社側の一定のコスト削減努力は認められるが、完全精算型の場合、過去行ってきたコスト削減の状況が、外部からは判断しづらい課題がある。

(意見)

監査人としては、現状の完全精算型を廃止することで、以下のようなメリットを挙げる。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 公社に一定、剰余金の積立を認めることで、コスト削減や業務効率化に対するインセンティブが高まる</li><li>・ 管理費等について適正水準を設定することで、その範囲での経営努力を定量化し、見えやすくなる</li><li>・ インセンティブ等の効果により、外郭団体としての自主性や経営責任が生まれる</li></ul> |
|--|

このようなメリットを踏まえ、完全精算型となっている現在の契約について、例えば各事業費・管理費について適正な水準について検討した上で、段階的な一部精算型へ移行など、完全精算型とするあり方の是非について、検討することが望まれる。

## 第6 監査の結果と意見（外郭団体往査先の各団体に対する意見）

### 1. 公益財団法人岐阜県教育文化財団

#### （1）団体の概要

##### 【法人概要】

法人名	公益財団法人 岐阜県教育文化財団
所管部署	岐阜県観光文化スポーツ部 文化創造課
所在地	岐阜県岐阜市学園町 3-42 ぎふ清流文化プラザ
設立年月日	平成 15 年 4 月 1 日
県出資額 (出資比率)	55,000 千円 (59.4%)
設立目的	県民との協働の時代において、民間活力の導入によって文化の振興・発展に寄与する事業を、一元的・一体的に推進し、「日本一住みよいふるさと岐阜県」づくりに貢献するため、(財)岐阜県教育文化財団が設立された。
事業内容	県民文化・地域文化の振興、健康づくり・生きがいづくりの推進、ぎふ清流文化プラザの管理運営

##### 【組織の情報】

(役員)

(単位：人)

	県退職者	県職員	その他	合計
常勤	3	0	0	3
非常勤	4	0	9	13

(職員)

(単位：人)

	県退職者	県職員	その他	合計
常勤	6	7	9	22
非常勤	1	0	9	10

##### 【財務情報】

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
総収入	691,681	672,221	784,548
経常損益	△4,290	1,644	502
当期損益	△4,290	1,644	502
資産合計	335,252	341,424	346,623

負債合計	164,367	170,844	176,692
利益剰余金	170,884	170,579	169,930

【金銭的関与】

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
補助金・助成金	251,883	231,034	314,995
委託料	71,908	85,623	101,031
指定管理料	335,379	314,929	334,025
貸付金残高	0	0	0

(2) 指摘及び意見

ア. 資金残高の照合【指摘2】

(現状と問題点)

財団は、県からの指定管理事業として、ぎふ清流文化プラザの管理運営も実施している。ぎふ清流文化プラザでは、日々利用者からの現金收受があり、財団に対して現金の管理状況のヒアリングを実施した。日々の現金管理は、窓口担当者（なお、財団の職員ではなく、維持管理業務を委託している共同事業体の担当者）が、日々の入金額を帳簿に記載し、実際の現金と一致していることを確認している。週に一度銀行への預け入れを行うため、その際に経営管理課長が実物を確認し、預入を行っている。

なお、財団の規程において、現金については以下のとおり規定されている。

公益財団法人岐阜県教育文化財団会計処理規程

(残高照合)

第48条 出納役は、現金について、毎日現金出納終了後、その残高と帳簿残高とを照合しなければならない。

(出納役及び出納担当者)

第7条 ～略～

2 出納役は、経営管理課長の職にある者をもって充てる。

規程においては、毎日現金の残高照合を出納役である経営管理課長が実施することとなっているが、現状経営管理課長が実施しているのは週に1回である。

(指摘)

規程に合わせて毎日の残高確認を行うべきである。一方で、担当者が毎日入金額をチェックしており、経営管理課長が確認するのは、現状実施している週に一度の確認で十分にリスク管理ができていると財団として認識しているのであれば、

規程を実態に合わせて、週に一度の確認として改定するべきである。

イ. 県 OB の役員選任【意見 12】

(現状と問題点)

当財団法人の役員（理事・監事・評議員）16 名のうち、7 名が県 OB である。常勤役員は全て県 OB であり、非常勤役員には元県教員など、教育文化に理解がある者が就任されているとのことであるが、選任基準については明確に定められていない。

県 OB を選任している場合、その割合が多いと、県民や社会から不透明な人事として批判される可能性もある。また、外部専門家や民間出身者が少なくなることで新たな発想が活かされにくくなることも考えられる。

(意見)

役員を選任にあたっては、その基準を明確にするとともに、特に県 OB を採用する場合は、馴れ合いなどが県民から問題視されやすいため、採用する理由などを明記した上で評議員会の承認を受けることが望まれる。また、財団の発展にとって最適な役員構成であるかを、定期的に見直すことが望まれる。

ウ. 賞与引当金の未計上【指摘 3】

(現状と問題点)

当法人の法人形態は、公益財団法人である。貸借対照表を確認したところ、賞与引当金が計上されていなかった。

公益法人会計基準は、令和 6 年 12 月に改定され、改定後の公益法人会計基準（以下「公益法人会計基準（令和 6 年 12 月）」）では、以下のとおり引当金について列挙されている。

公益法人会計基準（令和 6 年 12 月）

8. 引当金

～略～

116. 引当金には、例えば、以下のものがある。

- (1) 貸倒引当金
- (2) 賞与引当金
- (3) 退職給付引当金
- (4) 債務保証損失引当金

なお、公益法人会計基準（令和 6 年 12 月）の適用開始時期は、令和 7 年 4 月 1

日開始の事業年度からであり、今回監査の対象である令和6年度の決算書は、上記の公益法人会計基準は適用前になる。

しかしながら、改正前の公益法人会計基準（以下「公益法人会計基準（平成20年4月）」）に対応する「公益法人会計基準の運用指針（平成20年4月）」においても、以下のとおり財務諸表の科目として、賞与引当金が明記されている。

#### 公益法人会計基準の運用指針（平成20年4月）

##### 12. 財務諸表の科目

～略～

（負債の部）

流動負債

～略～

賞与引当金

上記から考えると、公益法人会計基準においても賞与引当金は従来から計上すべきものであるといえる。

なお、内閣府「平成27年度 公益法人の会計に関する諸課題の検討結果について」において、以下のとおり記載されている。

#### 「平成27年度 公益法人の会計に関する諸課題の検討結果について」

##### I 企業会計基準の公益法人への適用について

一般社団法人及び一般財団法人に課する法律（平成18年法律第48号）において、一般社団法人及び一般財団法人の会計は「一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする」（第119条・第199条）と規定されており、企業会計基準もその抛りどころの一つとなり得る。

企業会計基準は、公益法人会計基準（平成20年4月11日内閣府公益認定等委員会。以下「20年基準」という。）において既にその適用が前提とされているものがある ～略～

企業会計原則では、引当金について以下のとおり規定されている。

#### 企業会計原則注解（注18）

将来の特定の費用又は損失であつて、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる場合には、当期の負担に属する金額を当期の費用又は損失として引当金に繰入れ、当該引当金

の残高を貸借対照表の負債の部又は資産の部に記載するものとする。

製品保証引当金、売上割戻引当金、返品調整引当金、賞与引当金、工事補償引当金、退職給与引当金、修繕引当金、特別修繕引当金、債務保証損失引当金、損害補償損失引当金、貸倒引当金等がこれに該当する。

発生の可能性の低い偶発事象に係る費用又は損失については、引当金を計上することはできない。

以上より、公益法人の賞与についても、一般的に給与規程において、支給の式や支給対象期間が定められている場合が多く、職員の労働提供の対価として、発生する費用と考えられる。

したがって、費用と収益の適切な期間対応を図り、法人運営の効率性の的確な把握を行うためには、賞与は、支給時の一時の費用として処理するのではなく、期末時に翌期に支給する職員の賞与のうち、支給対象期間が当期に帰属する支給見込額について、当期の費用として引当計上する必要がある。

(指摘)

当財団の給与規程において、6月と12月にそれぞれ期末手当の支給が明示されている。そのため、例えば令和7年度の決算においては、支給対象期間が令和7年12月～令和8年5月分である令和8年6月支給分のうち、令和7年12月～令和8年3月分について、令和7年度に帰属する費用として支給見込額を引当計上する必要性を検討すべきである。その際、関連する法人負担分の社会保険料についても計上するよう留意されたい。

## 2. 公益財団法人セラミックパーク美濃

### (1) 団体の概要

#### 【法人概要】

法人名	公益財団法人セラミックパーク美濃
所管部署	商工労働部地域産業課
所在地	多治見市東町 4-2-5
設立年月日	平成 11 年 3 月 29 日
県出資額 (出資比率)	3,300 千円 (33%)
設立目的	地域に根付く美濃焼を活用し、セラミックパークMINOの管理運営（現代陶芸美術館以外で指定管理される部分）を行い、東濃西部地域の産業、文化及び観光の振興に寄与することを目的とする
事業内容	美濃焼を活用した地域の産業と文化と観光の振興に寄与する事業として「イベント等の企画実施」「作陶体験施設の運営」「岐阜県現代陶芸美術館の施設運営支援」、施設の貸与等に関する事業、物販施設等の運営等

#### 【組織の情報】

(役員)

(単位：人)

	県退職者	県職員	その他	合計
常勤	1	0	0	1
非常勤	0	3	11	14

(職員)

(単位：人)

	県退職者	県職員	その他	合計
常勤	0	1	8	9
非常勤	0	0	13	13

#### 【財務情報】

(単位：千円)

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
総収入	238,974	220,907	245,876
経常損益	△1,106	△301	△1,471
当期損益	△2,496	△2,259	△2,350
資産合計	107,535	102,022	105,253
負債合計	41,759	38,505	44,088
利益剰余金	0	0	0

【金銭的関与】

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
補助金・助成金	—	—	—
委託料	—	—	—
指定管理料	—	—	—
貸付金残高	—	—	—
負担金	30,771	27,944	36,658

(2) 指摘及び意見

ア. 利用料金の改定【意見13】

(現状と問題点)

セラミックパーク美濃は、貸館や陶磁器文化を広める施設であるセラミックパークMINOの管理・運営を指定管理として行っている。利用料金は【図表6-2-1】のとおりで、県の条例で定められた範囲内で、当法人と県、県と同様に出资している市の協議で定めることができる。

【図表6-2-1】施設利用料金表

【展示ホール】

【無料～入場料550円】

施設区分	全面		A面		B面	
	面積区分		面積区分		面積区分	
	2,237m <sup>2</sup>		1,041m <sup>2</sup>		787m <sup>2</sup>	
曜日区分	平日	土日・祝日	平日	土日・祝日	平日	土日・祝日
午前 8:00～12:00	76,600	84,200	42,800	47,000	32,300	35,600
午後 13:00～18:00	95,700	105,300	53,400	58,800	40,400	44,400
全日 8:00～18:00	172,300	189,500	96,200	105,800	72,700	80,000
超過時間/1時間あたり						
午前区分利用	22,980	25,260	12,840	14,100	9,690	10,680
午後区分利用	22,970	25,270	12,820	14,110	9,700	10,660

### 【屋上広場】

施設区分	全面		1/2面	
面積区分	1,500m <sup>2</sup>		750m <sup>2</sup>	
曜日区分	平日	土日・祝日	平日	土日・祝日
午前 8:00～12:00	8,100	8,900	4,800	5,300
午後 13:00～18:00	10,100	11,100	6,100	6,700
全日 9:00～18:00	18,200	20,000	10,900	12,000
超過時間/1時間あたり				
午前区分利用	2,430	2,670	1,440	1,590
午後区分利用	2,420	2,660	1,460	1,610

### 【国際会議場】

施設区分	国際会議場	
面積区分	409m <sup>2</sup>	
曜日区分	平日	土日・祝日
午前 9:00～12:00	19,400	21,400
午後 13:00～17:00	25,900	28,500
夜間 18:00～21:00	19,400	21,400
全日 9:00～21:00	64,800	71,300
超過時間/1時間あたり		
午前・夜間区分利用	7,760	8,560
午後区分利用	7,770	8,550

### 【小会議室】

施設区分	小会議室	
面積区分	82m <sup>2</sup>	
曜日区分	平日	土日・祝日
午前 9:00～12:00	2,600	2,900
午後 13:00～17:00	3,500	3,800
夜間 18:00～21:00	2,600	2,900
全日 9:00～21:00	8,700	9,600
超過時間/1時間あたり		
午前・夜間区分利用	1,040	1,160
午後区分利用	1,050	1,140

### 【イベントホール】

施設区分	全面		1/2面	
面積区分	168m <sup>2</sup>		84m <sup>2</sup>	
曜日区分	平日	土日・祝日	平日	土日・祝日
午前 9:00～12:00	10,000	11,000	6,000	6,600
午後 13:00～17:00	13,300	14,600	8,000	8,800
夜間 18:00～21:00	10,000	11,000	6,000	6,600
全日 9:00～21:00	33,300	36,600	20,000	22,000
超過時間/1時間あたり				
午前・夜間 区分利用	4,000	4,400	2,400	2,640
午後 区分利用	3,990	4,380	2,400	2,640

【茶室】

施設区分	茶室	
面積区分	83m <sup>2</sup>	
曜日区分	平日	土日・祝日
午前 9:00～12:00	3,800	4,300
午後 13:00～17:00	5,100	5,700
夜間 18:00～21:00	3,800	4,300
全日 9:00～21:00	12,800	14,200
超過時間/1時間あたり		
午前・夜間区分利用	1,520	1,720
午後区分利用	1,530	1,710

現状、展示ホール以外は、条例に定められた金額の上限となっているものの、展示ホールは、条例の 70%程度の使用料の設定となっている。例えば、展示ホールの全面利用の場合の条例と、実際の施設利用料の比較が【図表 6-2-2】のとおりである。

【図表 6-2-2】 条例の上限と施設利用料の比較（展示ホール 全面利用）

例：全面利用（入場料が 0 円～550 円以下の場合）（単位：円）

区分	8:00～12:00		13:00～18:00		全日	
	条例	現状	条例	現状	条例	現状
平日	109,400	76,600	136,700	95,700	246,100	172,300
土曜日・ 日曜日及 び休日	120,300	84,200	150,400	105,300	270,700	189,500

（出所：セラミックパーク MINO パンフレット）

貸館利用者のアンケートによると、利用料金について、「安い」と回答した人が 44%と過半数に近い数字となっている。その他普通と回答した人が 51%であったが、「高い」と回答した人はわずか 5%程度であった。

また、近隣同規模の施設として、土岐市のセラトピア土岐と比較したものが、【図表 6-2-3】である。

【図表 6-2-3】セラトピア土岐との比較（一般利用）

	セラミックパーク MINO (展示ホール)	セラトピア土岐 (大ホール)
面積	2,237 m <sup>2</sup>	2,049 m <sup>2</sup>
施設利用料 (全日)	172,300 円	201,660 円

(出所：セラトピア土岐HPより監査人が加工)

同程度規模のセラトピア土岐と比較しても金額は低く、またセラトピア土岐は、令和7年4月1日から価格を改定している。(改定前：198,000円)

このように来場者アンケートの結果及び近隣の類似施設と比較しても、展示ホールの利用料は低い料金設定となっていることがわかる。

(意見)

昨今は人件費や光熱水費の高騰により、事業費や施設維持管理費が上昇する状況にあり、県からの負担金も令和4年度が30,771千円であるのに対して、令和6年度は36,658千円と増加傾向にある。

施設の継続的な運営のためには、収入を増加させることを検討する必要がある。そのため、条例の上限を踏まえ施設利用料の引き上げを検討することが望まれる。

#### イ. 来場者アンケートの回収率の向上に向けた取組み【意見 14】

(現状と問題点)

セラミックパーク MINO の来館者や貸館利用者に対して、利用者の意見の反映等を目的としてアンケートを実施している。

令和6年度のアンケートの回収状況は【図表 6-2-4】のとおりである。

【図表 6-2-4】アンケート回収状況

アンケート	利用件数又は来館者数	回収枚数	回収率
貸館利用者アンケート	198 件	103 枚	52.0%
来館者アンケート	225,417 件 (うち美術館 78,570)	365 枚	0.2%

(出所：セラミックパーク美濃 令和6年度事業報告書)

アンケートは、実際の来場者や貸館利用者からの意見がわかる重要な機会であり、今後の取組みやイベントに活かせるものもあると考える。現状、特に来館者アンケートは、来館者数に比してアンケート回収枚数が低く、来館者のニーズの把握や、サービス向上に必要な情報が十分に収集できていない恐れがある。

(意見)

セラミックパーク MINO は、利用者の貸館利用状況や、展示等の企画についてアンケートで得られる意見が、今後の運営をよりよくしていくために重要であるといえる。現在紙で実施しているアンケートについて、WEBアンケートやQRコードの活用など、回答方法を多様化させることや、回答者の中から抽選で割引券をプレゼントするなどのインセンティブの提供により、多くのアンケートの回収を行い、来館者からの意見の聴取、ニーズの把握を行うことが望まれる。

ウ. 利用促進協議会を含めた今後の在り方の検討【意見 15】

(現状と問題点)

セラミックパーク美濃では、利用促進協議会を設定し、今後のセラミックパーク MINO の運営・利用促進に関する意見交換を行っている。利用促進協議会を構成しているメンバーは、県をはじめ出資している地方公共団体の課長級職員が中心となっている。協議会では、幅広い知見を持つメンバーから多様な意見が出されているが、セラミックパーク MINO の現状を最も近くで理解している、事務局・県及び出資している地方公共団体のセラミックパーク MINO 担当者による意見交換を行う会議などは設定されておらず、現状活発に行っている状況ではない。

(意見)

今後は、セラミックパーク MINO の今後の利用促進をより具体的に協議していくために、県及び出資している市町村と連携し、担当者での協議を行うなど、より現状に即した意見交換を定期的に行う場を設けることが望まれる。

エ. イベント参加者向上に向けた取組み【意見 16】

(現状と問題点)

セラミックパーク美濃の設立の趣旨が、「セラミックパーク MINO の管理運営を行うことにより、東濃西部地域の産業、文化及び観光の振興を図り、もって「世界陶磁器文化首都」の実現に寄与すること」であることから、県としてはセラミックパーク MINO の施設管理・運営と同時に、文化及び観光の振興についても当法人に期待している役割である。

現在、文化及び観光の振興の面では、主に以下のイベント等を開催している。

【図表 6-2-5】 イベントの開催状況

イベント	時期	R6 の来場者数/参加者数
美濃陶芸作家展	毎年5月のGW(3日間)	3,008人
セラパーク楽々市	原則毎月第4土曜日・日曜日の年12回	毎回500人程度

セラミックパーク美濃では、セラパーク楽々市を民間のマルシェ主催者と連携して同日開催するなど、参加者増加に向けて取組みを行っているところである。

一方で、美濃陶芸作家展の来場者は、コロナ前の平成31年度4,966人と比較すると6割ほどにとどまっている。

(意見)

来場者を増やす取組みとして、実際に器を使ったお茶席の設置や、電動ろくろ体験などを実施している取組みもあるが、その他例えば、以下のような方法が考えられる。

ターゲット	取組み
地元住民	割引チケットの配布、地域の学校(陶磁器を学ぶ工業高校等)の出展などの連携
観光客	街歩き(窯元見学など)とのツアーの企画など
ファミリー	こども向けの陶芸体験、館内スタンプラリーなど

その他、来場者投票の企画や、器を使った料理実演など、来場者参加型のイベントなど、来場者の増加につながるような取組みについて、引き続き検討することが望まれる。

#### オ. 外郭団体所有の備品の管理【指摘4】

(現状と問題点)

備品管理が適切になされているかの観点から、管理状況について関係者にヒアリングを実施し、当財団の台帳に記載されている備品について、サンプルにて実査したところ、台帳に記載されている備品と同種の備品が倉庫に保管されており、台帳に記載されている備品の現物が特定できない状態であった。

固定資産台帳より抜粋

管理番号	資産名	数量	取得年月日	取得価額(円)
4	パソコン8	1式	H16.4.2	220,500

(出所：固定資産台帳より監査人が加工)

【図表 6-2-6】 倉庫に保管されていた 2 台のパソコン



(出所：監査人が撮影)

当財団が使用する備品には、指定管理者として本施設内において使用する管理物件の物品の他、独自に調達した備品があるが、独自に調達した備品について、シールを貼るなどの管理がなされていなかった。

指定管理者が独自に調達した備品の取扱いについて、セラミックパーク MINO 指定管理運営業務仕様書には下記のように記載されている。

セラミックパーク MINO 指定管理運営業務仕様書

(10) 備品の管理

～略～

オ 指定管理者が独自に調達した備品の取扱い

指定管理者が独自に調達した備品について、台帳を整備するとともに、管理物件の備品と区別ができるよう当該備品にシールを貼るなどして管理すること。

～略～

(指摘)

独自に調達した備品について、シールを貼るなどの管理を行い、県所有の管理物品と、セラミックパーク美濃が調達した物品を明確に区別できるようにすべきである。

カ. 財務諸表に対する注記の一部開示の漏れ【指摘 5】

(現状と問題点)

セラミックパーク美濃の法人形態は、公益財団法人であり、車両運搬具を3台所有し、定額法により減価償却を計上している。

財務諸表に対する注記を確認したところ、車両運搬具に関する固定資産の減価償却の方法の注記が漏れていた。

公益法人会計基準では、重要な会計方針を注記する旨が記載されており、注記する会計方針の例として、固定資産の減価償却の方法が記載されている。

公益法人会計基準

第6. 注記

～略～

67. 財務諸表の注記は以下のように行う。

(1) 公益法人の財務諸表には、**重要な会計方針**、重要な後発事象、固有の表示科目の内容その他公益法人の状況を適切に開示するために必要な事項を**注記する**。

～略～

重要な会計方針等の注記

～略～

69. 注記する会計方針の例としては次のものがある。

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
- (3) 固定資産の減価償却の方法
- (4) 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準
- (5) 引当金の計上根拠及び計上基準
- (6) キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
- (7) 消費税等の会計処理
- (8) その他財務諸表作成のための基本となる事項

(指摘)

適切な情報開示の観点から、固定資産の減価償却の方法として、車両運搬具の減価償却方法が定額法である旨を記載すべきである。

キ. 減価償却費のセグメント区分の誤り【指摘6】

(現状と問題点)

当財団では、公営目的事業の他、収益事業として貸館事業、物品販売事業、飲食施設運営事業を営んでいる。

決算報告書が適切に作成されているかの観点から、減価償却費の計上について確認したところ、飲食施設運営事業で使用されている製氷機の減価償却費が、物品販売事業として計上されていた。

固定資産台帳より抜粋

管理番号	資産名	数量	取得年月日	取得価額(円)
10	製氷機	1台	R1.8.15	415,260

(出所：固定資産台帳より監査人が加工)

【図表6-2-7】飲食施設運営事業で使用されている製氷機



(出所：監査人が撮影)

(指摘)

セグメントごとに費用を計上することは、各事業の経営状況の把握のために重要であると考えられる。そのため、飲食施設運営事業で使用されている製氷機については、適切に飲食施設運営事業で減価償却費を計上すべきである。

## ク. 賞与引当金の法定福利費分の未計上【指摘7】

(現状と問題点)

令和6年度の決算書の確認及び担当者にヒアリングしたところ、計上されている賞与引当金に、法定福利費(社会保険料等)分は計上されていないとのことであった。

企業会計原則(注18)では、当期の負担に属する金額を引当金として計上する旨が記載されており、将来の発生可能性が高く、見積もることが可能であることから、実際に支給したタイミングにかかわらず、法人側が負担する賞与に係る社会保険料については、賞与引当金と同時に計上するべきであると考えられている

企業会計原則注解(注18)

将来の特定の費用又は損失であつて、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる場合には、当期の負担に属する金額を当期の費用又は損失として引当金に繰入れ、当該引当金の残高を貸借対照表の負債の部又は資産の部に記載するものとする。

製品保証引当金、売上割戻引当金、返品調整引当金、賞与引当金、工事補償引当金、退職給与引当金、修繕引当金、特別修繕引当金、債務保証損失引当金、損害補償損失引当金、貸倒引当金等がこれに該当する。

発生の可能性の低い偶発事象に係る費用又は損失については、引当金を計上することはできない。

公益法人においても、内閣府「平成27年度 公益法人の会計に関する諸課題の検討結果について」において、以下のとおり記載されており、企業会計原則注解と同様の考え方をすることが前提である。

「平成27年度 公益法人の会計に関する諸課題の検討結果について」

### I 企業会計基準の公益法人への適用について

一般社団法人及び一般財団法人に課する法律(平成18年法律第48号)において、一般社団法人及び一般財団法人の会計は「一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする」(第119条・第199条)と規定されており、企業会計基準もその抛りどころの一つとなり得る。

企業会計基準は、公益法人会計基準(平成20年4月11日内閣府公益認定等委員会。以下「20年基準」という。)において既にその適用が前提とされているものがある ~略~

なお、令和 6 年 12 月に改正の公益法人会計基準において、引当金は次のように規定されているので参考にされたい。

公益法人会計基準（令和 6 年 12 月）

第 8 引当金

115. 引当金として、以下のものを計上する。

(1) 将来の費用又は損失であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつその金額を合理的に見積もることができる場合には、当該金額を引当金として負債に計上するとともに、当期の負担に帰すべき金額を費用に計上する。～略～

（指摘）

賞与に係る社会保険料（法人負担分）については、賞与引当金計上時に併せて算定し、賞与引当金に含める又は未払費用として計上する必要がある。

### 3. 一般社団法人岐阜県農畜産公社

#### (1) 団体の概要

##### 【法人概要】

法人名	一般社団法人 岐阜県農畜産公社
所管部署	農政課
所在地	岐阜市藪田南 5-14-12 岐阜県シンクタンク庁舎内
設立年月日	平成 11 年 4 月 1 日付け (社) 岐阜県畜産開発公社 (昭和 48 年 4 月 28 日設立) と (財) 岐阜県農業公社 (昭和 47 年 6 月 1 日設立) が統合
県出資額 (出資比率)	230,000 千円 (83.5%)
設立目的	岐阜県における農業の生産性向上並びに経営の安定に対する支援及び農業の啓発普及を推進し、もって農業の健全な発展に寄与するため。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 畜産生産基盤の整備</li> <li>・ 農地の集積・集約化</li> <li>・ 新規就農者の育成・確保及び担い手の経営支援</li> <li>・ 農福連携の推進</li> <li>・ 農産物の安全ブランド化の推進</li> <li>・ 優良な乳用牛及び肉用牛の育成</li> <li>・ 優良な肉用牛資源の供給</li> <li>・ 畜産公共施設の維持管理業務の受託</li> </ul>

##### 【組織の情報】

(役員)

(単位：人)

	県退職者	県職員	その他	合計
常勤	1	0	0	1
非常勤	1	1	9	11

(職員)

(単位：人)

	県退職者	県職員	その他	合計
常勤	8	9	14	31
非常勤	14	0	32	46

##### 【財務情報】

(単位：千円)

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
総収入	2,220,293	1,787,386	1,992,112

経常損益	△74,835	△72,584	△30,417
当期損益	△74,897	△72,576	△29,046
資産合計	980,614	1,019,074	1,020,913
負債合計	635,376	746,869	778,176
利益剰余金	345,237	272,205	242,737

【金銭的関与】

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
補助金・助成金	236,205	280,674	246,753
委託料	31,021	32,204	31,083
指定管理料	19,436	19,538	62,191
貸付金残高	463,500	452,500	441,500

(2) 指摘及び意見

ア. 長期保有農地の含み損(約250百万円)に対する減損について【指摘8】

(現状と問題点)

法人では、平成5年及び平成6年に、当時国の事業の一環として行っていた農地保有合理化事業で買い入れた農地について、長期間売却できず保有しているものがある。貸借対照表には、用地及び立替利息(当時購入資金として借り入れた金融機関からの借入金に対する利息)が合計267百万円計上されている。当該土地は、農地であることから、売却する場合の土地の用途に制限があり、①農地として売却する②公共用地として売却する2つのパターンでの売却が可能である。

令和2年度に、法人が不動産鑑定士に依頼したところ、意見書として、「農地としての価格水準から算定すると、該当する土地の農地としての価格水準は19百万円である」との回答を得ている。また、平成30年度に、宅地としての価値を不動産鑑定士に依頼したところ、宅地としての価値は141百万円であるとの回答を得ている。しかし、先に述べたとおり、現状、宅地等の用途での売却は不可能な状況である。

(指摘)

現状、用途としては農地または公共用地として売却することしかできないことから、現在の価値は、19百万円が妥当であるといえる。そのため、取得時の価格として貸借対照表に計上されている267百万円と、現在の価値である19百万円と比較すると、247百万円の含み損となっている。下落率は92.5%となっており、50%以上の下落がみられることから、減損を行い、現在の適正な価値を開示すべきである。また、現在も売却のために周辺自治体への働きかけも行っているとのことであるが、県の協力も仰ぎながら、対応すべきである。

#### イ. 優良家畜育成事業の赤字改善、累積利益枯渇の可能性【意見 17】

##### (現状と問題点)

公社では、県から補助金・委託料を受け公益目的の事業を複数実施している。ただし、県から補填されない人件費の一部（勤勉手当や時間外勤務手当等）があるため公益目的事業は赤字が発生していた。当赤字分と法人会計の固定費分について、優良家畜育成事業で発生する黒字で埋めるという財務構造であった。

近年は優良家畜育成事業において、牛販売単価の下落、育成費（人件費や飼料費等）の高騰により、優良家畜育成事業においても赤字が発生している。そのため、過去の累積利益を取り崩し、各事業の赤字補填を行っており、令和 6 年度末の累積利益は 5 百万円程度まで減少している。

##### (意見)

令和 7 年度は過去累積利益が枯渇する可能性もあり、今後の事業経営においては、赤字を減らす、又は優良家畜育成事業を黒字化する必要がある。優良家畜育成事業については、預託方式にするなど県と公社が改善計画を策定し、進めているところである。今後は、改善計画の進捗状況や、当初の計画どおりの結果がでているか、などの評価を行い、モニタリングを行うことが望まれる。

#### ウ. 農地中間管理事業の作業効率化【意見 18】

##### (現状と問題点)

公社が実施している事業の一つに、農地中間管理事業がある。これは、県から農地中間管理機構の指定を受け、農地の貸借により担い手への農地集積・集約化を促進するものである。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 5 年 4 月 1 日施行）により、令和 7 年 4 月から、利用権設定（農用地利用集積計画による貸付者・借受者の相対の農地の貸し借り）は農地中間管理機構を通じた貸借に統合されることになった。これにより、公社の農地中間管理機構としての貸借は増加傾向にある。

##### (意見)

公社は、当事業を行うにあたり、10 万筆以上の農地に関する契約や入金管理を行っており、契約管理といった事務処理に多くの時間を費やしている。今後さらに取引量が増えることも想定され、事務の効率化を検討する必要がある。

例えば、契約マスタのデータベース化による入金・現物情報の照合といった DX 化の推進や、事務作業の棚卸を行い、ネックとなる作業の洗い出し・効率化への対応といった BPR により、作業の最適化を行うことが望まれる。

エ. 一般社団法人から公益社団法人への法人形態の転換について【意見 19】

(現状と問題点)

農畜産公社では、公益法人改革時、公益目的事業比率（公益実施費用額）が50%を下回っていたことから、公益法人となる条件を満たさず、一般社団法人となっている。

しかし、現在は農地中間管理事業の実績が伸びており、令和6年度末の公益目的事業比率は50%を超えている。また、農業基盤強化促進法の改正に伴い、農地の貸借は自治体ではなく、農地中間管理機構が行うものとされているため、農地中間管理事業はさらに伸びることが見込まれる。

(意見)

このことから、今後も公益認定の要件は満たすことが想定され、公益法人化も可能であると考えられる。

外郭団体として公益目的で設立した趣旨から鑑みると、県民からの信用度を高めるためにも、公益法人化することは有用であると考えられる。また、法人税・源泉所得税・消費税等の税制優遇などもある。今後の事業の動向を踏まえ、法人形態の転換について検討されることが望まれる。

オ. 市中銀行からの借入と特定資産の積み立て【意見 20】

(現状と問題点)

公社では、令和6年度末時点で556百万円の借入金がある。一方で、特定資産として、預り預託金引当資産45.5百万円、退職給付引当資産22.6百万円、減価償却引当資産24.7百万円を定期預金で積み立てている。

現在（令和7年度）、借入金の利率は1.875%である一方で、定期預金利率は0.275%程度である。つまり、定期預金に預けながら借入金がある場合、支払う利息の方が多いため、利率差（支払利息1.875%と受取利息0.275%の差額）分、損失が発生していることになる。

公社の特定資産のうち、退職給付引当資産は将来の退職金に対する積み立て、預かり預託金特定資産は、当初の預託金を通常の預金と区別して積み立てているなど必要性は理解できるが、将来の固定資産の取得に備えた減価償却引当資産などは、定期預金利率より借入金の利率が高い状況において、積み立てる必要性は感じられない。積み立てている分、借入金の返済を行った方が公社にとっては利益になる。

(意見)

このような借入金の利率と、定期預金の利率の双方を念頭に、資金運用につい

て検討することが望まれる。

カ. 備品保管場所の把握【指摘 9】

(現状と問題点)

備品管理が適切になされているかの観点から、管理状況について関係者にヒアリングを実施し、公社の台帳に記載されている備品について、サンプルにて実査したところ、台帳では事務室にあると記載されている備品が、実際には相談室で保管されていた。

【図表 6-3-1】 所属別備品台帳

整理NO	品名	数量	取得年月日	所在
01-N-2	デジタルカメラ	1台	H14.2.4	事務室

(出所：所属別備品台帳より監査人が加工)

一般社団法人岐阜県農畜産公社会計処理規程

(物品の管理)

第 88 条 物品は、常に良好な状態で管理されなければならない。

2 固定資産等の管理者は、原則として、消耗什器備品台帳及び物品受払台帳を設けて、所要の記録を行い、その所在の状況及び残高を明らかにしておかなければならない。

台帳の所在の状況に関する情報は、盗難、紛失の早期発見等、資産の管理から求められるものである。現状のように実際の置き場所と台帳に記載されている場所が異なる場合、盗難や紛失に気づくことが遅くなる、実査などの資産管理の負担が増える、などの問題点が生じる。

(指摘)

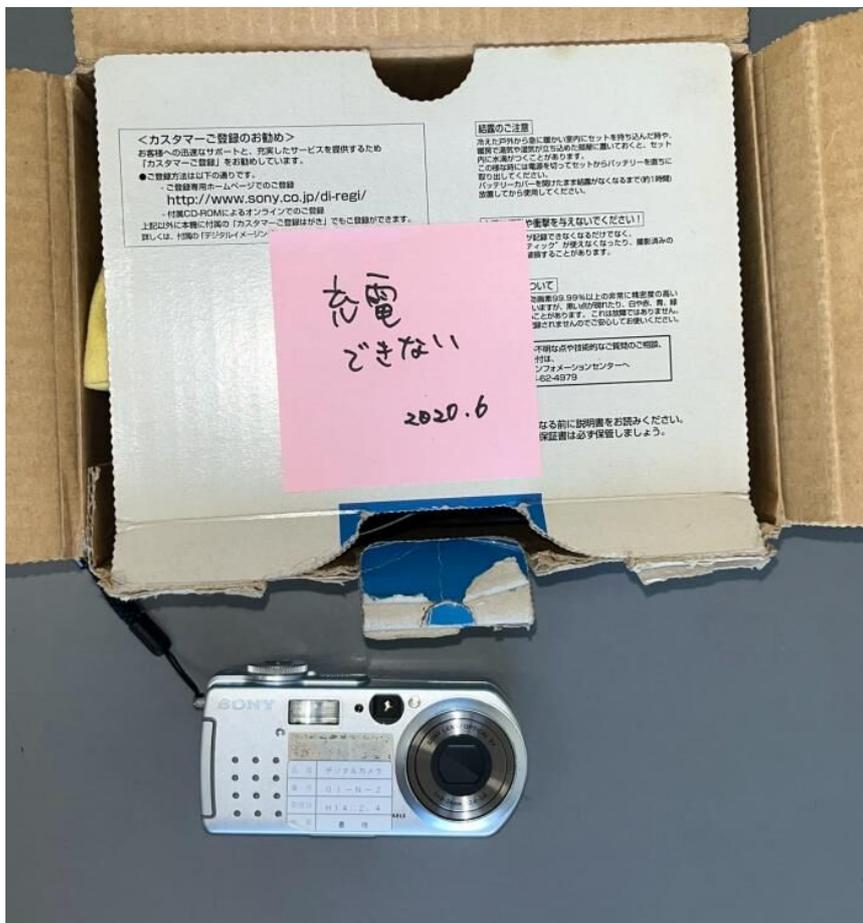
台帳の所在の状況に関する情報については、台帳と実際の保管場所を明確にした上で、台帳には正しい場所を記載すべきである。

キ. 備品の廃棄【指摘 10】

(現状と問題点)

上記において、台帳と異なる場所に保管されていた平成 14 年 2 月 4 日に取得したデジタルカメラは、令和 2 年 6 月に充電不能の状態となり、現在では使用されていないとのことであった。

【図表 6-3-2】 現在使用されていないデジタルカメラ



(出所：監査人が撮影)

(指摘)

備品が台帳に記載されていると、物品管理の対象となる。使用していない備品についても物品管理の対象となり、その分事務作業が増えることになる。また、使用不可のものが、備品として法人の資産に計上されてしまい、正しい情報を開示しているとは言えない状況となる。効率化・適切な情報開示の観点から、不要となり、又は使用に耐えなくなった物品については、不用品とし整理、売却または廃棄するべきである。

#### ク. 賞与引当金の法定福利費分の未計上【指摘 11】

(現状と問題点)

令和6年度の決算書の確認及び担当者にヒアリングしたところ、計上されている賞与引当金に、法定福利費（社会保険料等）分は計上されていないとのことであった。

企業会計原則（注 18）では、当期の負担に属する金額を引当金として計上する旨が記載されており、将来の発生可能性が高く、見積もることが可能であることから、実際に支給したタイミングにかかわらず、法人側が負担する賞与に係る社会保険料については、賞与引当金と同時に計上するべきであると考えられている

#### 企業会計原則注解（注 18）

将来の特定の費用又は損失であつて、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる場合には、当期の負担に属する金額を当期の費用又は損失として引当金に繰入れ、当該引当金の残高を貸借対照表の負債の部又は資産の部に記載するものとする。

製品保証引当金、売上割戻引当金、返品調整引当金、賞与引当金、工事補償引当金、退職給与引当金、修繕引当金、特別修繕引当金、債務保証損失引当金、損害補償損失引当金、貸倒引当金等がこれに該当する。

発生の可能性の低い偶発事象に係る費用又は損失については、引当金を計上することはできない。

公益法人においても、内閣府「平成 27 年度 公益法人の会計に関する諸課題の検討結果について」において、以下のとおり記載されており、企業会計原則注解と同様の考え方をすることが前提である。

#### 「平成 27 年度 公益法人の会計に関する諸課題の検討結果について」

##### I 企業会計基準の公益法人への適用について

一般社団法人及び一般財団法人に課する法律（平成 18 年法律第 48 号）において、一般社団法人及び一般財団法人の会計は「一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする」（第 119 条・第 199 条）と規定されており、企業会計基準もその抛りどころの一つとなり得る。

企業会計基準は、公益法人会計基準（平成 20 年 4 月 11 日内閣府公益認定等委員会。以下「20 年基準」という。）において既にその適用が前提とされているものがある ～略～

なお、令和 6 年 12 月に改正の公益法人会計基準において、引当金は次のように規定されているので参考にされたい。

#### 公益法人会計基準（令和 6 年 12 月）

##### 第 8 引当金

115. 引当金として、以下のものを計上する。

(1) 将来の費用又は損失であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつその金額を合理的に見積もることができる場合には、当該金額を引当金として負債に計上するとともに、当期の負担に帰すべき金額を費用に計上する。～略～

(指摘)

賞与に係る社会保険料（法人負担分）については、賞与引当金計上時に併せて算定し、賞与引当金に含める又は未払費用として計上する必要がある。

ケ. 賞与引当金の計上期間誤り【指摘 12】

(現状と問題点)

翌年度の賞与支払い分について、賞与引当金を計上しているが、計上しているのは3か月分であることが、資料の閲覧及びヒアリングにて確認された。

公社の賞与引当金については、対象期間12月～5月分のもを、6月に支給される。そのため、決算月である3月末時点では、12月～3月分の4か月分について賞与引当金として計上すべきであり、現状の3か月分では、1か月分未計上となる。

(指摘)

規程の対象期間に沿って、12月～3月の4か月分について、適切に賞与引当金を計上するべきである。

コ. ふれあい牧場事業用の固定資産の減価償却漏れ【指摘 13】

(現状と問題点)

公社が保有する固定資産のうち、東濃牧場のふれあい事業で使用している固定資産が、器具備品として130千円計上されている。公社は、ふれあい事業については別会社に運営を委託していることから、公社で使用していないとして、該当備品について運営を委託した年度から減価償却を行っていない。

【図表 6-3-4】 ふれあい事業でのあるべき簿価との差額 (単位：円)

名	取得 価額	取得日	耐用 年数	現在 の簿価	あるべき 簿価	差額
ソフトクリ ーム製造器	913,500	H14.12.6	5年	57,642	1	57,641
平餅焼き器	103,740	H16.3.19	5年	10,374	1	10,373
冷蔵庫	106,050	H17.3.30	5年	16,296	1	16,295
冷蔵庫	148,000	H19.7.5	5年	46,250	1	46,249

計			130,562	4	130,558
---	--	--	---------	---	---------

(出所：固定資産台帳)

(指摘)

当該備品が公社の所有となっている以上、公社が使用しているのか、委託会社が使用しているのかは問題ではなく、備品としての価値が時の経過に伴い減少している以上、減価償却は行うべきである。

【図表 6-3-4】のとおり、現在の帳簿価額と、あるべき帳簿価額の差額が 130 千円発生しており、この分固定資産が過大に計上されている。

今後、当該備品については、あるべき簿価まで減価償却を行うべきである。

#### サ. 東濃牧場における現金管理【意見 21】

(現状と問題点)

東濃牧場は、堆肥販売時の釣り銭用として総額 3 万円を現金として事務所に保有している。管理にあたっては、営業時間後に宿直担当者が現金の締め作業後現金照合書に記載し、翌朝営業前に出納担当者が確認する。出納担当者は牧場長であり、牧場長が宿直担当となった日は、締め作業実施者と確認者が同一の者（牧場長）となる場合があった。また、牧場長が休暇の日にも出納担当印の欄に牧場長が押印している日があり、実際には休暇明けに現金を確認しているとのことであった。

(意見)

現金の締め作業者と確認者が同一となればチェック体制として機能しないだけでなく、複数の者が牽制し合って現金を管理することもできなくなってしまう。出納担当者（牧場長）が休暇の場合は、締め作業のみ行って確認作業をしない日も出てきている。締め作業者が牧場長の場合や、出納担当者（牧場長）が不在の場合でも確認作業ができるよう、あらかじめ出納担当代理者を定めておくことが望まれる。

#### シ. 謝礼として受領した商品券の会計処理【指摘 14】

(現状と問題点)

東濃牧場の現金を管理している金庫を確認したところ、金庫の中に外部企業から謝礼として受け取った商品券（500 円券が 10 枚で 5,000 円相当）が保管されていた（【図表 6-3-5】）。

【図表 6-3-5】金庫で保管されていた商品券



(出所：監査人が撮影)

(指摘)

保管されている商品券について、牧場長に質問したところ、特段の会計処理はしていないとのことであった。受領した商品券については、貯蔵品などの科目で資産計上すべきである。

#### 4. 岐阜県土地開発公社

##### (1) 団体の概要

###### 【法人概要】

法人名	岐阜県土地開発公社
所管部署	岐阜県県土整備部用地課
所在地	大垣市今宿6丁目52番地18 ワークショップ24 6階
設立年月日	昭和48年3月
県出資額 (出資比率)	5,000千円(100%)
設立目的	「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき、岐阜県の行政施策を円滑かつ効率的に推進するために、公共用地・公用地等の先行取得、及び工業団地等の造成事業等を行い、地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与する
事業内容	1. 国、地方公共団体等の事業に必要な土地の取得、管理及び処分 2. 工業団地造成事業などの土地取得、造成及び分譲 3. 前記の業務に付帯する調査、測量及び設計等の業務及び2の事業の実施と併せて整備が必要な公共及び公用施設の整備 4. 地方公共団体等の委託による土地の取得のあっせん、調査、測量及び、設計等

###### 【組織の情報】

(役員)

(単位：人)

	県退職者	県職員	その他	合計
常勤	2	1	0	3
非常勤	0	6	3	9

(職員)

(単位：人)

	県退職者	県職員	その他	合計
常勤	3	1	13	17
非常勤	0	0	5	5

###### 【財務情報】

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
総収入	3,020,113	4,634,446	2,749,351
経常損益	28,042	△47,492	△14,444
当期損益	28,042	△202,422	△160,102
資産合計	19,883,035	18,062,038	19,200,280

負債合計	10,897,913	9,287,503	10,628,712
利益剰余金	8,968,469	8,766,046	8,605,944

【金銭的関与】

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
補助金・助成金	—	—	—
委託料	16,332	18,170	50,712
指定管理料	—	—	—
貸付金残高	3,190,724	3,154,288	3,117,852

(2) 指摘及び意見

ア. 代替地の長期保有【意見22】

(現状と問題点)

公社は、県の「副都心整備基本構想」により県庁周辺の土地を代替地として取得している。代替地とは、公有地取得事業等により取得される土地の所有者に対して、その土地に代わる土地として譲渡するために土地開発公社が取得した土地である。

【図表6-4-1】「副都心整備基本構想」により取得した代替地

資産区分	面積 (㎡)	帳簿価額 (円)	現在の用途
H2 県庁周辺代替地等	2,464.00	162,723,731	県立高校職員駐車場(有償)・県職員駐車場(有償)
H3 県庁周辺代替地等	450.62	55,775,362	県職員駐車場(有償)
H5 県庁周辺代替地等	348.48	30,539,567	団体職員駐車場(有償)
合計	3,263.10	249,038,660	

(出所：令和6年度財務諸表附属明細書に基づき監査人が作成)

県の「副都心整備基本構想」により代替地として取得した土地は、現在県や代替地周辺に所在する団体へ駐車場用地として有償で貸し付けている。駐車場用地としての貸し付けも年単位での契約であり、貸し付けしている翌年には未利用地となる可能性もある。平成25年度の包括外部監査においても、期限を定めて結論を出す必要がある旨指摘があったが、10年以上経過した現在でも一部を除いて解消には至っていない。

(意見)

県庁周辺の代替地については、県と有効利用に向けた協議を引き続き行っているとのことだが、県ではなく第三者への売却を検討する場合には、その方針を明確にして進めることが望まれる。

イ. 岐阜県住宅供給公社との共通経費【意見 23】

(現状と問題点)

岐阜県土地開発公社と岐阜県住宅供給公社は、一部の職員が 2 社を兼務している。また、同一施設内に所在しているため、2 社で共通する庶務業務については、事務局の共同化により事務の効率化を図っている。そのため、兼務職員の給料等や共通的経費は毎年度締結される協定書により負担割合を決定している（【図表 6-4-2】参照）。

【図表 6-4-2】兼務職員等の給料等の負担割合（協定書抜粋）

項目	土地開発公社		住宅供給公社	
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
総務部長兼総務課長に係る給料等	3 分の 1	2 分の 1	3 分の 2	2 分の 1
総務課課長補佐に係る給料等	3 分の 1	2 分の 1	3 分の 2	2 分の 1
		3 分の 1		3 分の 2
総務課係長に係る給料等	3 分の 1	—	3 分の 2	—
総務課主事に係る経費等	3 分の 1	2 分の 1	3 分の 2	2 分の 1

※総務課課長補佐に係る給料等のうち、令和 7 年度の上段は総務課理事会等担当課長補佐に係る分であり、下段は総務課給与等担当課長補佐に係る分である。

(出所：協定書に基づき監査人が作成)

【図表 6-4-3】共通的経費の支出事務分担・負担割合等（協定書抜粋）

区分	負担割合	
	土地開発公社	住宅供給公社
1 事務室使用料	使用面積割	使用面積割
2 事務室電気料		
3 倉庫使用料		
4 管理費		
5 環境整備費		
6 常勤役員室の経費		

※経費については、その都度土地開発公社と住宅供給公社が協議して定める。

(出所：協定書に基づき監査人が作成)

事務室電気料や管理費などの共通的経費は「使用面積割」としているが、人件費については、給与担当者とそれ以外の者で負担割合が異なる。給与担当者とそれ以外の者で人件費の負担割合が異なる点について質問したところ、給与担当者の業務量は各公社に在籍する職員数に応じて負担割合を設定しているとのことであった。一方で、令和 6 年度に係る協定書（令和 6 年 4 月 1 日施行の協定書）と令

和7年度に係る協定書（令和7年4月1日施行の協定書）を比較すると、年度によって異なる場合もある。

（意見）

人件費についても、共通的経費と同様に負担割合が明確な場合は「職員人数割」とすることが望まれる。また、別表に記載の6つの費用以外の経費については「その都度両者の協議により定める」とされている。利益操作を防ぐ観点から、状況に変化がない場合は、基本的に同じ負担割合によって按分することが望ましい。経費の按分について再度確認し、上記の6つの費用以外の経費において、結果的に毎年同じルールに基づいて経費按分しているものがある場合は、協定書にその旨規定することで費用計上の透明化を図ることが望まれる。

ウ. 土地の鑑定意見を委託する不動産鑑定士に関する必要書類【意見24】

（現状と問題点）

評価対象となる土地の時価については、岐阜県土地開発公社経理処理基準により不動産鑑定士による鑑定価格を取得することが原則とされている。評価対象となる土地は、公社事業の根幹をなす重要な資産であり、【図表6-4-5】のとおり令和6年度末残高で帳簿価額が約30億円（総資産に占める割合も15.6%）で金額的重要性も高い資産であるため、鑑定能力が担保された有資格者による評価が必要となるためである。

【図表6-4-5】評価対象となる土地

科目	資産区分	面積（㎡）	帳簿価額（千円）
完成土地等	美濃テクノパーク	1,159.42	14,259
	ソフトピアジャパン	29,384.56	2,220,751
	VRテクノジャパン	3,729.82	186,491
	テクノプラザ	9,421.15	320,371
代替地	H2 県庁周辺代替地等	2,464.00	162,723
	H3 県庁周辺代替地等	450.62	55,775
	H5 県庁周辺代替地等	348.48	30,539
合計		46,958.05	2,990,911

（出所：令和6年度財務諸表附属明細書に基づき監査人が作成）

当該土地の鑑定評価の委託について、契約関連書類を確認したところ、不動産鑑定業者としての登録証明書の提出は求めていないことが確認された。

（意見）

不動産鑑定士が不動産鑑定業を営む場合には国土交通省又は都道府県に備える

不動産鑑定業者名簿に登録が必要となり、国土交通省及び都道府県において登録証明を取得することが可能である。土地の鑑定評価を委託する場合には、中部地方整備局（国土交通省の地方局）又は岐阜県が発行する不動産鑑定業者としての登録証明の提出を求め、受託業者が土地評価の鑑定を依頼すべき適切な業者であるか確認することが望まれる。

#### 不動産の鑑定評価に関する法律（抜粋）

##### （不動産鑑定業者の登録）

第二十二條 不動産鑑定業を営もうとする者は、二以上の都道府県に事務所を設ける者にあつては国土交通省に、その他の者にあつてはその事務所の所在地の属する都道府県に備える不動産鑑定業者登録簿に登録を受けなければならない。

（出所：不動産の鑑定評価に関する法律）

#### エ. 時価評価に使用する時価【指摘 15】

##### （現状と問題点）

公社では、毎年期末に、公共用土地、完成土地等の土地について、時価と簿価の比較を行っている。国が定める土地開発公社経理基準要綱において、時価評価は以下のとおり規定されている。

#### 土地開発公社経理基準要綱（抜粋）

##### （土地造成事業に係る土地等の評価方法）

##### 第 25 条

特定土地、土地造成事業に係る土地又は代替地（法第 17 条第 1 項第 1 号に係る代替地のうち、前条第 1 項の取得原価相当による再取得等が見込まれるものを除く。）については、その時価が取得原価より著しく下落したときは、近い将来明らかに回復する見込みがあると認める場合を除き、時価をもって貸借対照表価額としなければならない。

～略

3 前 2 項の時価は、売却時の時価を基礎とした正味実現可能価額とし、次に掲げるところにより算定した価額とする。

(1) 現に販売の用に供することができる土地については、その販売見込額から販売経費等見込額を控除した価額

(2) 未だ販売の用に供することができない土地については、その完成後販売見込額から造成及び建設工事原価の今後発生見込額並びに販売経費等見込額を控除した価額

公社に確認したところ、時価として使用しているのは、不動産鑑定士が算出した土地評価額との回答を得た。これは、実際に販売する際に、当初の分譲価格から、不動産評価額が乖離している場合、不動産評価額に合わせて分譲価格を決定することが多いためである。

(指摘)

土地開発公社経理基準第 25 条第 3 項に照らして考える場合、時価は販売見込み額から販売経費等見込み額を控除した価額であると定義されている。ソフトピアジャパンの分譲地のように、直近で分譲価額の見直し、販売価格（現時点の販売見込み額）が確定しているものについては、不動産鑑定士が算出した土地評価額ではなく、確定した販売価格を基に、時価である正味売却価額を算定する方がより実態に即しているといえる。なお、正味売却価額については、基準のとおり、販売見込額から今後発生する販売経費等見込み額（今後見込まれる広告宣伝費等）を控除し、販売による実質的な収入額を算定することが求められている。今後は、直近で販売価格が確定しているものについては、確定した販売価格を基に時価を算定し、土地の評価を行うべきである。

オ. 不動産鑑定士から取得する土地の鑑定価格【意見 25】

(現状と問題点)

公社は、土地開発公社経理基準要綱第 25 条及び岐阜県土地開発公社経理処理基準第 1 条に基づき、土地造成事業に係る土地等の時価が取得原価に対して著しく下落していないかを検証している。

土地開発公社経理基準要綱（抜粋）

第 1 条～第 24 条 略

(土地造成事業に係る土地等の評価方法)

第 25 条 特定土地、土地造成事業に係る土地又は代替地（法第 17 条第 1 項 第 1 号に係る代替地のうち、前条第 1 項の取得原価相当による再取得等が見込まれるものを除く。）については、その時価が取得原価より著しく下落したときは、近い将来明らかに回復する見込みがあると認める場合を除き、時価をもって貸借対照表価額としなければならない。

2 前項において、時価が取得原価に比べておおむね 50%以上下落している場合には、著しく下落しているものとする。

3 前 2 項の時価は、売却時価を基礎とした正味実現可能価額とし、次に掲げるところにより算定した価額とする。

(1) 現に販売の用に供することができる土地については、その販売見込額から販売経費等見込額を控除した価額

(2) 未だ販売の用に供することができない土地については、その完成後販売見込額から造成及び建設工事原価の今後発生見込額並びに販売経費等見込額を控除した価額

4 第1項の規定により、時価をもって貸借対照表価額とした場合は、その旨及び当該評価換えを行った年月日、当該評価換え前の帳簿価額並びに評価損に関する会計処理の方法を貸借対照表に注記しなければならない。

第26条～第56条 略

(出所：土地開発公社経理基準要綱)

#### 岐阜県土地開発公社経理処理基準（抜粋）

岐阜県土地開発公社（以下「公社」という。）の決算事務の処理は、土地開発公社経理基準要綱（平成17年1月21日付け総行地第148号、総務省自治行政局地域振興課長通知、以下「要綱」という。）及び公社諸規程等に定めるもののほか、この基準の定めによる。

（評価換対象資産の評価原則）

第1条 要綱に定める評価換対象資産（以下「対象資産」という。）の評価換えを行うときの時価算定は、不動産鑑定士の鑑定価格を基準とすることを原則とする。

2 前項による対象資産の評価換えによるほか、次の各号に掲げる方法によることができる。

- (1) 対象資産の売買事例による価格とする。
- (2) 公示価格、岐阜県地価調査価格を比準価格とする。
- (3) 路線価による相続税評価額を比準価格とする。
- (4) 固定資産税評価額を基にした倍率方式による価格を比準価格とする。

3 対象資産の時価を把握するため、毎事業年度の実勢価格資料（路線価・公示価格・地価調査）を整備する。

第2条～第10条 略

評価対象となる土地の時価については、5年に1回の頻度で不動産鑑定士による鑑定価格を取得している。不動産鑑定士による鑑定価格を取得しない年度については、実勢価格資料（路線価・公示価格・地価調査）による価格が鑑定価格を取得した年度と比較してどれだけ下落しているかを確認することにより、時価が著しく下落しているか否かを評価しているとのことであった。

(意見)

不動産鑑定士から鑑定価格を取得する頻度は5年に1回であるが、岐阜県土地開発公社経理処理基準上では原則として鑑定価格を時価算定の基準としており、現在の運用頻度が妥当なものか不明である。そのため、鑑定価格の取得頻度について検討し、岐阜県土地開発公社経理処理基準の中で明文化されることが望まれる。

#### カ. 賞与引当金の法定福利費分の未計上【指摘 16】

(現状と問題点)

令和6年度の決算書の確認及び担当者にヒアリングしたところ、計上されている賞与引当金に、法定福利費(社会保険料等)分は計上されていないとのことであった。

企業会計原則(注18)では、当期の負担に属する金額を引当金として計上する旨が記載されており、将来の発生可能性が高く、見積もることが可能であることから、実際に支給したタイミングにかかわらず、法人側が負担する賞与に係る社会保険料については、賞与引当金と同時に計上するべきであると考えられている

企業会計原則注解(注18)

将来の特定の費用又は損失であつて、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる場合には、当期の負担に属する金額を当期の費用又は損失として引当金に繰入れ、当該引当金の残高を貸借対照表の負債の部又は資産の部に記載するものとする。

製品保証引当金、売上割戻引当金、返品調整引当金、賞与引当金、工事補償引当金、退職給与引当金、修繕引当金、特別修繕引当金、債務保証損失引当金、損害補償損失引当金、貸倒引当金等がこれに該当する。

発生の可能性の低い偶発事象に係る費用又は損失については、引当金を計上することはできない。

公益法人においても、内閣府「平成27年度 公益法人の会計に関する諸課題の検討結果について」において、以下のとおり記載されており、企業会計原則注解と同様の考え方をすることが前提である。

「平成27年度 公益法人の会計に関する諸課題の検討結果について」

#### I 企業会計基準の公益法人への適用について

一般社団法人及び一般財団法人に課する法律(平成18年法律第48号)において、一般社団法人及び一般財団法人の会計は「一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする」(第119条・第199条)と規定されており、企業会計基

準もその拠りどころの一つとなり得る。

企業会計基準は、公益法人会計基準（平成 20 年 4 月 11 日内閣府公益認定等委員会。以下「20 年基準」という。）において既にその適用が前提とされているものがある ～略～

なお、令和 6 年 12 月に改正の公益法人会計基準において、引当金は次のように規定されているので参考にされたい。

#### 公益法人会計基準（令和 6 年 12 月）

##### 第 8 引当金

115. 引当金として、以下のものを計上する。

(1) 将来の費用又は損失であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつその金額を合理的に見積もることができる場合には、当該金額を引当金として負債に計上するとともに、当期の負担に帰すべき金額を費用に計上する。～略～

（指摘）

賞与に係る社会保険料（法人負担分）については、賞与引当金計上時に併せて算定し、賞与引当金に含める又は未払費用として計上する必要がある。

## 5. 公益財団法人岐阜県産業経済振興センター

### (1) 団体の概要

#### 【法人概要】

法人名	(公財) 岐阜県産業経済振興センター
所管部署	岐阜県商工労働部商工労働政策課
所在地	岐阜市藪田南 5-14-53 OKB ふれあい会館 10 階
設立年月日	平成 12 年 4 月 1 日 中小企業振興公社と産業経済研究センターを統合し、「財団法人岐阜県産業経済振興センター」として発足
県出資額 (出資比率)	18,000 千円 (87.8%)
設立目的	創業及び中小企業の経営基盤の強化、経営の合理化・安定化、新産業の育成、その他中小企業の経営環境の改善並びに地域振興を支援するための事業の推進を図り、岐阜県の産業経済の健全な発展に寄与すること。
事業内容	モノづくりコーディネーター設置事業、中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業（よろず支援拠点）、スタートアップ企業支援事業、岐阜県地域活性化ファンド支援事業、航空宇宙・ドローン産業等競争力強化支援事業、ヘルスケア産業イノベーション推進事業、成長型中小企業等研究開発支援事業、産学官共同研究促進事業 など

#### 【組織の情報】

(役員)

(単位：人)

	県退職者	県職員	その他	合計
常勤	3	0	0	3
非常勤	2	0	22	24

(職員)

(単位：人)

	県退職者	県職員	その他	合計
常勤	8	2	17	27
非常勤	4	0	54	58

#### 【財務情報】

(単位：千円)

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
総収入	2,933,660	5,285,117	3,863,627
経常損益	△41,104	△66,754	△4,287
当期損益	61,207	△50,524	△36,873

資産合計	17,220,882	13,183,485	10,612,785
負債合計	9,756,158	9,582,248	9,354,904
利益剰余金	-	-	-

【金銭的関与】

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
補助金・助成金	518,412	537,924	510,144
委託料	—	—	—
指定管理料	—	—	—
貸付金残高	7,137,653	6,948,457	6,793,203

(2) 指摘及び意見

ア. ものづくり設備整備強化事業に係る損失補償契約における損失負担の不明瞭性【意見26】

(現状と問題点)

県と岐阜県産業経済振興センターにおいて、岐阜県中小企業者等設備導入資金貸付規則（昭和46年岐阜県規則第52号）第2条第2号に規定する設備貸与事業（ものづくり設備整備強化事業に限る。以下「ものづくり事業」という。）に係る貸し付けについて損失補償契約を締結している。当該事業は令和10年3月31日まで継続されているが、既に新規貸付は終了しており、現在は返済のみが行われている。

損失補償契約においては、県の補償枠が契約書上で不明瞭となっており、契約上定められた県の損失補償額と、岐阜県産業経済振興センターが補償を県に請求できる金額とに相違が生じている。これにより、岐阜県産業経済振興センターが貸付金に係る貸倒引当金の計上額について、契約書のどの条文を根拠とするかによって額が変動する。

このため貸し倒れが発生した場合は、県か岐阜県産業経済振興センターのどちらかが損失を負うのかについて明確でない金額が発生する恐れがある。多額の貸し倒れが発生しておらず、現状は直接影響が出ていないが、仮に発生した場合、損失負担先が不明であり、中小企業への支援業務に支障がでる恐れがある。また、岐阜県産業経済振興センターにおいては貸倒引当金繰入不足となり貸倒損失が損益に影響を与える、県においても予算措置が不足する可能性もある。

(意見)

今後、損失補償契約を締結する際には、貸倒損失発生時における県と岐阜県産業経済振興センターの負担区分及び補償金額について、契約書において明確に規定することが望まれる。また、契約条文ごとに補償金額の算定根拠が異なること

のないよう留意し、関係機関間で十分な確認を行った上で契約内容を確定することが求められる。

#### イ. 特定費用準備資金の使途の検討【意見 27】

##### (現状と問題点)

貸借対照表の特定資産に、特定費用準備資金として 110 百万円が計上されている。このうち、95%以上となる 107 百万円が地域活性化ファンド支援事業で使用する資金として管理している資産である。地域活性化ファンド支援事業とは、地域の活性化を図るため、中小企業者が行う新商品の開発や新技術開発等新たな取組みに対して、資金面の支援を行うものである。なお、資金は基金の運用益を利用して行うものであり、その運用益が当特定費用準備資金として計上されているものである。想定より利用がすくないことから、特定費用準備資金として計上されている金額が増加傾向となっており、令和 6 年度末のような多額な残高となっている。このように、特定の使途でしか利用できない資金については、適切に使用されることが望ましく、残高が多額になっていくことは、そもそもの基金の目的に照らしても適切とはいえない。

##### (意見)

当センターでは、県と協議を行い、対象を広げ利用を促進する方向で検討しているとのことである。来年度に向けて、必要な企業に支援が届くような事業となるよう、引き続き検討を行うことが望まれる。

#### ウ. 賛助会員の減少への対応【意見 28】

##### (現状と問題点)

産業経済振興センターでは、賛助会員を募集しているが、【図表 6-5-1】からわかるとおり賛助会員の人数は減少が続いている。賛助会員の獲得は自主財源の確保にも繋がるものである。

【図表 6-5-1】 賛助会員推移

(単位：人)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
法人	79	78	77	75	74
個人	24	24	23	22	22
合計	103	102	100	97	96

(出所：各年度事業報告書)

(意見)

賛助会員を増やすためには、企業や個人にとって有用であると認識してもらう必要がある。岐阜県産業経済振興センターでは、情報検索サービスの無償提供や、図書・ビデオの無償貸し出し、講演会や研修会の優先案内や、定期刊行物の無償配布などを行っている。これに加えて、例えば企業の事業運営にとってアピールの場を作ることも一つの取組みとして考えられる。名古屋市産業振興公社では希望があった賛助員企業については、企業紹介のページを HP で作成し掲載している。このように、賛助会員にとってより有用な制度となるような取組みを検討し、賛助会員の増加につなげることが望まれる。

#### エ. 満足度調査の実施範囲【意見 29】

(現状と問題点)

岐阜県産業経済振興センターでは、県の補助を受けて、コーディネーターを配置し相談事業を行っている。相談事業は、対面と電話、メールなど様々な方法で実施している。センターでは、相談者に対して満足度調査を実施し、相談者の要望等を吸い上げるよう努力している。しかし、満足度調査は、対面での相談時のみ実施しており、昨年度の相談件数 2,626 件のうち、配布は 356 件、回収は 205 件であった。

(意見)

相談事業は、対面と電話、メールを組み合わせる複数回実施することもあるため、2,626 件あったとしても 2,626 人の方が相談に来たわけではない。しかしながら、電話やメールでのみ相談する人もいることから、今後は、メールでの相談の人に対しても、WEB でのアンケート送付などを実施し、より多くの相談者の声を拾うことができる仕組みを検討することが望まれる。

#### オ. モノづくりコーディネーター設置事業の KPI【意見 30】

(現状と問題点)

産業経済振興センターが実施している事業の一つに、モノづくりコーディネーター設置事業がある。これは、岐阜県からの補助事業であり、生産技術や DX 等の経験豊富な専門員が相談対応を実施するものである。産業経済振興センターでは各事業に対して KPI を設定しているが、モノづくりコーディネーターについては、相談件数が KPI として設定されている。

(意見)

モノづくりコーディネーター事業として重要なことは、相談する側が相談によって問題点が解決したかどうかの満足度にあるといえる。

より成果に対する評価を行うために、現状の相談件数に加えて、満足度調査の結果（満足と答えた人の割合）なども入れることが望まれる。

カ. コーディネーターの採用時の提出書類【意見 31】

（現状と問題点）

モノづくりコーディネーターは、金融機関や製造業といった経験豊富な人材を募集し、審査を上採用している。コーディネーターの中には、社会保険労務士や中小企業診断士といった資格を有する者もあり、HP上の各コーディネーターの紹介欄に記載されている。

採用に際して、各資格に対する証明書類の提出までは求めておらず、個人からの報告によって記載している。相談する側からすると、これらの資格は相談を行う上で参考になる情報である。そのため、法人としては資格を有していることを確認する必要があるといえる。

（意見）

今後は、資格を有していることを客観的に確認するため、資格取得を証明する書類について提出を求めることが望まれる。

キ. 相談内容のフォロー状況【意見 32】

（現状と問題点）

相談対応を受けた場合、モノづくりコーディネーターは、相談申込書兼相談受付表を作成しそれぞれが管理している。各コーディネーターは自身の担当について責任をもって状況を把握し、フォローを実施している。コーディネーターの中には統括コーディネーターがおり、統括コーディネーターは状況を把握しているものの、統括事務局を含め全体で情報を共有する場は設けていない。

（意見）

全てのフォロー状況を確認する必要はないが、重要性が高い案件については、フォロー状況の確認・全体で共有することで、他の相談員の意見を聞く場もでき、より相談者の期待に沿った対応ができると考えられる。例えば相談受付表に、アフターフォローの必要性について、低・高で重要度を分け、重要性が高いと判断した案件については、事務局含め全体で共有することが望まれる。

## 6. 地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院

### (1) 団体の概要

#### 【法人概要】

法人名	地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院
所管部署	医療整備課
所在地	岐阜県下呂市森 2211
設立年月日	平成 22 年 4 月 1 日
県出資額 (出資比率)	2,488,178 千円 (100%)
設立目的	医療従事者の確保を容易にし、かつ、機動的、効率的な運営を確保することで、県民が必要とする医療（政策医療、不採算医療等）をより良く、かつ継続的に提供すること
事業内容	医療の提供、医療に関する調査・研究、医療に関する教育・研修、医療に関する地域支援、災害時の医療救護、その他附帯業務

#### 【組織の情報】

(役員)

(単位：人)

	県退職者	県職員	その他	合計
常勤	0	1	3	4
非常勤	0	0	3	3

(事務職員)

(単位：人)

	県退職者	県職員	その他	合計
常勤	0	5	20	25
非常勤	0	0	49	49

#### 【財務情報】

(単位：千円)

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
総収入	4,443,786	3,804,047	3,719,296
経常損益	△248,603	△1,002,340	△977,018
当期損益	△248,824	△1,002,587	△975,941
資産合計	9,981,518	9,043,297	7,808,484
負債合計	6,830,476	6,653,190	6,206,836
利益剰余金	△4,978,924	△5,981,512	△6,957,454

## 【金銭的関与】

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
運営費負担金	1,097,265	1,178,844	1,089,484
委託料	—	—	—
指定管理料	—	—	—
貸付金残高	4,624,387	4,388,110	4,075,089

## (2) 指摘及び意見

## ア. 今後の減損計上の検討【意見 33】

## (現状と問題点)

下呂温泉病院では、令和5年度、令和6年度の2期連続で営業活動から生じるキャッシュ・フローがマイナスとなったことから、減損の兆候を認識している。

固定資産の減損には、ステップがあり、①減損の兆候があるか否か②ある場合は、今の固定資産の帳簿価額を上回るキャッシュ・フローが今後見込めるか③見込めない場合は減損損失を計上する、という流れである。

固定資産の減損に係る地方独立行政法人会計基準及び固定資産の減損に係る地方独立行政法人会計基準注解（抜粋）

第2章 公営企業型地方独立行政法人に適用される固定資産の減損に係る会計基準及び注解

## 第3 減損の兆候

固定資産又は固定資産グループに減損が生じている可能性を示す事象（以下「減損の兆候」という。）がある場合には、当該固定資産又は固定資産グループについて、減損損失を認識するかどうかの判定を行う。減損の兆候としては例えば、次の事象が考えられる。

(1) 固定資産又は固定資産グループが使用されている営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローが、継続してマイナスとなっているか、あるいは、継続してマイナスとなる見込みがあること

～略

## 第4 減損損失の認識

1 減損の兆候がある固定資産又は固定資産グループについての減損損失を認識するかどうかの判定は、固定資産又は固定資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって行い、固定資産又は固定資産グループ中から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、減損損失を認識する。

【図表 6-6-1】 営業活動（業務活動）から生ずるキャッシュ・フロー

（単位：千円）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
業務活動によるCF	171,427	△435,460	△509,229

（出所：下呂温泉病院財務諸表等）

主な理由は、令和5年度以降、コロナ関連の補助金等が減少したことによるものである。なお、減損の兆候があるものの、その後の将来キャッシュ・フローを検討した結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が、帳簿価額を上回るとして減損の認識は行っていない。これは、下呂温泉病院の主要な資産（病院建物）が平成25年使用開始と比較的新しいことから、経済的残存使用年数が長く、将来キャッシュ・フローを算定できる期間も合わせて長くなっていることが要因であると考えられる。

下呂温泉病院が令和6年度末決算で算定した将来キャッシュ・フローの資料を確認したところ、令和6年度に策定した経営改善プランをもとに、右肩上がりの営業収益を見込んでいる。経営改善プランにそった取組状況について、令和7年4月～8月の医業収益の状況を確認したところ、昨年度は見込んでいなかった診療報酬の獲得など効果が表れている部分もあり、入院診療報酬単価は上昇しているものの、外来診療報酬単価は減少している。これは常勤医不在の診療科で単価の高い検査や処置数の実施件数が減少していることが主な要因であると考えられる。

また、将来キャッシュ・フローを策定するにあたり、見込んでいた単価及び人数と、4～8月の単価及び人数の差は以下のとおりである。

【図表 6-6-2】 見込と実績の比較（令和7年度4月～8月）

		令和7年度年間見込×5/12か月分	令和7年度4～8月実績	(参考) 令和6年度4～8月実績
外 来	報酬単価	13,714円	12,632円	13,255円
	患者数	26,375人	25,029人	25,391人
入 院	報酬単価	39,558円	40,711円	40,152円
	患者数	21,747人	18,965人	18,722人

（図表：下呂温泉病院提供資料より監査人が作成）

将来キャッシュ・フローをみると、計画1年目である令和7年度の医業収益は3,086百万円であり、令和6年度の実績2,674百万円から約400百万円の増収を見込んでいる。しかし【図表 6-6-2】のとおり、4～8月時点での状況をみると、入院の報酬単価はやや見込より上振れしているものの、外来報酬単価、外来患者

数、入院患者数はやや計画下振れとなっており、ほぼ前年同水準となっている。

(意見)

令和 7 年度の決算に向けて、月ごとに将来キャッシュ・フローで見込んだ収益・費用の達成状況を確認し、乖離がみられる場合は、将来キャッシュ・フローの算定を達成可能である現実的な数値で算定しなおす必要がある。4～8 月だけでみると、将来キャッシュ・フローで算定した推移はやや厳しい状況にもみえる。全国の病院が同様に厳しい状況にあると言われており、令和 8 年度の診療報酬改定によっても今後の収入は大きく影響を受ける可能性はある。令和 7 年度の決算においては、こういった国の動向も踏まえ、令和 7 年度の実績と推計の比較を行い、今後の将来キャッシュ・フローが確実に達成できる見込みであるかを十分に検討した上で、減損の認識判定について留意されたい。

イ. 経営改善に向けた取組み（外来患者の確保、医師確保）【意見 34】

(現状と問題点)

当法人は、継続して赤字が発生しており、財務状況の改善が大きな課題となっている。令和 6 年度は令和 5 年度と比較してやや改善したものの、約 10 億円の経常損失となっている。継続的な赤字となっている要因としては、下呂地域という過疎地にある病院であることから①人口が減少していく中、大きく患者数の増加が見込めないこと②競争性が働きにくい地域であることから経費が下がりにくいことや、医師・看護師といった医療従事者の確保が難しく、医療従事者の年齢層が上がることもあり、給与水準がやや高い傾向にあることが挙げられる。

下呂温泉病院は総務省が公表している公営企業年鑑において、公営企業型地方独立行政法人の中で、病院の立地条件としての区分が【不採算地区中核病院】に該当する。全公営企業型地方独立行政法人の中で同じ区分になるのは、長野県の本曾病院のみである。

そこで、本曾病院との比較を下記にて実施した。

【図表 6-6-3】 不採算地区中核病院（本曾病院）との比較

		地方独立行政法人 岐阜県立下呂温泉 病院	地方独立行政法人 長野県立病院機構 長野県立本曾病院
概要	一般病床数	178 床	126 床
	療養病床数	28 床	19 床
	感染症病床数	0 床	4 床
診療科数 延患者数	標榜診療科数	26	22
	入院患者	46,316 人	35,829 人

	外来患者	60,707 人	110,969 人
職員数	医師数	22 人	24 人
	看護師数 (准看護師含)	160 人	126 人
	医療技術員	58 人	82 人
	事務職員	25 人	21 人
収益	営業収益 (千円)	3,668,048	4,196,102
	入院収益 (千円)	1,806,545	1,545,562
	外来収益 (千円)	771,225	1,256,289
患者 1 人あたり (注)	入院収益 (円)	39,004	43,137
	外来収益 (円)	12,704	11,321
費用	営業費用 (千円)	4,613,863	4,370,084
	職員給与費 (千円)	2,908,967	2,636,146

(出所：決算統計 令和 6 年度)

(注) 患者 1 人あたり入院収益及び外来収益について、延患者数で除して算出している。

(意見)

① 外来患者の確保について

双方の病院の個別の状況などを踏まえると単純に比較はできないが、同じ「不採算地区中核病院」でありどちらも地域的課題がある先である前提下で、木曽病院と比較すると、入院患者数は多いものの、外来患者数は約 50%程度となっている。

下呂温泉病院でも再編プランに基づき、色々な取組みを実施し、病床利用率は令和 5 年度の 58.2%から、令和 6 年度には 75.5%と改善しているところではあるが、地域の医療需要等も踏まえながら更なるダウンサイジングも含め、引き続き適正な病床数の検討を進めていただきたい。

また、高齢化に伴い通院が厳しい患者が今後増加していくことが見込まれる。訪問診療にも力をいれているとのことであるが、オンライン診療なども含め、地域住民にとってよりよい医療提供についても引き続き検討されることが望まれる。

② 職員給与費及び職員構成について

総務省が公表している公営企業年鑑において、県内の地方独立行政法人の 3 病院と木曽病院を比較した各業種の人員構成は以下のとおりである。

【図表 6-6-4】職員構成について

	職員数	下呂温泉 病院	総合 医療セン ター	多治見病 院	木曽病院
医師	職員数	22	200	171	24

	給与 (※1)	1,429,458	1,361,494	1,265,172	1,400,944
	平均年齢(※2)	47	43	39	54
	平均経験年数 (※3)	19	8	13	8
看護師	職員数	160	728	452	126
	給与 (※1)	470,655	489,529	528,711	533,139
	平均年齢(※2)	41	33	38	45
	平均経験年数 (※3)	19	10	15	13
医療 技術員	職員数	58	289	206	82
	給与 (※1)	431,458	452,345	475,747	497,084
	平均年齢(※2)	39	34	37	43
	平均経験年数 (※3)	13	10	13	10
事務 職員	職員数	25	78	57	21
	給与 (※1)	399,547	468,780	422,690	464,034
	平均年齢(※2)	37	42	44	46
	平均経験年数 (※3)	7	12	22	7

(出所：令和6年度 地方公営企業決算状況調査)

- (※1) (基本給+手当) を年度末職員数で除したもの
- (※2) 延年齢を年度末職員数で除したもの
- (※3) 延経験年数を年度末職員数で除したもの

比較すると、下呂温泉病院では平均経験年数が長い医師が多く、その観点から考えると定着率が高いということも考えられる。一方で、経験年数が高くなるほど給与水準が高い場合が多いと考えられることから、人件費の増加につながると考えられる。また、下呂温泉病院の医師の平均年齢は、総合医療センターや多治見病院と比較すると高く、今後更に平均年齢が上がる場合は、定年退職や健康上の理由による離職などから、医療サービスの継続性に不安が生じることが考えられる。

例えば、鳥取市立病院では、病院独自で奨学金（鳥取市立病院医師奨学金制度の概要）制度があり、当該病院で初期臨床研修（2年間）＋常勤医師として5年間の勤務を条件として返済免除を行っている。このような奨学金制度の設置も検討に、若手医師の獲得のための取組みについて積極的に検討することが望まれる。

#### ウ. 診療科別の経営状況の把握【意見 35】

(現状と問題点)

下呂温泉病院では、診療科ごとの患者数や医業収入、人件費の把握は行っているものの、診療科別の損益計算書は作成していないとのことであった。

(意見)

診療科ごとの経営状況を把握することは、現状どの診療科に患者が多く集まっており地域のニーズと整合しているのか、どの診療科でどれほど赤字が計上されているのか、など今後の経営方針を検討する上で有用な情報になると考えられる。今後は、診療科別の損益計算書を作成し、診療科ごとの状況を把握し、経営方針に反映することが望まれる。

#### エ. DX 化の推進【意見 36】

(現状と問題点)

担当者に対するヒアリングと、資料の閲覧から、事務作業について手作業での実施が多く、作業量が多くなっている現状が見受けられた。例えば、出勤時も医師についてはシステムで管理しているが、コメディカルは手作業で管理されている。また、出勤簿と給与システムが連動していないため、給与計算の際は、出勤簿を手作業で集計している。また、時間外勤務命令簿については、システムで出力したものと手書きのものが混在しており、事務作業が煩雑になっている。

(意見)

経営が厳しい中で、システムの導入は費用がかかることから、すぐに対応することは難しいことも考えられるが、できる範囲から、効率化が図れるところについてはDX化を進めていくことが望まれる。

#### オ. 固定資産の現物実査【指摘 17】

(現状と問題点)

当法人では、出納員が固定資産台帳をもとに各担当課が管理する現物が記載された現物実査計画書を作成し、現物実査計画書をもとに各担当課が現物を確認している。

備品管理が適切になされているかの観点から、関係者にヒアリングを実施し、当法人の台帳に記載されている備品について、サンプルにて実査したところ、人事給与システムのハードウェアについて、現物は総務課 7 台、サーバー室 1 台の計 8 台保管していたが、令和 6 年度において総務課にある 7 台分しか現物実査の対象に含められておらず、サーバー室 1 台の現物実査が行われていないことが判明した。

【図表 6-6-5】令和 6 年度現物実査計画書（器械備品）

総務担当

令和6年度 現物実査実施計画書 (器械備品)

総務担当

現物実査調査日 令和6年〇月〇日

【表】 資産番号	【表】 資産番号 事業課ベッ ト番号	【表】 設備名	【表】 取得金額 (数千円)	【表】 取得年月日	【表】 メーカー・機種名・規格	【表】 現物の用途 (○) 私人	【表】 設備物品	【表】 備考	【表】 調査担当者	【表】 出納員	【表】 現物実査 調査手続完了 確認済	【表】 現物実査 調査手続完了 確認済 (個人印)	【表】 現物実査 調査手続完了 確認済 (個人印)	【表】 現物実査 調査手続完了 確認済 (個人印)
2020000000024-02	*	ハードウェア (人事給与システム)	1,690,000	2 F										

(出所：監査人が撮影)

また、当該人事給与システムのハードウェアについて、実際には 8 台あるところ、固定資産台帳では一式としての数量 1 としか記載されていない。

固定資産名称 メーカー／構造規格	数量	取得年月日	取得価額 (千円)
ハードウェア (人事給与システム)/(株)ニッセイコム	1.00	R3. 3. 31	1,690

(出所：固定資産台帳より監査人が加工)

担当者へのヒアリングの結果、一式という意味で台帳へ数量 1 として登録しているとの回答であったが、台帳の備考欄や資産補足事項に数量に関する記載がなく、台帳において 8 台所有していることが確認できない状態にあった。

(指摘)

実査は、台帳に登録されている固定資産が、もれなく実在しているか否かを確認するための重要な手続きである。そのため、台帳に登録されている個数が問題ないかについても、実物を全て確認することが重要である。今後は、適切な資産管理の観点から現物実査は漏れなく行うべきである。

また、実際の数量というものは資産管理の観点から重要な情報であり、出納員が固定資産台帳をもとに現物実査計画書を作成する際に現物実査対象が漏れることがないように、台帳の備考や、資産補足事項として実際の台数を台帳で確認できるように追記することが望まれる。

## カ. 器械備品の移動【指摘 18】

(現状と問題点)

令和 6 年度において各担当課が現物を確認した結果を確認したところ、現物の保管場所が移動された旨の報告が複数見受けられたため、担当者へのヒアリング並びに関連資料を閲覧した。

当法人の器械備品 (固定資産) の管理マニュアルにおいては、器械備品を各部署間で移動する場合、「器械備品廃棄 (移動) 申出書」を作成し、当該器械備品を引き渡し後、引き受け部署の共用主任者の受領印を受け、管理担当者に引き継ぐ

ことが求められている。

#### 地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院器械備品（固定資産）の管理マニュアル

##### 第3条 器械備品を各部署間で移動する場合

1 引き継ぐ部署の共用主任者は、「器械備品廃棄（移動）申出書」を作成し、当該器械備品を引き渡し後、引き受け部署の共用主任者の受領印を受け、管理担当に引き継ぐ。

2 各担当部署の共用主任者は、固定資産管理簿を整理する。

3 管理担当は、器械備品の移動を固定資産台帳及び固定資産一覧表に整理する。

監査人が令和6年度に提出された器械備品廃棄（移動）申出書を全件カウントしたところ84件あり、うち24件(28.57%)が現物実査のタイミングで移動されていたことが発覚し、器械備品廃棄（移動）申出書を作成されていた。

（指摘）

器械備品（固定資産）の管理マニュアルにおいて器械備品廃棄（移動）申出書の作成時期は明示されていないものの、適切な備品管理の観点、また、効果的で効率的な現物実査の観点から、器械備品を各部署間で移動する場合には、直ちに、器械備品廃棄（移動）申出書を作成するべきである。

#### キ. 「時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務命令簿」の記載【指摘19】

（現状と問題点）

下呂温泉病院では、時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務をする場合、各申請職員等がシステムもしくは手入力で「時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務命令簿」を作成し、各部署の命令権者によって承認された後に、給与担当者へ回付され、給与担当者によって内容を確認する運用となっている。

各申請職員等が、「時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務命令簿」の「日（曜日）」、「業務内容」、「勤務命令時間」及び「休憩時間等」の各項目に、必要事項を記載することになっているが、そのうち「休憩時間等」については申請者本人ではなく給与担当者が各部署の命令権者に確認の上、記載されているものが散見され、また当該「休憩時間等」に関する各部署の命令権者による承認について書類上の整理に不備があった。

（指摘）

下呂温泉病院の運用は、各申請職員等が作成した「時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務命令簿」に対して各部署の命令権者が承認することであるため、「休憩時

間等」についても各職員が記載するべきである。

#### ク. 競争入札の辞退に関する分析【意見 37】

##### (現状と問題点)

下呂温泉病院の競争入札の状況を確認すると、一般競争入札参加申請後、入札参加前に辞退となっているケースが複数見受けられた。辞退にあたっては、相手先から下呂温泉病院へ辞退の連絡があるものの、辞退の理由までは確認していない。

##### (意見)

辞退の理由を確認し、一般競争入札の状況を分析し、下呂温泉病院で解決可能な課題（業務内容等）と解決不可能な課題（相手方のリソース不足等）を識別し、解決可能な課題に対応することが望まれる。

下呂温泉病院では、立地等の要因で取引可能な事業者が限られており、競争原理が損なわれ、契約額が多額となる可能性や提供されるサービス等の質が向上しない可能性が生じることを以前から課題として認識している。また、参加事業者が限られることで、競争入札の本来の目的である公正性、透明性及び経済性が損なわれる可能性がある。競争入札の状況を把握し分析を行うことで、当該課題への対応にも役立たせることができる。

以上のことから、一般競争入札参加申請後に辞退となった場合には辞退の理由を把握し、一般競争入札の状況を分析に役立たせることで、より経済的、効率的かつ効果的な業務契約を締結することが可能となると考える。

#### ケ. 患者未収金分割申請の内容変更【意見 38】

##### (現状と問題点)

下呂温泉病院では、患者が負担すべき診療料及び入院料を、患者からの申請により分割で支払うことが可能である。分割払いとする場合には、患者が「債務承認及び延納（分納）申請書」に月々の返済額等の必要事項を記載して下呂温泉病院に提出する必要がある。

当該申請書提出後に月々の返済額を変更する場合は、患者は下呂温泉病院に電話等で変更した月々の返済額を口頭で伝えるのみである。

口頭のみで変更した場合、双方の認識の相違が生じる可能性があり、何かトラブルが発生する可能性もある。

##### (意見)

口頭で月々の返済額を合意するのではなく、「変更申請書」等の書面で合意することが望まれる。

## コ. 貸倒引当金の算定【意見 39】

### (現状と問題点)

下呂温泉病院では、債権を「一般債権」と「破産更生債権等」の2種類で分類し、「一般債権」には貸倒実績率を用いた一括評価、「破産更生債権等」には財政状態及び経営成績を考慮した個別評価で貸倒引当金を算定している。「破産更生債権等」については、担保以外を貸倒見積高として貸倒引当金を計上している。

### (意見)

「一般債権」と「破産更生債権等」の2種類ではなく、「貸倒懸念債権」を含めた3種類で分類し、それぞれに合った貸倒引当金を計上する必要があると考える。「貸倒懸念債権」とは、経営破綻の状況には至っていないが、債務の弁済に重大な問題が生じているか又は生じる可能性の高い債務者に対する債権を指すため、「一般債権」よりも貸し倒れる可能性が高く、「破産更生債権等」よりも貸し倒れる可能性が低い債権である。「一般債権」と経営破綻又は実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権である「破産更生債権等」のみの分類だと、債権者が経営破綻又は実質的に経営破綻に陥るまでの間は、債務の弁済に重大な問題が生じている債権者に対する債権においても、「一般債権」として貸倒実績率を用いた一括評価で貸倒引当金の計上がなされることとなり、実態に合った貸倒引当金の計上がなされない。また、財務諸表上、貸倒引当金は資産の控除科目であるため、貸倒引当金が実態に合わず過少に計上されている場合には、債権が過大となっているため、地方独立行政法人会計基準における真実性の原則の観点からも望ましくないと考える。

以上より、債権を「一般債権」、「破産更生債権等」及び「貸倒懸念債権」に分類し、それぞれの算定方法に基づいて貸倒引当金を算定し、財務諸表上に適正に表示することが望まれる。

## 7. 岐阜県住宅供給公社

### (1) 団体の概要

#### 【法人概要】

法人名	岐阜県住宅供給公社
所管部署	都市建築部住宅課
所在地	大垣市今宿6丁目52番地18 ワークショップ24 6階
設立年月日	昭和41年4月1日
県出資額 (出資比率)	550,000千円(99.8%)
設立目的	住宅を必要とする勤労者に対し、居住環境の良好な集団住宅及びその用に供する宅地を提供し、もって住民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与する。
事業内容	一般賃貸住宅、高齢者向け賃貸住宅及び公営住宅等の維持管理業務。割賦金債権の回収業務等。

#### 【組織の情報】

(役員)

(単位：人)

	県退職者	県職員	その他	合計
常勤	2	1	0	3
非常勤	0	2	6	8

(職員)

(単位：人)

	県退職者	県職員	その他	合計
常勤	4	0	43	47
非常勤	0	0	5	5

#### 【財務情報】

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
総収入	1,835,304	1,898,131	2,016,599
経常損益	65,499	7,691	29,103
当期損益	65,746	7,749	29,192
資産合計	6,525,940	6,597,782	6,295,083
負債合計	5,760,502	5,824,594	5,492,702
利益剰余金	214,338	222,088	251,280

## 【金銭的関与】

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
補助金・助成金	3,173	2,733	—
委託料	991,498	1,084,897	1,281,734
指定管理料	—	—	—
貸付金残高	280,000	230,000	180,000

## (2) 指摘及び意見

## ア. 賃貸住宅事業の減損の兆候【指摘20】

(現状と問題点)

住宅供給公社では、4か所の賃貸住宅事業（うち2か所は店舗も含む）を実施している。公社では、4か所の賃貸事業をまとめて減損の判定を実施している。

令和5年度及び令和6年度の4か所の賃貸事業のそれぞれの収支状況は以下のとおりである。

【図表6-7-1】 4か所の賃貸住宅の収支状況（店舗除く）

(単位：千円)

住宅名 /戸数	愛宕賃貸住宅 239戸	別府賃貸住宅 90戸	メゾン東大垣 96戸	花みずき 65戸
入居戸数	200戸	35戸	46戸	34戸
事業収益	110,399	23,403	29,666	24,017
事業原価	62,463	35,199	38,169	41,801
差引損益	47,936	△11,795	△8,502	△17,784
一般管理費	2,032	765	816	569
事業損益	45,904	△12,561	△9,319	△18,353
有形固定資産 未償却残高	32,265	68,647	131,619	259,875

(出所：公社資料「令和6年度事業計画・資金計画」、「令和6年度 賃貸管理資産事業損益」及び「減価償却累計額」より監査人が集計)

住宅供給公社では、4つの賃貸住宅全体（合計）として、事業損益が黒字であることから、減損の兆候は見受けられないと判断している。

住宅供給公社の会計基準として、地方住宅供給公社会計基準がある。その中で、減損については「地方住宅供給公社に係る減損会計処理基準」に定められている。地方住宅供給公社に係る減損会計処理基準では、減損を認識する対象資産については「資産又は資産グループ」で認識する旨が記載されている。

地方住宅供給公社に係る減損会計処理基準

第2章 減損処理の実務

(減損処理の実施手順)

第5 減損処理の実施の手順は、以下のとおりとする。

対象資産について、「資産又は資産グループ」の確定を行う。

資産又は資産グループについて、減損が生じている可能性を示す事象があるかどうかの識別を行う。

…略…

(資産又は資産グループ)

第6 資産又は資産グループは、以下のとおりとする。なお、当期行われた資産グルーピングは、原則として、翌期以降の会計期間においても同様に行う。

賃貸事業資産

一般賃貸住宅等の賃貸住宅資産及び店舗等の賃貸施設資産などの賃貸事業資産については、その管理経営における実質的・地域的な管理形態をなす単位（以下「団地」という。）をグルーピング単位とする。

(減損の兆候)

第7 資産又は資産グループについて、減損の兆候（減損が生じている可能性を示す事象）があるかどうかの識別を行う。

この減損の兆候とは、以下の事象に該当する場合をいう。

(1) 資産又は資産グループの事業活動から生ずる損益が、継続してマイナスとなっているか、あるいは、継続してマイナスとなる見込みであること

…略…

先に述べたとおり、公社では、減損の検討をするにあたり、4つの賃貸事業を1つの資産グループとしている。しかし、基準に照らしてみると、4つの賃貸住宅は、地理的にも離れた場所にあり実質的・地理的な管理形態をなす単位とはいえない。例えば、同一の賃貸住宅群であり、団地としては1つということであれば、まとめて複数の賃貸住宅をグループとすることもあるが、今回の4つの賃貸事業は、それぞれが独立した賃貸事業である。

(指摘)

上記より、本来は4つの賃貸不動産それぞれについて、減損の要否の判定を行うべきである。収支状況を見ると、別府賃貸住宅・メゾン東大垣・花みずきの3つの賃貸住宅については、2期連続で赤字となっており、減損の兆候があるといえる。なお、事業収益は家賃収入や共益費、駐車場収入など入居者に比例するものであるのに対して、事業原価は減価償却費や維持修繕費、共用部管理費や公租公課など、入居戸数に関係なく発生するものが多い。

【図表 6-7-2】各住宅の状況

(単位：千円)

住宅名 /戸数	愛宕賃貸住宅	別府賃貸住宅	メゾン東大垣	花みずき
	239 戸	90 戸	96 戸	65 戸
入居戸数 <sup>(1)</sup>	200 戸	35 戸	46 戸	34 戸
事業収益 <sup>(2)</sup>	110,399	23,403	29,666	24,017
1 戸あたり事業収益 <sup>(3)=(2)÷(1)</sup>	552	668	644	706
事業原価＋ 一般管理費 <sup>(4)</sup>	64,495	35,965	38,985	42,371
事業原価を 賄うために 必要な戸数 <sup>(5)=(4)÷(3)</sup>	117 戸	53 戸	60 戸	60 戸
現在入居戸数 との差	+70%	△33%	△23%	△43%

(出所：監査人が算定)

上記でみると、花みずきは現状事業原価を賄うための戸数の半分程度しか入居していないことがわかる。今後は、上記の状況も踏まえ各住宅で減損の兆候を判定し、将来各住宅から得られる割引前キャッシュ・フローと各事業の資産の帳簿価額を比較し、適切な減損の認識・測定を行うべきである。

## イ. 不在届の提出【指摘 21】

(現状と問題点)

県と公社の契約書においては、不在住宅（30 日以上公営住宅を使用しない場合）の可能性のある場合は、実態調査及び指導を実施し、その記録を県へ報告することとなっている。

令和 6 年度岐阜県県営住宅管理代行当契約書（抜粋）

別表第 1（県営住宅管理事務仕様書）

V 入居対策に関すること

3 不在住宅に関すること

(1) 不在住宅の可能性のある場合実態調査及び指導を実施し、その記録及び甲へ報告すること。

また、県では、県営住宅条例において、下記のとおり、入居者に届出書の提出を求めている。

## 岐阜県公営住宅条例

(入居者の届出等)

第二十条 入居者は、次の各号の一に該当するときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

- 一 同居者が死亡し、又は退去したとき。
- 二 公営住宅を三十日以上使用しないとき。
- 三 前項第二号の公営住宅を使用しない期間が引き続き六十日を超えるときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

公社の担当課にヒアリングしたところ、入居者が不在届を提出しないまま、不在にされた場合、後から不在届を提出いただくことはしていないとのことであった。

(指摘)

入居者の不在届については、長期間住民が不在となる場合に、住宅設備の不具合や漏水・火災等の事故についての緊急時の対応や、警備を強化するなど空き巣などの犯罪リスクを回避するなどの対応が可能となることから、提出を求めているものと想定される。条例にも定められているものであり、基本的には必ず入居者には不在届を提出するよう、周知徹底するべきである。また、長期不在にする場合は転貸や不正利用等も疑われることから、利用状況を適切に把握するためにも、万が一事前に提出されなかった場合は、事後的であっても不在届を提出させるべきである。

## ウ. 物品一覧表と固定資産台帳の整合性【指摘 22】

(現状と分析)

住宅供給公社では、総務課が作成する物品一覧表と、会計課が作成する個々の固定資産管理台帳がある。それぞれ物品の管理（物品一覧表）と、減価償却費の計上といった固定資産の会計上の管理（固定資産管理台帳）という目的が異なり、総務課と会計課がそれぞれ目的に沿って作成している。

公社では、毎年、固定資産実査を行っているが、その際、照合の元になっているのは総務課が作成している物品一覧表である。一方で、決算書上の固定資産の金額は、会計課が作成した固定資産管理台帳を元に計上している。物品一覧表と固定資産管理台帳の整合性は確認されておらず、今の状況では、決算書上の固定資産の実在性を確認しているとはいえない。

(指摘)

今後は、固定資産管理台帳と物品一覧表の整合性を確認すべきであり、一致を

確認した上で、固定資産実査を行うべきである。また、事務効率化の観点からも、双方を1つの管理台帳とすることも検討されたい。

#### エ. タウンビル事業のリスクと管理【意見 40】

##### (現状と問題点)

住宅供給公社では、過去にタウンビル事業（住宅事業公社が土地主に対して建物の建築資金を貸し付け、土地主は、建物の入居者から受け取る賃貸収入で住宅供給公社に対して割賦金の返済を行う事業）を実施しており、現在も割賦未収金残高がある。令和6年度中に滞納はなく、計画に応じて償還はなされている状況であり、令和6年度期首に763百万円あった未収金残高は、令和6年度末に657百万円となっている。これらの未収金に対しては、状況に応じて貸倒引当金が計上されている。現在は計画に沿って償還されているものの、依然として残高は多額であり、これらが貸し倒れた場合の住宅供給公社に与える影響は大きくリスクが高い事業であるといえる。そのため、住宅供給公社としては債務者である土地主に対して密に連絡をとり、状況を把握し、滞納が生じないようにすることが重要である。住宅供給公社は、債務者から、毎年「タウンビル事業状況報告書」として、収入（賃貸料やテナント料等）や、必要経費について記載する報告書の提出を依頼している。令和6年度の事業状況報告書を確認したところ、一部の債務者が提出していない状況であった。住宅供給公社としては、未提出の債務者に対して提出をお願いしているとのことであったが、全件回収には至っていない。

##### (意見)

債務者によっては、返済が厳しくなり、条件変更を行っている先もある。年に一度事業状況報告書を提出することは、割賦未収金の今後の回収が安定的に行われるかどうか確認するためにも重要であると考えられる。また、県の外郭団体が実施する事業として、公社が当事業に対してどのように管理しているのかを説明できる体制にしておくことは重要である。そのため、事業状況報告書の提出について、厳しく債務者に依頼することが望まれる。また、今後も計画に応じた返済がなされるよう、債務者をモニタリングしていくことが重要である。

オ. HP 上の掲載不備【意見 41】

(現状と問題点)

岐阜県住宅供給公社の HP では、賃貸住宅や分譲住宅の情報提供を行っている。しかし、HP 上で、リンク切れとなっている箇所が発見された。

【図表 6-7-3】住宅供給公社 HP (令和 7 年 10 月 14 日時点)



クリックするとエラーが発生する



## Not Found

The requested URL was not found on this server.

(意見)

適切な情報提供の観点から、HP に不備がないよう定期的にメンテナンスを行うことが望まれる。

カ. 賞与引当金の法定福利費分の未計上【指摘 23】

(現状と問題点)

令和 6 年度の決算書の確認及び担当者にヒアリングしたところ、計上されている賞与引当金に、法定福利費（社会保険料等）分は計上されていないとのことであった。

企業会計原則（注 18）では、当期の負担に属する金額を引当金として計上する旨が記載されており、将来の発生可能性が高く、見積もることが可能であることから、実際に支給したタイミングにかかわらず、法人側が負担する賞与に係る社会保険料については、賞与引当金と同時に計上するべきであると考えられている

## 企業会計原則注解（注 18）

将来の特定の費用又は損失であつて、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる場合には、当期の負担に属する金額を当期の費用又は損失として引当金に繰入れ、当該引当金の残高を貸借対照表の負債の部又は資産の部に記載するものとする。

製品保証引当金、売上割戻引当金、返品調整引当金、賞与引当金、工事補償引当金、退職給与引当金、修繕引当金、特別修繕引当金、債務保証損失引当金、損害補償損失引当金、貸倒引当金等がこれに該当する。

発生の可能性の低い偶発事象に係る費用又は損失については、引当金を計上することはできない。

公益法人においても、内閣府「平成 27 年度 公益法人の会計に関する諸課題の検討結果について」において、以下のとおり記載されており、企業会計原則注解と同様の考え方をすることが前提である。

### 「平成 27 年度 公益法人の会計に関する諸課題の検討結果について」

#### I 企業会計基準の公益法人への適用について

一般社団法人及び一般財団法人に課する法律（平成 18 年法律第 48 号）において、一般社団法人及び一般財団法人の会計は「一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする」（第 119 条・第 199 条）と規定されており、企業会計基準もその抛りどころの一つとなり得る。

企業会計基準は、公益法人会計基準（平成 20 年 4 月 11 日内閣府公益認定等委員会。以下「20 年基準」という。）において既にその適用が前提とされているものがある ～略～

なお、令和 6 年 12 月に改正の公益法人会計基準において、引当金は次のように規定されているので参考にされたい。

### 公益法人会計基準（令和 6 年 12 月）

#### 第 8 引当金

115. 引当金として、以下のものを計上する。

(1) 将来の費用又は損失であつて、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつその金額を合理的に見積もることができる場合には、当該金額を引当金として負債に計上するとともに、当期の負担に帰すべき金額を費用

に計上する。～略～

(指摘)

賞与に係る社会保険料（法人負担分）については、賞与引当金計上時に併せて算定し、賞与引当金に含める又は未払費用として計上する必要がある。

## 8. 公益社団法人岐阜県森林公社

### (1) 団体の概要

#### 【法人概要】

法人名	公益社団法人岐阜県森林公社
所管部署	林政部森林保全課
所在地	岐阜県美濃市生櫛 1612 番地 岐阜県中濃総合庁舎 5 階
設立年月日	昭和 41 年 11 月 1 日
県出資額 (出資比率)	2,620 千円 (47.8%)
設立目的	地球温暖化防止、水源涵養、県土の保全等森林の多面的機能を發揮する森林の整備・保全を図るとともに森林資源の育成を進め、併せてこれらを担う人材の育成・確保の支援を図ることにより、もって地域経済の発展及び住民の安全で豊かな生活に寄与する。
事業内容	森林整備、白山林道管理、林業労働力対策

#### 【組織の情報】

(役員)

(単位：人)

	県退職者	県職員	その他	合計
常勤	1	0	0	1
非常勤	0	1	15	16

(職員)

(単位：人)

	県退職者	県職員	その他	合計
常勤	3	7	16	26
非常勤	0	0	0	0

#### 【財務情報】

(単位：千円)

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
総収入	1,573,397	1,337,962	1,318,011
経常損益	213,346	285,280	215,462
当期損益	4,289	193,265	44,750
資産合計	61,503,476	61,487,610	61,136,953
負債合計	40,715,264	40,617,674	40,609,388
利益剰余金	—	—	—

## 【金銭的関与】

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
補助金・助成金	423,494	383,088	387,565
委託料	26,537	26,757	16,827
指定管理料	—	—	—
貸付金残高	16,891,802	17,133,209	17,284,715

## (2) 指摘及び意見

## ア. 森林資産以外の資産の評価【指摘24】

## (現状と問題点)

公社では、分収造林森林資産について減損の兆候判定を行っているものの、その他の有形固定資産については、時価評価を行っていない。

林業公社会計基準において、森林資産に係る固有の会計処理として、森林資産の減損処理について規定されているが、森林資産以外の資産についても時価評価を行う旨が規定されている。

## 林業公社会計基準及び同注解（抜粋）

## (固定資産の計上基準)

第18条 固定資産については、取得原価をもって貸借対照表価額とする。

ただし、時価が著しく下落したときは、回復の見込みがあると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とし、その取得原価と時価の差額（減損損失という。）は、当期の経常外費用として処理しなければならない。

## (指摘)

森林資産以外の資産について、公社は建物や建物付属設備、構築物等を保有している。これらについても、時価の下落の有無について検討を行うべきである。

## イ. 岐阜県森林公社と木曾三川水源造成公社の費用按分比率【意見42】

## (現状と問題点)

岐阜県森林公社と、木曾三川水源造成公社の2つの公社は、事務所も同施設内の隣あった場所にあり、事業内容も重複していることから、事務は一部共同で実施している。その際に、人件費及び共通経費の按分基準について協定を締結しているが、当該按分比率について、基準が明確にされておらず、当該按分比率の妥当性を確認することができなかった。

## (意見)

事務の効率化のために、共同で事務を行うなどを実施することは有用である。

しかしながら、法人が異なる以上、按分比率の変更によって費用額が変わることがあり、法人の利益にも影響することから、按分基準の協定の締結にあたっては、按分比率の妥当性が検討できる形で妥結することが望まれる。なお、前期の按分比率から大きく変更がある場合は、その理由について明確にしておくことが望まれる。

また、固定資産の購入において、比較的金額が大きい固定資産で、共同で利用できるものに関しては、片方の法人で購入し、使用料等は払わずに共同で利用している場合がある。このような利用の場合、固定資産を購入していない側の費用認識は不適切になる恐れがある。また、どちらの法人が資産管理を行うのか、不正利用や資産の流用があった場合に、責任関係が曖昧になる恐れもある。今後は、別法人である以上、固定資産の共同利用においても協議書等を締結し、責任や費用負担について明確にすることが望まれる。

#### ウ. 通行料の改定の検討【意見 43】

(現状と問題点)

公社の事業の一つに、白山林道管理事業がある。これは、「白山白川郷ホワイトロード」の維持管理及び整備を実施する事業である。白山白川郷ホワイトロードは、岐阜県と石川県をつなぐ道であり、岐阜県側の道路の管理を、森林公社が実施している。雪の影響から通行期間は例年6月上旬～11月中旬までとなっている。

白山林道管理事業の主な収入は、道路通行料と、県からの補助金である。コロナの影響もあり、通行車両は減少傾向にあったが、近年はやや増加傾向にある。通行料は、【図表 6-8-1】のとおりで、平成 26 年に利用者の増加のため、値下げを行っている。

【図表 6-8-1】 通行料の変化 (参考：普通自動車)

	通行料 (平成 26 年まで)	通行料 (平成 27 年以降)
普通車	3,240 円	1,700 円

(意見)

現状白山林道管理事業は、約 4 百万円の赤字が計上されている。これを解消するためには、通行車両を増やす、又は通行料を見直すかのどちらかになる。公社としては、白山白川郷ホワイトロードは、通常の道路ではなく、紅葉等景観も含めた観光道路の位置づけである。観光道路であることを活かし、通行車両を増やすために、公社はイベントの開催や SNS を含めた宣伝に力を入れている。一方で、通行料の見直しについては近年実施していない。通行料は石川県と協議の上決定されるため、岐阜県のみで検討できない状況ではあるが、県の税金で補填されて

いる現状を鑑み、通行料の改定について協議することが望まれる。

エ. 林業の人材獲得に向けた意見の聞き取りと分析【意見 44】

(現状と問題点)

林業については、林業人材の育成・獲得が課題の1つである。公社が実施している林業労働力対策事業では、相談件数が602件(重複しての相談があるため、実際の相談人数は200人程度)であり、実際に斡旋するのがそのうち30件程度である。

(意見)

相談を受けた方全員について、斡旋までいくのが難しいのは理解できるが、少しでも斡旋につながる可能性を高くするため、相談にきたものの斡旋につながらなかった人に対して、アンケートをとるなどし、分析・対策を行った上で、斡旋につながる件数が増える対策を行うことが望まれる。

オ. 消耗品の管理【意見 45】

(現状と問題点)

岐阜県森林公社では、岐阜県森林公社会計規程において、備品台帳に計上すべきものを耐用年数1年以上かつ取得価額5万円以上20万円未満として規程されている。公社の備品台帳を確認したところ、5万円未満のものについても、備品台帳に計上されていた。実査は備品台帳を元に実施していることから、前年度まで、5万円の通常消耗品として処理されるものまで実査の対象となり、過剰な実査となっていた。

(意見)

担当者に確認したところ、来年度から、5万円未満の消耗品については、備品台帳から削除し、消耗品台帳を作成する予定とのことであった。この変更により、備品台帳は、本来備品として管理すべきもののみが計上されるため、改善されると考えられる。一方、消耗品については、通常金額が少額かつ、量が多いことが考えられ、在庫管理が目的となることから、消耗品台帳を作成するにあたっては、過度な事務負担とならないような管理を行うことが望まれる。事務の効率化も踏まえて、今後の消耗品・備品の管理を検討することが望まれる。

カ. 固定資産対象の金額【指摘 25】

(現状と問題点)

公社では耐用年数が1年以上かつ20万円以上のものを固定資産として計上している。固定資産台帳の閲覧及び固定資産の実物確認を行ったところ、一部上記の

会計規程から外れた 20 万円未満のものについても固定資産として計上されている事例が見受けられた。

資産名	取得年月日	取得価額 (円)	期末帳簿価額 (円)
机椅子 (応接用)	H24. 3. 1	87, 612	1

上記の机椅子については、価格が 20 万円未満であることから、本来は資産計上すべきものではなかった。このように、規程に従って固定資産の判断がなされていない場合、同じものを購入した場合でも、備品・固定資産と別の科目に計上されることにもなり、統一的な会計処理とならないリスクがある。

(指摘)

今後は、会計規程に従い、適切に判断するべきである。

#### キ. 分収造林契約の満了に係る収益と損失の計上区分【意見 46】

(現状と問題点)

分収造林事業とは、分収林特別措置法（昭和 33 年法律 57 号）に基づいて、土地所有者から預かった土地に、公社が造林者と費用負担者となり、スギ、ヒノキ等を植え、育て、将来生長した木材を伐採したときに土地所有者と伐採に伴う収益を分収する事業である。費用負担と収益の分収については、公社と土地所有者の間で締結される分収造林契約において定められている。

主伐期日を迎え、分収造林契約が満了すると、植林した全ての木を伐採するか、公社の分収割合に基づく立木面積分のみ伐採し、土地所有者へ契約地を返還することとなる。満了日を迎えた分収造林契約がある年度は、当該主伐に係る収益とこれまで植林及び保育にかけてきた費用が計上されることになる。

令和 6 年度にも満了日を迎えた分収造林契約があり、当該契約満了に基づく収益は経常収益の間伐木材販売収益として計上され、費用は経常外費用の分収契約解約損失として計上されていた。

林業公社会計基準及び同注解では、下記のとおり規定されている。

#### 林業公社会計基準及び同注解（抜粋）

第 1 章～第 3 章 略

第 4 章

第 23 条 正味財産増減計算書は、公社の事業活動の状況を明らかにするため、当該事業年度における正味財産のすべての増減内容を明瞭に表示するものでなければならない

(1) ～ (3) 略

(費用収益対応の原則)

(4) 費用及び収益は、その発生源から従って明瞭に分類し、各収益項目とそれに関連する費用項目とを正味財産増減計算書に対応表示しなければならない。

第5章～附則 略

(注1)～(注17) 略

(注18) 一般正味財産増減の部における経常外増減に属する項目について

一般正味財産増減の部における経常外増減に属する項目には、臨時的項目及び過年度修正項目がある。なお、経常外増減に属する項目であっても、金額の僅少なものは、経常増減の区分に記載することができる。

(注19)～(注27) 略

(意見)

林業公社会計基準第23条にあるように、「収益項目とそれに関連する費用項目と正味財産増減計算書に対応表示しなければならない」と定めており、経常収益には経常費用が、経常外収益には経常外費用が対応することが一般的である。また、林業公社会計基準注解18にあるように、金額が僅少なものを除き臨時的項目は経常外増減に属するものとして整理されている。

分収造林契約は当初、契約年から60年後を主伐開始の年と定めていたが、育成状況の変化に伴い契約年から100年後を主伐開始の年とする契約内容に変更している。契約期間の延長については、令和3年度末時点で94%が土地所有者との合意がとれている。残りの6%の契約については、従前の60年後の主伐開始のまま契約満了を迎えるものであり、令和6年度はこのケースに該当する。

令和6年度の分収契約満了に伴う収益及び費用については、契約期間の延長ができなかった一部の契約に係る分であり、臨時的項目とすることが自然であるため、分収契約解約損失として経常外費用に計上することは適切な会計処理である。一方、費用を臨時項目として計上しているのにも関わらず、対応する収益が間伐木材販売収益として経常収益に計上されることの妥当性は乏しい。令和6年度のケースでは、収益についても経常外収益として計上することが望ましいと考えられるため、令和7年度以降の会計処理には留意されたい。

#### ク. 賞与引当金の法定福利費分の未計上【指摘26】

(現状と問題点)

令和6年度の決算書の確認及び担当者にヒアリングしたところ、計上されている賞与引当金に、法定福利費(社会保険料等)分は計上されていないとのことであった。

企業会計原則(注18)では、当期の負担に属する金額を引当金として計上する旨が記載されており、将来の発生可能性が高く、見積もることが可能であることから、実際に支給したタイミングにかかわらず、法人側が負担する賞与に係る社

会保険料については、賞与引当金と同時に計上するべきであると考えられている

#### 企業会計原則注解（注 18）

将来の特定の費用又は損失であつて、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる場合には、当期の負担に属する金額を当期の費用又は損失として引当金に繰入れ、当該引当金の残高を貸借対照表の負債の部又は資産の部に記載するものとする。

製品保証引当金、売上割戻引当金、返品調整引当金、賞与引当金、工事補償引当金、退職給与引当金、修繕引当金、特別修繕引当金、債務保証損失引当金、損害補償損失引当金、貸倒引当金等がこれに該当する。

発生の可能性の低い偶発事象に係る費用又は損失については、引当金を計上することはできない。

公益法人においても、内閣府「平成 27 年度 公益法人の会計に関する諸課題の検討結果について」において、以下のとおり記載されており、企業会計原則注解と同様の考え方をすることが前提である。

#### 「平成 27 年度 公益法人の会計に関する諸課題の検討結果について」

##### I 企業会計基準の公益法人への適用について

一般社団法人及び一般財団法人に課する法律（平成 18 年法律第 48 号）において、一般社団法人及び一般財団法人の会計は「一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする」（第 119 条・第 199 条）と規定されており、企業会計基準もその抛りどころの一つとなり得る。

企業会計基準は、公益法人会計基準（平成 20 年 4 月 11 日内閣府公益認定等委員会。以下「20 年基準」という。）において既にその適用が前提とされているものがある ～略～

なお、令和 6 年 12 月に改正の公益法人会計基準において、引当金は次のように規定されているので参考にされたい。

#### 公益法人会計基準（令和 6 年 12 月）

##### 第 8 引当金

115. 引当金として、以下のものを計上する。

(1) 将来の費用又は損失であつて、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつその金額を合理的に見積もることができる場合には、当該

金額を引当金として負債に計上するとともに、当期の負担に帰すべき金額を費用に計上する。～略～

(指摘)

賞与に係る社会保険料（法人負担分）については、賞与引当金計上時に併せて算定し、賞与引当金に含める又は未払費用として計上する必要がある。

## 9. 公益財団法人岐阜県スポーツ協会

### (1) 団体の概要

#### 【法人概要】

法人名	公益財団法人岐阜県スポーツ協会
所管部署	観光文化スポーツ部地域スポーツ課
所在地	岐阜市長良福光大野 2675-28 岐阜メモリアルセンター内
設立年月日	1972年7月24日
県出資額 (出資比率)	950,750千円(59.4%)
設立目的	スポーツを普及振興して、県民の体力向上を図り、スポーツ精神を養うことを目的とする。
事業内容	(公財)日本スポーツ協会の下部組織として、国の施策や方針等を県内の加盟団体に普及するとともに、本県アマチュアスポーツの統括的な団体とし、下記事業を行う。 スポーツ振興のための根本方針を確立すること。 公益財団法人日本スポーツ協会との連携を図ること。 加盟団体の強化発展と相互の連絡調整を図ること。 国民スポーツ大会に派遣する岐阜県を代表する競技者及び役員を選定すること。 岐阜県民スポーツ大会を開催すること。 講習会、スポーツ教室、その他スポーツに関する各種事業の実施及び援助をすること。 競技力の向上を図ること。 スポーツ少年団を育成すること。 総合型スポーツクラブを育成すること。 スポーツ推進に関する表彰・顕彰に関すること。 スポーツ施設の運営管理に関すること。 スポーツに関する調査研究をすること。 スポーツの宣伝、啓発を図ること。 その他本会の目的達成に必要な事業を行うこと。

#### 【組織の情報】

(役員)

(単位：人)

	県退職者	県職員	その他	合計
常勤	2	0	0	2
非常勤	21	16	108	145

(職員)

(単位：人)

	県退職者	県職員	その他	合計
常勤	3	1	50	54
非常勤	6	0	23	29

【財務情報】

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
総収入	1,250,868	1,305,830	1,411,953
経常損益	△ 13,533	13,609	13,164
当期損益	△ 13,605	13,537	11,832
資産合計	1,993,369	1,937,867	1,977,446
負債合計	273,212	204,146	231,892
利益剰余金	133,301	146,838	158,671

【金銭的関与】

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
補助金・助成金	55,339	239,966	236,739
委託料	197,786	33,097	33,190
指定管理料	680,730	666,836	735,560
貸付金残高	—	—	—

## (2) 指摘及び意見

## ア. 各施設の収支の把握【意見47】

(現状と問題点)

岐阜県スポーツ協会で管理する県の施設は、岐阜メモリアルセンター、岐阜県長良川球技場、岐阜県スポーツ科学センター、御嶽濁河高地トレーニングセンターがある。各施設の利用料金は、岐阜県の条例で上限額が定められている。協会は物価高騰している状況に合わせて、近隣他施設の利用料金とも比較しながら、利用料の改定を検討している。

現状、各施設内のアリーナ・運動場といった利用料区分での分析は、収入については把握しているものの、収支分析は実施していない状況である。

(意見)

今後の利用料改定のためにも、どの施設でどのぐらいの費用がかかっているのか、収入で賄い切れているのかを把握することは有用であると考え。共通経費が多いため精緻な分析をすることは困難であると考えられるが、例えば、面積や利用人数で按分するなどの基準を設けて、簡易的な収支分析を実施することが望

まれる。

#### イ. 相見積もりの提出【意見 48】

##### (現状と問題点)

県は、岐阜県スポーツ協会へ補助事業を実施している。その中の一つに、特殊器具整備事業がある。これは、技術革新に伴い器具及び用具の性能向上が著しい競技及び他の競技と比較して競技の実施に係る経済的な負担が大きい競技において、選手強化のための器具等の整備を目的とするものである。そのため、あらかじめ登録された団体について、特殊器具の購入にあたり協会が県からの補助金を原資として助成を行うものである。

当初、購入を希望する器具について、各団体から見積書が提出され、最終的には県予算に応じて助成金額が決定される。提出される見積書は特殊器具であり、扱う店舗が多くないことから、相見積もりをとることは定められていない。

##### (意見)

提出される見積書は、県民の税金である県からの補助金を配分するための資料であり、金額が妥当であるかどうかを確認するために相見積もりを提出させることは重要であると考え。どうしても相見積もりを提出できない場合を除き、原則として相見積もりの提出を促すことが望まれる。

#### ウ. 理事の理事会参加【意見 49】

##### (現状と問題点)

岐阜県スポーツ協会の理事・評議員の定数は、定款により、理事27名以上32名以内、評議員は85名以上95名以内となっている。実際の人数は、令和7年6月27日現在で、理事が31名、評議員が91名となっている。評議員の人数が多くなっているのは、スポーツによって意見の偏りが発生しないように、県内各加盟スポーツ団体から評議員を選出しているためである。なお、理事・評議員の多くが無報酬で行っている。

令和6年度の理事会の議事録を確認したところ、合計3回の理事会のうち、全ての理事会で10名以上の欠席が発生していた。また、3回とも全て欠席している理事も複数名発見された。過半数である16名以上の理事は出席していることから、理事会の成立について法律上問題はない。しかしながら、欠席が常態化している理事がいる場合、一部の理事に運営判断や意思決定が偏ってしまう、あるいは多様な意見の反映がされにくくなるリスクが生じる。また、理事会は協会の重要事項を決定する機関であるにもかかわらず、出席者が限定されることで会議が形骸化されているのではないかと、という疑問点も生じる。

(意見)

今後は、理事を選任する際に、過去の理事会出席率なども考慮するとともに、理事としての期待役割を果たしていただけるのかを含め、適正な人選であるかどうかを今以上に検討した上で、選任されることが望まれる。

エ. 不要な公印の廃棄【意見 50】

(現状と問題点)

監査実施時点で、公印の保管状況を確認したところ、改称前の公印が保管されていた(【図表 6-9-1】参照)。

【図表 6-9-1】旧法人名称の公印



(出所：監査人が撮影)

岐阜県スポーツ協会は、令和2年4月1日に「公益財団法人岐阜県体育協会」から「公益財団法人岐阜県スポーツ協会」に名称を変更している。公印規程に基づけば、不用となった公印は5年間の保存後に廃棄しなければならないとされている。

公益財団法人岐阜県スポーツ協会 公印規程 (抜粋)

(廃止公印の処理)

第6条 不用となった公印は、5年間保存し、保存期間を経過したものは、償却その他の方法により廃棄しなければならない。2 公印の新調、改刻及び廃止は、会長の承認を得なければならない。

(意見)

令和7年4月1日時点で5年が経過しているため、誤使用等を防ぐためにも速やかに廃止に係る会長承認を得て廃棄されることが望まれる。

オ. 賞与引当金の未計上【指摘 27】

(現状と問題点)

岐阜県スポーツ協会の法人形態は、公益財団法人である。貸借対照表を確認したところ、当財団において賞与引当金が計上されていなかった。

公益法人会計基準は、令和6年12月に改定され、改定後の公益法人会計基準（以下「公益法人会計基準（令和6年12月）」では、以下のとおり引当金について列挙されている。

公益法人会計基準（令和6年12月）

8. 引当金

～略～

116. 引当金には、例えば、以下のものがある。

- (1) 貸倒引当金
- (2) 賞与引当金
- (3) 退職給付引当金
- (4) 債務保証損失引当金

なお、公益法人会計基準（令和6年12月）の適用開始時期は、令和7年4月1日開始の事業年度からであり、今回監査の対象である令和6年度の決算書は、上記の公益法人会計基準は適用前になる。

しかしながら、改正前の公益法人会計基準（以下「公益法人会計基準（平成20年4月）」に対応する「公益法人会計基準の運用指針（平成20年4月）」においても、以下のとおり財務諸表の科目として賞与引当金が明記されている。

公益法人会計基準の運用指針（平成20年4月）

12. 財務諸表の科目

～略～

(負債の部)

流動負債

～略～

## 賞与引当金

上記から考えると、公益法人会計基準においても賞与引当金は従来から計上すべきものであるといえる。

なお、内閣府「平成 27 年度 公益法人の会計に関する諸課題の検討結果について」において、以下のとおり記載されている。

「平成 27 年度 公益法人の会計に関する諸課題の検討結果について」

### I 企業会計基準の公益法人への適用について

一般社団法人及び一般財団法人に課する法律（平成 18 年法律第 48 号）において、一般社団法人及び一般財団法人の会計は「一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする」（第 119 条・第 199 条）と規定されており、企業会計基準もその拠りどころの一つとなり得る。

企業会計基準は、公益法人会計基準（平成 20 年 4 月 11 日内閣府公益認定等委員会。以下「20 年基準」という。）において既にその適用が前提とされているものがある ～略～

企業会計原則では、引当金について以下のとおり規定されている。

企業会計原則注解（注 18）

将来の特定の費用又は損失であつて、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる場合には、当期の負担に属する金額を当期の費用又は損失として引当金に繰入れ、当該引当金の残高を貸借対照表の負債の部又は資産の部に記載するものとする。

製品保証引当金、売上割戻引当金、返品調整引当金、賞与引当金、工事補償引当金、退職給与引当金、修繕引当金、特別修繕引当金、債務保証損失引当金、損害補償損失引当金、貸倒引当金等がこれに該当する。

発生の可能性の低い偶発事象に係る費用又は損失については、引当金を計上することはできない。

以上より、公益法人の賞与についても、一般的に給与規程において、支給の式や支給対象期間が定められている場合が多く、職員の労働提供の対価として、発生する費用と考えられる。

したがって、費用と収益の適切な期間対応を図り、法人運営の効率性の的確な把握を行うためには、賞与は、支給時の一時の費用として処理するのではなく、

期末時に翌期に支給する職員の賞与のうち、支給対象期間が当期に帰属する支給見込額について、当期の費用として引当計上する必要がある。

### 事務局職員給与規程

#### (期末手当)

第16条 期末手当は、6月1日、12月1日（以下この条において「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ6月30日及び12月10日（これらの日が土曜日にあたるときは、それぞれの前日、日曜日にあたるときは、それぞれの前々日）に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し又は死亡した職員についても同様とする。ただし、基準日に在職する職員のうち、次の各号に掲げる職員に対しては支給しない。

#### (1)～(4) 略

2 期末手当の額は、岐阜県職員の例による。ただし、職員の勤務状態を考慮し会長は、予算の範囲においてこれを増減することができる。

#### (指摘)

令和7年度の決算においては、支給対象期間が令和7年12月～令和8年5月分である令和8年6月支給分のうち、令和7年12月～令和8年3月分について、令和7年度に帰属する費用として支給見込額を引当計上する必要を検討するべきである。

### カ. 償却原価法を適用している有価証券の会計処理【指摘28】

#### (現状と問題点)

岐阜県スポーツ協会は、基本財産として利付国債を保有している。当該利付国債は債券金額よりも低い価額で取得しており、債券金額と取得価格との差額を償却原価法により每期一定額を基本財産ではなく、その他固定資産として資産計上している。

【図表6-9-2】基本財産（国債）一覧

基本財産（国債）一覧													令和7年3月31日	
債券	購入債券	償還金額	取得価格	差引	利率	償還日	取得日	期間	総日数	期末	経過日数	利息計上額	利息計上済額 (前年度末利息計上額)	今年度利息計上額
野村	第119回利付国債	400,000,000	396,000,000	4,000,000	-1.80%	R12.6.20	H23.6.13	20年	6,948	R7.3.31	5,041	2,902,130	2,691,997	210,133
大和	第122回利付国債	600,000,000	592,788,000	7,212,000	1.80%	R12.9.20	H23.6.13	20年	7,040	R7.3.31	5,041	5,164,160	4,790,243	373,917
みずほ	第132回利付国債	100,000,000	99,409,000	591,000	1.70%	R13.12.20	H24.2.1	20年	7,263	R7.3.31	4,808	391,233	361,532	29,701
野村	第9回利付国債	100,000,000	99,641,000	359,000	1.40%	R14.12.20	H25.12.20	30年	6,941	R7.3.31	4,120	213,093	194,214	18,879
野村	第150回利付国債	100,000,000	99,450,000	550,000	1.40%	R16.9.20	H26.9.22	20年	7,304	R7.3.31	3,844	289,457	261,972	27,485
野村	第155回利付国債	100,000,000	99,310,000	690,000	1.00%	R17.12.20	H27.12.21	20年	7,305	R7.3.31	3,389	320,110	285,634	34,476
野村	第158回利付国債	100,000,000	100,000,000	0	0.50%	R18.9.20	H29.6.29	20年	7,024	R7.3.31	2,833	0	0	0
野村	第158回利付国債	100,000,000	100,000,000	0	-0.50%	R18.9.20	H30.1.18	20年	6,821	R7.3.31	2,630	0	0	0
合計		1,600,000,000	1,586,598,000	13,402,000								9,280,183	8,585,592	694,591

(出所：岐阜県スポーツ協会作成資料)

【図表 6-9-3】 総勘定元帳 (抜粋)

令和6年度		元帳				No. 3
科目	目	その勘定資産				
(123)	投資有価証券					
会計区分	公益	一般会計				
月日	伝票No.	摘要	消費税	借方	貸方	残高
		前月繰越額				8,585,592
03/31	1724	新替伝票 流動資産 立替金 国債の償却原価法に基づく利息計上	非課税収入	894,591		9,280,183
		3月計		894,591	0	
		3月累計		894,591	0	9,280,183

(出所：総勘定元帳)

【図表 6-9-4】 令和6年度貸借対照表 内訳表 (抜粋)

2. 固定資産					
(1) 基本財産					
第119回利付国債(20年)	198,000,000	0	198,000,000	0	396,000,000
第122回利付国債(20年)	296,394,000	0	296,394,000	0	592,788,000
第132回利付国債(20年)	49,704,500	0	49,704,500	0	99,409,000
第9回利付国債(30年)	99,641,000	0	0	0	99,641,000
第150回利付国債(20年)	99,450,000	0	0	0	99,450,000
第155回利付国債(20年)	99,310,000	0	0	0	99,310,000
第158回利付国債(20年)	100,000,000	0	0	0	100,000,000
第158回利付国債(20年)	100,000,000	0	0	0	100,000,000
定期預金	7,438,600	0	5,963,400	0	13,402,000
基本財産合計	1,049,938,100	0	550,061,900	0	1,600,000,000
(2) 特定資産					
指定管理準備積立資産	20,000,000	0	0	0	20,000,000
退職給付引当資産	61,757,324	0	5,963,400	0	67,720,724
特定資産合計	81,757,324	0	5,963,400	0	87,720,724
(3) その他固定資産					
第119回利付国債	1,451,065	0	1,451,065	0	2,902,130
第122回利付国債	2,582,080	0	2,582,080	0	5,164,160
第132回利付国債	195,617	0	195,616	0	391,233
第9回利付国債	213,093	0	0	0	213,093
第150回利付国債	289,457	0	0	0	289,457
第155回利付国債	320,110	0	0	0	320,110
電話加入権	38,220	0	38,220	0	76,440
車両運搬具	0	0	1	0	1
長期前払費用	0	0	12,470	0	12,470
その他固定資産合計	5,089,642	0	4,279,452	0	9,369,094
固定資産合計	1,136,785,066	0	560,304,752	0	1,697,089,818

(出所：岐阜県スポーツ協会令和6年度決算報告)

(指摘)

公益法人会計基準及び同実務指針では、下記のとおり会計処理が示されている。基本財産として保有する投資有価証券について、償却原価法による償却額は基本的に同じ資産科目である基本財産として計上することが求められている。そのため、財団の会計処理にあっても、基本財産において償却原価法を適用している場合に、その差額を毎年度資産計上する会計処理にあたっては、その他固定資産ではなく基本財産として計上すべきである。

### 公益法人会計基準

89. 償却原価法とは、債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、当該差額に相当する金額を償還期に至るまで每期一定の方法で貸借対照表価額に加減する方法をいう。なお、この場合には、当該加減額を受取利息に含めて処理する。取得価額と債券金額との差額に重要性が乏しい場合には、償還時点において差額を当期の収益費用差額として認識することができる。

### 公益法人会計基準に関する実務指針

6. 有価証券の評価とその会計処理  
(4) 償却原価法による償却額と収受した投資有価証券受取利息

#### 償却原価法による償却額と収受した投資有価証券受取利息の計上方法

資 産	財 源	区分・科目	償却原価法による償却額	収受した投資有価証券受取利息
(流動資産) 有価証券	一般正味財産	区分	一般	一般
		科目	受取利息	受取利息
(基本財産) 投資有価証券	指定正味財産	区分	指定	指定
		科目	基本財産 受取利息	基本財産 受取利息*
	一般正味財産	区分	一般	一般
		科目	基本財産 受取利息	基本財産 受取利息
(特定資産) 投資有価証券	指定正味財産	区分	指定	指定
		科目	特定資産 受取利息	特定資産 受取利息*
	一般正味財産	区分	一般	一般
		科目	特定資産 受取利息	特定資産 受取利息
(その他固定資産) 投資有価証券	一般正味財産	区分	一般	一般
		科目	受取利息	受取利息

10. 公益財団法人岐阜県浄水事業公社

(1) 団体の概要

【法人概要】

法人名	(公財)岐阜県浄水事業公社
所管部署	岐阜県都市建築部下水道課
所在地	各務原市前渡西町字猿尾下 1521
設立年月日	平成2年9月20日
県出資額 (出資比率)	20,000千円(50%)
設立目的	木曾川右岸流域下水道事業の適正かつ効率的な維持管理
事業内容	岐阜県が設置する流域下水道の維持管理業務、下水道の水質試験等業務、下水道知識の普及・啓蒙、下水道技術者の養成、下水道技術・経営の調査研究、下水道事業の技術的業務の協力、その他上記事業の目的を達成するために必要な事業

【組織の情報】

(役員)

(単位：人)

	県退職者	県職員	その他	合計
常勤	2	0	0	2
非常勤	0	2	19	21

(職員)

(単位：人)

	県退職者	県職員	その他	合計
常勤	1	8	1	10
非常勤	0	0	2	2

【財務情報】

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
総収入	2,472,858	2,589,610	2,658,582
経常損益	—	—	—
当期損益	—	—	—
資産合計	466,678	313,157	375,287
負債合計	426,678	273,157	335,287
利益剰余金	—	—	—

【金銭的関与】

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
補助金・助成金	—	—	—
委託料(※1)	2,472,382	2,589,392	2,658,364
指定管理料	—	—	—
貸付金残高	—	—	—

※1 財源は市町村からの負担金である。

(2) 指摘及び意見

ア. 運営委託業者のモニタリングについて【意見 51】

(現状と問題点)

水処理施設の運転管理委託は浄水事業公社設立時から外部委託しており、現在は一般競争入札(総合評価落札方式)により水 ingAM 株式会社が受注している。当初は仕様発注で契約していたが平成 22 年度より包括的民間委託契約をしており、令和元年より 5 年間の長期契約となり、現在は長期契約の 2 期目である。委託内容は、施設の運転管理・保守管理・定期点検・水処理薬品調達・修繕といったものである。このように施設の管理運営について委託していることから、水質やコスト削減といった創意工夫については、水 ingAM 株式会社によるところが大きいといえる。なお、浄水事業公社が水 ingAM 株式会社に対して行うモニタリングは、水処理に関する運転管理状況、放流水の法令基準等の水質基準の順守状況等であり、コストの削減の取組みに関しては明確な目標値などは設けていない。

(意見)

浄水事業公社のコスト削減は、委託業者の事業運営によるところが大きい。浄水事業公社としては、総合評価落札方式による技術提案項目に、省エネ・コスト削減に関する事項を求めており、提案された内容は契約事項として確認を行っており、モニタリングを実施していると考えている。

しかし、現状の契約では費用の上限目標は示されているものの、技術提案には、提案項目に対する具体的な削減目標値が示されていないため、第三者から見て目標に対する結果がわかりにくい状況である。

委託業者に対して、浄水事業公社として求める水準でコスト削減に関する目標値を設定し、委託業者のセルフモニタリング、浄水事業公社によるモニタリングを実施し、施設運営に関するコスト削減及び委託費の削減につなげることが望まれる。

イ. 運転管理以外の委託範囲【意見 52】

(現状と問題点)

現在、水 ingAM 株式会社委託している範囲は、上記でも述べたとおり運転管理・保守管理・定期点検・水処理薬品調達・修繕である。その他、別の事業会社に汚泥処理に関する委託 900 百万円、水質検査に関する委託 8 百万円、機器点検に関する委託 157 百万円、管路維持に関する委託 21 百万円等がある。これらが全て包括委託できるわけではないが、内容によっては、包括的な委託を行うことで、個別に委託を行うよりも、全体として費用削減となる場合がある。

(意見)

浄水処理場施設として、機器点検に関する委託などは、委託内容によっては、現在の運転管理等の委託に含めて包括委託を拡大することを検討する余地がある。

委託している内容については、定期的に現状の委託費と、包括委託した場合の委託費を比較し、適正な業務の遂行とコスト削減を踏まえ、包括委託範囲について検討されることが望まれる。

ウ. 賞与引当金の法定福利費分の未計上【指摘 29】

(現状と問題点)

令和 6 年度の決算書の確認及び担当者にヒアリングしたところ、計上されている賞与引当金に、法定福利費（社会保険料等）分は計上されていないとのことであった。

企業会計原則（注 18）では、当期の負担に属する金額を引当金として計上する旨が記載されており、将来の発生可能性が高く、見積もることが可能であることから、実際に支給したタイミングにかかわらず、法人側が負担する賞与に係る社会保険料については、賞与引当金と同時に計上するべきであると考えられている。

企業会計原則注解（注 18）

将来の特定の費用又は損失であつて、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる場合には、当期の負担に属する金額を当期の費用又は損失として引当金に繰入れ、当該引当金の残高を貸借対照表の負債の部又は資産の部に記載するものとする。

製品保証引当金、売上割戻引当金、返品調整引当金、賞与引当金、工事補償引当金、退職給与引当金、修繕引当金、特別修繕引当金、債務保証損失引当金、損害補償損失引当金、貸倒引当金等がこれに該当する。

発生の可能性の低い偶発事象に係る費用又は損失については、引当金を計上することはできない。

公益法人においても、内閣府「平成 27 年度 公益法人の会計に関する諸課題の検討結果について」において、以下のとおり記載されており、企業会計原則注解と同様の考え方をすることが前提である。

「平成 27 年度 公益法人の会計に関する諸課題の検討結果について」

I 企業会計基準の公益法人への適用について

一般社団法人及び一般財団法人に課する法律（平成 18 年法律第 48 号）において、一般社団法人及び一般財団法人の会計は「一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする」（第 119 条・第 199 条）と規定されており、企業会計基準もその抛りどころの一つとなり得る。

企業会計基準は、公益法人会計基準（平成 20 年 4 月 11 日内閣府公益認定等委員会。以下「20 年基準」という。）において既にその適用が前提とされているものがある ～略～

なお、令和 6 年 12 月に改正の公益法人会計基準において、引当金は次のように規定されているので参考にされたい。

公益法人会計基準（令和 6 年 12 月）

第 8 引当金

115. 引当金として、以下のものを計上する。

(1) 将来の費用又は損失であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつその金額を合理的に見積もることができる場合には、当該金額を引当金として負債に計上するとともに、当期の負担に帰すべき金額を費用に計上する。～略～

（指摘）

賞与に係る社会保険料（法人負担分）については、賞与引当金計上時に併せて算定し、賞与引当金に含める又は未払費用として計上する必要がある。